

て、わが国として考えて、インドネシアの経済の再建は可能であり、かつ、回収は確実である、こういうふうに見ました根拠は三つあるのです。

第一は、インドネシア自体が非常な熱意を持って経済の再建の努力を始めた。ただいま申し上げましたように、財政の均衡に向かって馬力をかけ出しておる、それからさらに国際収支の改善について努力を傾けつつある、このインドネシア自体の経済再建に対する非常に熱心な意欲、これが認められることが第一点であります。

それから第二点といたしましては、久しく国際機構、ことに国際金融機構から遠ざかっておりましたインドネシアがこれにまた復帰する動きであります。特にIMFへの復帰に対しましては非常に意欲的な態度を示して、IMFともその接触を始めておる、こういう点であります。

それからさらに国際ペースによる解決、つまり

利害関係国がこの方式について積極的な姿勢を示している。

これだけの条件が整えばインドネシアの不安というものはなくなる、こういうふうに見ておるわけであります。

○佐藤(観)委員 この三千万ドルだけならいいけれども、先ほど大臣がお話しになりました債権国会議でもっとワクをふやせというような意見が出ると予想されますが、そういう場合にはどういう処置をされますか。

○福田(赳)國務大臣 債権国会議におきましては、二十七億ドルの債務をいかに繰り延べ償還していくかという問題と、それから償還し得る経済体制に持つていくための新規借款、こういう二つの問題が中心になるだろうと思っております。そのいずれに対しても日本は協力をしなければならぬが、これは充分のものでなければならぬ、こういうふうな考えております。その債権国会議の場に臨み、各国の動向等にもらみ合わせながら、日本の負うべき負担、犠牲というものをきめていかなければならぬ、いまその問題はここで予断をしがたい問題でございます。

○佐藤(觀)委員 これは私の愛知県に關係のあるトヨタ自動車の問題ですが、これはいろいろ紛糾している問題があるのですが、大臣でなくて村井さんでもいいのですけれども、この問題はこういうふうな片づいたか、ひとつ伺いたい。

○村井政府委員 インドネシアに対しますトヨタ自動車の輸出は、承認したものがございしますが、一部未船積みのまま現在に至っております。これはいろいろ事情、ことに保険その他の事情からいまだ船積みができない状態でございますが、この問題はほかの一般の輸出未船積みと同じ問題でございまして、現在輸出の本格的な再開がいまだ行なわれない状態におきましてはやむを得ない状態と思っております。

○佐藤(觀)委員 もう一点、未解決の問題の中で、昨年の夏川島副総裁とスカルノ大統領の会談で問題になりました綿糸などの延べ払いの問題で

すね、この問題は一体どういうようになっておるのか、こういう未解決の問題があると思うのですが、この点はどういうふうになっておりますか、伺いたいと思ひます。

○村井政府委員 昨年八月川島副総裁がインドネシアを訪ねた際にそういう話があったことは事実と承知いたしておりますが、その後、昨年末になりまして輸出保険の免責条項の適用が起りまして事実上インドネシア輸出が停止されまして現在に至っておりますのは御承知のとおりでございますが、いまや、新しい借款その他の問題が起つております現状におきましては、すでに状態が非常に異なつておまして、また、インドネシア側といたしましてこれを固執するといふ考えでもございせんので、今回の緊急借款と、いわゆる川島借款とは一応別個の問題として考えていと思つております。

○佐藤(觀)委員 もう一点村井さんにお伺いしますが、先ほど大臣にちよつとお伺いしたのですが、インドネシアとの貿易關係で未解決の問題が相当あるといわれておまして、この問題の中で解決がされ得ないような問題がたゞさんあると思ひますが、その点はどういうふうになっておりますか、伺いたいと思ひます。

○村井政府委員 これは私たちがいたしましたもなるべく早く従来の案件の話を軌道に乗せたいといふ考えを持っておりますので、そのいふ考えのもとに今回の話も進んだわけでございまして。したがひまして、なるべく早くそういう状態に至るよううに、いまの日本の借款あるいは債権国会議の話等、早期にそういう状態が実現するように私たちが希望いたしております。

○小林委員 議事進行。
これは委員会なんでもございましょうから、やはり各委員に、質問も明確に聞かれれば政府側の答弁も明確に入るように、委員長も委員会の構成から何から十分気をつけてお考えになっておると思ひます。單なる個人的な受け答えならば、何もうこの委員会を開いてここでやる必要はない。大蔵

省にでも行つて、大臣室でコーヒー飲んだりワイスキー飲んでやられたらいい。ここで質疑応答しているということは、各委員、少なくともこの会場にいる者に、傍聴人もひつくるめて全部にその趣旨内容が徹底するための委員会なんですから、一体、委員長はいまの答弁や質問がこの委員会全部に徹底するとお考えになりますか。私はこんなんでよ。三分の一以上前のほうにいて、こんなにして一生懸命になつてもなおかつ私に聞こえないのですから、そういうふうなむだな会議の運営のしかたはやめてもらわなくちゃいけないと思ひます。そんなことに気のつかないような委員長では、いささか常識を逸してゐると思ひなすければならぬし、承知していなからやっていると云われれば、これはタヌキもはなはだしと言わなければならぬ。

いづれにしても正常な状態ではございせんので、早急にひとつ処置をして、われわれ委員はもちろん、傍聴人にも質疑応答が明確に聞こえるような緊急的措置をとっていただきたいと思ひます。さもなければ、その次の質問も思うように私ではできない。

○三池委員長 小林君の發言、委員長において了解いたしました。

委員の諸君は御静粛にお願いします。

○佐藤(觀)委員 福田大蔵大臣にお尋ねするのですが、ただいま申し上げましたように、インドネシアのいままでの借款の問題、その他いろいろな焦げつき債権の問題等たくさんあるのですが、しかし、そういうものに対して、いま経済的に非常にインドネシアが困つておるといふことの理由で、回収不可能のようなものでも、やはりこの政府の御意思があるかどうか、その辺のことをはっきりしていただきたい。

○福田(赳)國務大臣 回収可能と確信をいたしまして借款を供与するものであります。

○福田(赳)國務大臣 回収不可能の場合には借款は供与いたしませんです。

○佐藤(觀)委員 戦後、いろいろインドネシアとの關係がありまして、そういうつもりで、福田さんの責任じゃないけれども、いままでやつておられた例があるわけだと思ひます。これは、御承知のように、インドネシアに限らず、やはり韓国あたりでも非常に未払いの債権があつたと思ひますが、そういうものに対して、せつかく大臣から発言がありましたからお尋ねするのですが、そういう外国との借款の問題ですべて決済がうまくいつておりますかどうか。未解決のところがあるのじゃないかと思ひますが、その点はどういうふうになっておりますか。

○村井政府委員 各国と新しい話も進んでおるとは事実でございますが、すでに過去の借款におきましてそれが償還不能におちついたという事例は、いままでのところまだございせん。

○佐藤(觀)委員 いままでのいろいろな未解決の問題があればこそわれわれが質問するのであつて、みなスムーズにいっている、全部が全部決済済みになつてゐるのか、あるいはだいたい延びてゐるものがあるのじゃないかと思ひますが、その点はどうなつておりますか。

○村井政府委員 相手国の状況によりまして、無制限に船積みをするといふことが、輸出業者にとりましてもあるいは銀行等の關係者にとりまして、商業取引上非常に好ましくないといふような場合のときは、商業上の考慮に基づきましてその船積みを一掃せよといふ事態はございまして。そういう意味のもの以外には、いまのところ普通の商業上の慣行によりまして進行しておるといふ現状と存じます。

○佐藤(觀)委員 先ほど大臣から、そういう不安なものはないといふ話でございしますが、しかし私は、總理なんといふものは政治家ですから、相手国を助けるために金を貸したり、またそういう方法をとるといふことは、あながちこれは悪いことだと思つておりません。しかし、初めから予定

もなしに、向こうが困っておるからということでは、輪銀の金を使わせるということについては、きょう新聞で輪銀法の問題についてもいろいろ議論はされておるようであります。そういう点について、政治的に貸付問題と経済的に貸付問題という区別があるべきだと思ふのですが、その点はどういうに使い分けをされておりますか、伺いたい。

○福田(赴)国務大臣 輪銀はどこまでも商業ベースの問題で、回収可能な場合に借款を供与する、延べ払い融資をやる、こういうことになるわけであります。そういうような場合でない場合には、グラントと申しますか、無償供与というようになことをいたす場合もあります。また、輪銀のベースには乗りにくい、しかし日本としてはいろいろな角度から考えて貸さなければならぬというようなプロジェクトがありまして、場合によっては基金を利用する、こういうケースもあるわけでございます。輪銀はどこまでも回収可能な場合にのみこれを発動する、こういうたてまえであります。

○佐藤(観)委員 もう少しあとでまた聞きたいと思ふのですが、その問題についてはあとにいたしまして、先日、わが平岡委員の質問に對しまして、今度は総裁に必ず渡辺武さんが当選するという答弁をされておりますが、どういふ根拠でこれが確実だということが言われますか、その点を伺いたいと思ふ。

○福田(赴)国務大臣 これはさううといきさつがあるわけでありまして、アジアの国際金融人というものを引出すときに、わが渡辺武君というものがまず先に浮かんでくるような状態でございます。そういうようなことで、開銀の本店を東京に置けば、総裁はどうも渡辺さんしか候補者がいないのだから、本店も総裁も日本というようにことになる、こういうような観測が一般的であり、したがって、そういうような状態を避けるために本店はマニラ、こういう空気が支配的だったことはすでに申し上げたとおりであります。

その後の推移を見ますと、やはり渡辺君が総裁適格者であるという関係者の支配的な空気が

でございますと同時に、これに對立して立候補する動きがない。そこで、わが日本といたしましては、渡辺武君の意向も確かめた上、立候補を声明いたしました今日に及んでおるわけでありまして、その声明をいたした後にございまして変わつた事情がないのです。これはもう大勢として渡辺君が推されることになるであらう、こういうふうに見通しをいたしておるわけであります。

○佐藤(觀)委員 これは福田さんにお尋ねするのは酷かもしれせんけれども、閣僚の一人として、この前、実はマニラにとられる前に、必ず東京にくだるという確信を持ってやつておられたようでございますが、この点は一体どういふようになったのですか。私はそれと同じような心配を持っておりますが、その点はどうか。

○福田(赴)国務大臣 本店の場合には必ずくだるのだというふうには申し上げなかつたかと思ひます。東京が一番よろしい、東京誘致に最善の努力をする、また、その結果はさういふふうになるであらうと期待しておる、さういふに申し上げておつたかと思ふのであります。今回はそれとはだいぶ事情が違ふように思ひます。私どもは、渡辺総裁が実現する、さういふことにつきまして一点の疑いも持っておらぬ、さういふふうに申し上げたいのであります。

○佐藤(觀)委員 これは前も予想どおりうまくいっておりますれば私も信用しますけれども、これはなかなか簡単にいかない。それは、日本のほうで二億ドル出しているからさういふような思い上がりもあつたと思ひ、同時に、マニラの地元では非常に猛烈な運動があつて、いろいろ裏のうわさも聞いておりますけれども、さういふようなことがあつてあつた結果になつたと思ふのであります。しかし、今度は、いまさうであるからといって、必ずしも渡辺武さんが総裁になるといふ確信の点については、しつこく言うようですけれども、信用できないような点がある。それは日本の東南アジアにおけるさういふ信頼性が薄いという一面はあるのじゃないかというふうな反省

は持たなければならぬと思ふのですが、その点は一休どうお考えになっておりますか。

○福田(赴)国務大臣 アジアに臨む態度といたしましては、私は、事あるごとに日本として反省しながらいくべき問題だと思ひます。もちろん、アジア開発銀行の本店が東京に來なかつたことにつきましては、その事情につきましては深く反省しなければならぬといふふうには考えております。また、さういふ反省の上にも立つて今度の総裁問題にも臨まなければならぬ、これはもちろんのことでありまして、さういふ態度で臨んでおる次第でございます。

○佐藤(觀)委員 それからもう一つ、これは私も東南アジアに行つていろいろ経験したのでありますが、はたしてアジア開発銀行が日本の経済的な問題について将来性があるかどうかといふことに疑問があると思ふのですが、さういふ点についての根拠、一体これはどういふ力を入れておやりになつておつても、實際は、一面においてはアメリカがバックにおつて、そして日本の経済のことより、さういふ日本以外のことに努力させる。われわれはさう疑いたくないけれども、ちょうど日韓談話なんかも、ある程度までは日本を犠牲にして、表で日本にいろいろなことをやらして、實際は裏でアメリカがやつて、さういふ疑いがいままであるのだからわれわれは日韓談話に反對したのであります。アメリカが二億ドルの金を出すといふことも、これはアメリカにしてみればわずかなことではありますけれども、さういふ点の疑惑を持たせる原因になると思ふのですが、この点はどういふふうにお考えになっておりますか。

○福田(赴)国務大臣 アジア開発はもととエカフエ、つまり国連の機構からその開設の議が始まつておるわけでありまして、国連はアメリカのいろいろな機構だと言つてしまえばそれまででございますが、私はさうは考へておりません。今日東西の主要国がこれに参加して、さういふ世界的機構の中では

からずもアジア開発という議が持ち上がつてきた。アジアという国は國際的な援助が今日まで非常に少なかつた地域でございます。さういふことから考へてアジア開発といふことが今日取り上げられておる。これは世界の當然の帰趨であるといふふうには考へるわけでありまして、わが日本といたしましては國連の一員でもあり、また、わが日本自体のナショナル・インテレストといふようなことを考へまして、わが日本がわが日本だけで繁榮して、それにはおのずから限界があると私は思ふ。やはり近隣諸國、アジアの諸國とともに繁榮するといふかたい考へ方を持つていくべきだ、私はさういふふうには思ひます。さういふようなことで、何もアメリカの意向に支配されておるわけじゃない。これは日本独自の國際連合の一員としての立場から先進國としてわがわがに多い出資をいたすといふ決意をいたしたわけでありまして。

○佐藤(觀)委員 これは大臣の考へ方と私は多少違ふのです。マニラに開銀の本店が置かれるといふことで、いま福田さんが何と言つても、初めは東京に當然来るものだと思つたと思ふのですが、しかし、総裁が渡辺さんだからといつて必ずしも日本に有利であるとは限らない。と同時に、日本の經濟の立場から二億ドルを出してやつても、いまの國際關係からいへば、必ずしも日本の經濟に有利ならぬように私は考へておるわけですが、この点について、大臣はどのような確信があつて、さういふことはさういふ考へ方かたううにお考へになりますか、お伺いしたいと思ひます。

○福田(赴)国務大臣 私は、もう今日の科学技術、特に交通のさうな状態を考へますと、だんだんと世界といふものが接近をしていく、ことに經濟の面においてさういふと思ひます。私は、わが日本だけがひとり繁榮しようといふ道を求めましても不可能であると思ふ。やはり世界とともに日本は繁榮しなければならぬといふ考へ方をかたくとるべきである、世界とともにと申しまして、しかし世界はさういふから、まず近隣から

アジアの諸国に繁栄と平和をもたらす、それによつてわが日本もともに繁栄していくという考え方、この考え方はゆるがすことのできない日本の基本的立場でなければならぬ、私はこういうふうにかゝります。そういうことから申しまして、アジア開発銀行に日本が参加する、しかも、アジアのただ一つの先進国として先進国にふさわしい参加のしかたをする、これはきわめて自然なことではないか、かように私は考えております。

○佐藤(観)委員　ことばを返すわけじゃないけれども、一番近い国で、一番経済的に日本に關係のあるのは中共でございます。その中共はほかについて、そしてほかのことだけおやりになるということに私は疑問を持つので、その点は一体どういふようにお考えですか。一番近い、一番経済的に多かつた中共との貿易をやらないで——これはいろいろ貿易はありますけれども、実際にはいま佐藤内閣は中共貿易のことについてあまり熱心でないということだけは事実であります、そういう点の矛盾はどういふようにお考えになつておられますか。

○福田(利)國務大臣　中共は国連に入っていないのです。中共が国連に入る、これは非常に問題の多い、むづかしい問題ですが、つまり中華民國という問題をかかえておる、こういうことからむづかしい問題でありまして、これが解決いたしますれば、アジア開銀に中共も入ってくるだろう、私はこういうふうに思います。しかし、今日中共は国連に参加していない、そういう状態において国連の一つの外郭機構としてでき上がるアジア開銀に中共が参加しないというのやむを得ざるところである、かように考えております。

○佐藤(観)委員　中共がはいれないのはアメリカや日本がはいれないからですよ。これは間違つておられては困る。アメリカや日本がはいれないでおいで、入っていないからという現実でそれを押えるのは無理じゃないかと思うのです。たとえばイギリスでもフランスでも国連に入っていないくてもやはり貿易や何かをやっておる。日本の名古屋から

西の九州とか四国とかあるいは中国というふうなところは一番貿易關係が親しくて、しかも長年の伝統があるわけですが、そういうところはたいへんなことだと思ふのです。こういう点で、いま大臣が言われるように、国連に入れないでおいで入っていないというのことは言えない。日本はアメリカと同じような形式をとっている。この間も、佐藤総理が言わぬでもないのに、今度また前と同じような方式をとつて中共を入れないというふうなことを言うのは少し無理だと思ひますが、その点はどうか。

○福田(利)國務大臣　国連に中共がなぞ入らないのか。これは中華民國の問題が非常に大きな焦点となつておる、こういうふうには私は思ふのです。同じ問題が国連の外郭機構であるアジア開発銀行にもあるわけですよ。でありますから、私は、国連に中共が入るといふ問題が解決すれば、アジア開銀に入るといふ問題も自然に解決する、そういうふうにお考えをしております。

○佐藤(観)委員　これは福田さんにお尋ねしても平行線になると思うのですが、台湾といふのは、アメリカがカンフル注射をやつて生きてゐる国です。これはわずかに四百万くらいの人口であつて、あそこへ逃げた政権、残存政権を御承知のようにアメリカがああいうふうによつておる。しかし、日本はアメリカとは立場が違うと思ふのです。つまり、アメリカは、中共との關係で、自分が蔣介石をかかえておるからある程度アメリカはアメリカとしての方向があると思ひますが、日本の国は、いまは中国本土の毛沢東の國に対してアメリカとは違ふと思ふのです。

そこで、私たちがいま考えておるところは、やはりイギリスやあるいはフランスまでも、御承知のように承認してどんどん貿易をやつておる。あなたの党の松村さん自身が言つておられるように、現実的である程度までどんどん貿易をやつておる。そうでないと、次第に日本の地位が経済的にも不安定になるということ、これは福田さん

のうな頭のいい人は考えないわけがないと思ふのです。しかるに、そういうことがわかつておつてアジア銀行のほうでやつておるということは、アメリカの片棒をかつぐと言われても——私はすべてアメリカの片棒をかつぐとは申しませんけれども、しかし、ある程度これはわれわれとしては納得できないような問題だと思ふのですが、この点はいかがでしょうか。

○福田(利)國務大臣　アジア開発銀行はアメリカからの発想じゃないのです。これは繰り返して申し上げますが、國際連合の発想なんです。その國際連合の機構であるエカフェを舞台としてこの銀行ができるわけでありまして、決してアメリカがスポンサーであるといふような性格のものじゃありません。ただ、アメリカも域外国として金を出し、これは持てる国アメリカですから、これから金を出してもらうことは、私は非常にけっこうなことだと思ふのです。アメリカからでも金を引き出さぬと、アジア、アジアといつたつて、から念ふみたいなもので、なかなか復興はいたしたくないんじゃないかと思ふのです。アジアの自主性を害する、私は、これは何もそうゆがんだ目で見れば必要はないんじゃないか、そういうふうにお考えをしております。

○佐藤(観)委員　これも大臣と意見が違ふんですけれども、アメリカだつて金を捨てるわけはないと思ふのです。東南アジアに出すには出す理由があつて、中共との対抗上の問題があると思ふのです。こういう点は、福田さんもアメリカ人じゃないですから、やはりアメリカと中共がどうあるとも、日本の立場を考へて積極的に行ふべきであつて、私はアジア開発銀行といふものが悪いことだと考へるのは、そういうアメリカが——発想は國際連合だと言われまふけれども、アメリカが實際國際連合の実権を握つておつて、自分の好きなやつは入れるけれども、いやなやつは入れないのです。そういう点を、日本とアメリカは同じじゃないから考へてやるべきじゃないか

ということをお考へしておるわけです。この点は、福田さんなんか將來のある大臣ですから、佐藤さんのようにがんこな——佐藤さんは、御承知のように吉田さんと懇意で、吉田書簡といふものを持ち出されてあつたやうに変わつていったんだけれども、佐藤さんが総理大臣になる前には、久野さんと中共貿易で、わざわざ青島埠頭までおいでになったんですよ。ところが、そういうことをやりながら、政権をとつてしまつと、吉田さんに叱られて、そして中共との貿易はいかぬというやうなことを言つておるわけです。あなたのほうも、御承知のように松村さんのやうな、中国と日本は共同しなければならぬといふやうな意見の人は、やはり正しいことをやるわけです。こういう点については、私がアジア開発銀行に反対する理由はその片手落ちだといふところにあるのであつて、これが公平な立場でアメリカが金を捨ててしまふといふやうなやり方ではない。アメリカはアメリカで、南ベトナムを通じ、あるいはタイを通じ、マレーシアを通じ、あらゆる東南アジアの國々を通じて中共との対立的な立場をどんどんつくつておるのです。これは、アメリカはアメリカの立場でやるのはいいけれども、日本はアメリカの言つたとおりに聞く必要はないと思ふのです。その点は一体どういふふうにお考へておられるか、お伺いしたいと思います。

○福田(利)國務大臣　日本がアメリカのやうなことを聞かなければならぬといふ理由はありません。日本は日本の利益を中心として、しかもそれが世界の平和と繁栄に合致するやうな方向で行動すべきである、こういうふうにお考へます。私は、このアジア開銀がアメリカの何か息がかりでできておるといふやうな見方をすることは少し片寄つておるんじゃないかと思ふ。これはあくまでも國際連合を基礎としてできておるものであります。國際連合がアメリカの機関だといふやうな見方をすれば格別であります、これはいま世界のただ一つの平和維持機構である、こういうふうにお考へるにおきましては、いささかの疑問も持つ余地

はないんだ、こういうふうに考えております。

○佐藤(親)委員 これは大臣と議論しても平行線になります、福田さんといえども、佐藤政府の閣僚でございまして、腹の中で思つておつても、なかなか言えない立場があると思ひます。

そこで、もう一つお伺いするんですが、残念ながら、日本は本店をマニラにとられました。しかし、開発銀行の総裁は必ずとれるという確信のようでありまして、いまさらどうかと思ひますが、どちらがよかつたですか。本店はマニラにとられてもいいけれども、総裁さえとればいいというのか、この点はおそらく政府でも方針はきまつておると思うんですが、どうですか。

○福田(親)國務大臣 アジア開発銀行が本店をつくるのに、公平に考えて、日本ばかりの立場じゃありません、公平に考えてどがいのか、こういう考え方をいたしたわけなんです。つまり、アジアのフィナンシャルセンターと申しますか、金融の最も中核的な場所はどこになるかという点、これは東京じゃないか、こういう考え方に立つて東京誘致ということを主張したわけでありまして、かたがた、そういう考え方がありますが、距離の点、しかも低俗な考え方でございまして、日本の人もぜひ参加する、そういう参加する場合に都合がいいんじゃないかというような考え方もありますが、ともかく、そういうこまかい点は別として、アジアの金融中心地はどこであるかという点には東京が一番適格じゃないか、こういうことで東京誘致を主張して、またそれができるとあるうといふ考えも持つたわけでありまして、しかし、それは実際はできなかった。そこで今度は、渡辺さんという人が総裁候補として有力視されておる。そういうことになるとどうかという点、本店のことはやむを得ないことでございまして、しかし、アジアで国際金融人として広く、最も信頼されておるといふ渡辺さんが総裁の地位につく、こういうようなことになりましたら、私はアジアの開発のためにこの銀行が大いに貢献する上に力があるだろう、これをまた大いに期待をいた

しておるわけでありまして。

○佐藤(親)委員 渡辺さんはアメリカにも長くおられたし、それから大蔵省にも長くおられた人でありまして、そういう点の手腕力量については、私も直接知つておりますから、いじょうぶだと思ひますが、ただ、御承知のように、今度の開発銀行の大口の出資者は日本とアメリカなんです。そういうような二億ドルずつ出しておるといへば、日本が発言権があると同じように、アメリカはもとつと発言権があると思ひます。そうならば、結局アメリカのいい銀行ということになりかねないと思ひますが、その点はどういうに解釈されておりますか、お伺いしたい。

○福田(親)國務大臣 アメリカは出資者としての発言権は持つております。しかし、これは域外国なんです。域内国じゃないのであります。域内国であり、また最大の出資者であるわが日本、これは私は非常に大きな発言権を持ち得る立場にある、しかも、日本は借り手じゃないのでありますから、大きな発言権と同時に公平な発言のできる立場にある、そういうふうな考えております。

○佐藤(親)委員 それは日本に有利に大臣が解釈されておるわけですが、しかし、各加盟国の投票権数が表決の問題で定められておると思ひます。それから、融資を行なう場合には、この投票権数に従つて決定されるものであるかどうか、その点の内容はどうなつておるか、大臣でなくとも、村井さんでもいいですけれども、伺いたい。

○村井政府委員 銀行の、いわばアジア的な性格と申しますか、そういった面はこの協定を通じて、たといは、出資割合が域内加盟国が六割に達しないといふけないというところの、一つかと思ひますし、理事も、域内国が七名に對しまして域外は三名だといふふうになつておりますし、また発効要件といふふうになつておりますし、また域内国は十カ国以上でなければならぬといふふうになつておりますし、先ほど来問題になつております総裁の人選にあたりまして、アジアの域内加盟国民の中から選ばなければならぬといふことになつております。したがしまして、いろいろな融資等にあたりまして、こういう面は実際問題として、銀行の運営もそういう線に従つて行なわれるといふことは十分予想されるかと思ひます。

○佐藤(親)委員 これは大臣でもいいのですが、総裁を日本がとると、副総裁はどこで、実際の事務をやる人はどういふふうになるかといふあらかじめの構想がございまして、どういふふうになるかと思ひます。

○福田(親)國務大臣 日本から総裁ということになれば、副総裁はおそらく他の国が、ということになると思ひます。しかし、総裁がわが日本である、つまり、この銀行運営について全責任を負うといふ以上、総裁をして誤りならしめるという補佐機構は私は必要だといふふうに考えております。そういうことを考えながら、総裁に渡辺氏がきまるといふことになりまして、十分の人的配置もしていかなければならぬ、こういうふうな考え、その準備もしておりますが、まだ本式にきまつたわけでもない今日の段階においてどういふものかといふようなことはどういふ申し上げられることではないのであります。その点は御容赦を願ひたいと思ひます。

○佐藤(親)委員 村井さんにお尋ねするのです、この銀行に総務会と理事会とが機構としてあるようですが、両者の権限、それから構成の問題、そういうような問題についておわかりでしたら、ひとつここで発表していただきたいと思ひます。

○村井政府委員 総務会は加盟国の総務の集會でございまして、この総務は、日本で申しますれば大蔵大臣とか、そういうことになると思ひますが、理事会のはうは、先ほど申しましたように、十人で構成いたしました、その総務会と全然別個であることは言うまでもございせんが、選出は総務がそれぞれ選挙いたします。それで権

限、規則それぞれ協定においては定まつております。たとえば、総務会におきましては、定足数は、総務の過半数で、加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表するものでなければならぬ、それから理事会は、そういう総務で選出された理事でもって構成され、理事は、経済及び金融に関する問題について有能な者でなければならぬといふようなことがございまして、要は、理事会は結局アジア開発銀行の運営にあたりましてその運営をきめるといふことでございまして、総務会はもう一つ大きい大方針と申しますか、それをきめていく、その大方針の中で理事会が日々の運営を決定していく、大ざっぱにいつてそういう権限の相違かと思ひます。

○佐藤(親)委員 それからもう一点、渡辺武さんが総裁になつた場合の、日本の機構の中に入つていける可能性、それから、いま福田さんが言われましたように、アジアの加盟国の中では日本の国が一番大きいのですし、しかも二億ドルの出資をしていけることになれば、当然ある点まで機構に應じて人的な配置をしなければならぬと思ひますが、そういう機構がございまして、これも重ねてお伺いしたい。

○村井政府委員 いろいろな機構その他はこれから問題でございまして、現に準備委員会が数回開かれておまして、そこで原案をきめて、それで総会にはかつて決定する、こういうことに今後問題としてなつていく段取りでございまして、まだ、詳細にわたつてきまつていないといふ問題ではございせん。

○佐藤(親)委員 この前の平岡さんの質問のように、絶対に渡辺さんは間違いないといふことになつてゐる以上は、総裁がきまつておれば、当然こちらもある程度その構想があつてしかるべきだと思ひますが、そんなことはどうでもいふといふ考え方が、あるいは、やつてみなければまだわからぬといふ不安の面があるのか、これをひとつ大臣から伺ひたいと思ひます。

○福田(親)國務大臣 渡辺総裁がもしきまつた以

上、この銀行については日本としても非常に責任を持つわけでありまして、したがって、これをどういふ下部機構にするかという事は銀行の運営にも重大な関係がありますので、私どもは深甚の関心を払っているわけでありまして、ただ、これは関係国がある問題でありますので、いまここでこういうふうにした構想であるというふうなことを申し上げる段階までできておられ、それを御容赦願いたい、かように申し上げているわけであり

○佐藤(観)委員 それから、もう一つこれと関連してお伺いしたいのは、御承知のように、アメリカのジョンソン大統領が東南アジアに十億ドルの経済開発資金を援助するというようなことを発表しております。この十億ドルという中に開銀の出資の二億ドルが入っているのかどうか。あるいはそのほかについてどういふような構想があるのか。これは向こうのほうの考えでございますから不明な点があるかもしれませんが、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○福田(純)國務大臣 いわゆるジョンソン構想は、これは性格がアジア開発銀行とはまるきり違ふのです。つまり、アジア開発銀行はアジアの全域を対象にいたしております。ところが、ジョンソン構想というのは、これは東南アジアの安定のために協力するということを目的としておるようでありまして、そういうことで、全然性格が違うのでございまして、したがって、アジア開発銀行に対するアメリカの二億ドルの出資、これはジョンソン構想の十億ドルの中に入っております。ジョンソン構想は、十億ドルの資金をもつて、メコンの開発でありますとか、あるいはその他の東南アジア諸国の開発に貢献したい、こういう考え方であり、また、場合によっては開発銀行に対して一部の基金を信託してもよろしいというふうなことを言われておつたのです。これはちょうど昨年のいまごろ盛んに唱道されておつたわけでありまして、しかし、その後一向具体化の話というものがなく、今日どう

なっておりますか——まあ、アメリカがどういふ考えであるか、こういうようなことははかり知れないものがあるように私は感じております。

○佐藤(観)委員 御承知のように、フランスのドゴール大統領がきのうからモスクワへ行つております。あの人は陸軍中將でございしますが、民族主義者と言われておりましたドゴールでも中共を認め、それからフランスの国民のためにソ連のほうへ行つて新しい関係をつくらうとしておるわけでありまして、ところが、日本の国は御承知のように中共の近隣国であり、あなたのほうの一部にはA会議に反対をするような者もおられますが、しかし党内には、社会党と同じように中共との貿易をやれという声が非常に高いわけでございます。この点については、大蔵大臣は経済的な考えを持つ人でありまして、十分に検討を加えていただきたいと同時に、私たちがアジア開発銀行に非常に疑惑を持ちはすのは、御承知のように、いまアメリカが三十五万にも及ぶような大軍隊を南ベトナムに派遣しておるわけでありまして、開発銀行は直接経済的なことだけやるということではありますけれども、何かアメリカが東南アジアに野心があるのじゃないかというふうな疑惑が日本の国民にもあり、またアジアの中にもそういう考え方があ

ると思ふのです。この際ひとつはつきりしていただきたいのは、この開発銀行はそういうアメリカの東南アジア作戦と関連のないものであるということをはつきりとおわれが理解できるように御説明を願わないかと、せっかく開発銀行がマニラにできましてもなかなか国民は納得しないと思ふのです。アメリカは現在ベトナムで戦争をやつておる。これは私は、キューバだとかあるいはドミニカというふうなアメリカの圏内に近いところならやむを得ないとしても、非常に遠い東南アジアのベトナムに来て、しかも、かつて自分の植民地であつたところのフィリピンのマニラに銀行の中心を置いたといふところにいる国民の疑惑があると思ふのです。こういう点について、そういうことのないよ

うな自信が一体持てるのかどうか、大臣の御決心を伺いたいと思ひます。

○福田(純)國務大臣 アジア開銀は、そもそもその発足は国連にあるわけでありまして、これはアメリカの発意に基づくものではないのであります。そういうことでありますが、特にこの銀行の運営につきましても注意してまいらう、つまり、これが政治的な動きとならぬように注意しようといふので、協定第三十六条という一項を設けまして、そのことを明白にしておるわけでありまして、この御懸念はなきようにお願いしたいと思ひま

す。○佐藤(観)委員 実はジョンソン大統領は、アジア開発銀行のことにソ連に参加をしてほしいという希望を述べたと言われております。だから、そういうことを考えれば、私は、もつと日本がこういう点について関心を持つてやるべきであるのかかわらず何かもたしておるような感じがいたすわけでございます。こういう点について、もつとアジアの開発をやるといふことならば、広く、アメリカが参加しても、ソ連が参加してもいいと思ふのです。そういう点について、やはりもつと大きな構想を抱いて後進国の多い東南アジアの開発をやればよいと思ふのです。が、その点は、福田さんはよそにとらわれずに、あなたの独自の意見としてどのような考えを持っておられるのか、ひとつ構想を伺いたいと思ひま

す。○福田(純)國務大臣 私は、アジア開発銀行が、アジアのおくれた経済の復興を促進させるという目的を持って設置され、しかもそれが政治的な動きとなつてはならぬといふようにみずから縛つておる、この姿はどこまでも推し進めていくべきものではないか。わが日本としても、アジア開発銀行が経済を中心とした復興の体制にあり、これが政治的な動きをしてはならぬという、この一点につきましてもかたくなに守つていかなければならぬ、かように考えております。

○佐藤(観)委員 アジア開発銀行の融資の対象になる国は、自由圏、共産圏あるいは中立圏というようにいろいろ区別されるものかどうか、これも伺いたいと思ひます。

なる国は、自由圏、共産圏あるいは中立圏というようにいろいろ区別されるものかどうか、これも伺いたいと思ひます。

○福田(純)國務大臣 これは、政治的な立場に立つての区別はないと思ひます。アジア開銀に参加している諸国はひとしく処遇を受くべきものである、かように考えております。

○佐藤(観)委員 それから、最近の傾向として、きのうイシコフ漁業相も来ておりますが、日本とソ連との関係が非常に好転したといふことは事実であります。こういうふうな場合に、アジア開発銀行にソ連が参加するといふ問題について、椎名外務大臣は、入つてもいいようなことを外務委員会で言われたようでありまして、そういう点について大臣はどのようにお考えになりますか、伺いたいと思ひます。

○福田(純)國務大臣 ソビエト・ロシアは、私が聞くところによると、アジア開発銀行には非常に関心を示しておる、また、これに対して協力的であるといふ話でございます。ただ、出資だけはごめんこうむりたい、しかし永久にごめんこうむりたいといふようなことじゃないようでございますが、さしあたり創立当時の出資国としての立場は辞退したい、こういうことでございまして。しかし、いずれにしてもアジアの開発には好意的に協力するといふ態度ではあるものであります。

○佐藤(観)委員 日本が今度総裁をとるといふことになれば、開発銀行の上に相当日本のウェイトがあると思ふのです。そういう場合に、日本はソ連に対して、いまの福田さんが言われるような援助なり参加なり——出資しないといふことになつても参加するような道をつけられていくのかどうか、この点について日ソの問題が今後出てきますので、ひとつ伺つておきたいと思ひま

す。○福田(純)國務大臣 ソビエト・ロシアがそういう態度でございまして、永久にソビエト・ロシアがこの銀行にはいられないかという、私は必ずしもそうは思つておりません。私も日本として

も、ソビエト・ロシアがこれに参加するということにつきましてもは積極的なかまえて臨むべきものである、かように考えております。

○佐藤(勲)委員 あとインドネシアその他の問題についていろいろ大臣の意見を伺いたい点もありますが、きょうは同僚委員が大勢質問があるのであります、私一人だけでも一時間半やりましたから、これで終わりますが、ただ問題は、この開発銀行などの問題についても、どうも割り切れない。日本独自の考え方が非常に少ないように考

える。これは日本がアメリカに占領されたという原因もあり、ややもするとアメリカに比重がかかり過ぎるというような非難を受けたり、また、現実的にそういうようなことが多くある。私はかつて主計大尉でフィリピンを占領していたことがありますが、それだから、アメリカに対してはいま非常に好意を持つ人があるようでありますけれども、どうも何か割り切れないものを持っておるわけですね。私たちは日本人でありますから、やはりアメリカだけに片寄るような経済や政治をやるというのに対して、日本の将来が案ぜられるように思うと同時に、私たちは、中共でもソ連でもありません。けれども、少なくともこういうような経済的な進出については、やはり国の内外を問わず、共産圏であるうが、あるいは民族主義の国であるうが、経済的な発展ということになればそういうことはかまっておれないという現実があると思うのです。特に日本のような人口の多い国では、当然経済的な問題については独自の立場でやっつけていかなければ、私はアメリカにしてやられてしまおうと思うのです。

こういう点について、国際的な開発銀行の参加者として、しかも二億ドルもの出資者として十分なあれが必要だと思ふのですが、その点の決意をお伺いして、私は質問を終わりたいと思ふます。

○福田(赳)國務大臣 わが日本は、いま国際社会において何ものにも制肘をされるという立場ではないと思ふます。アジア開発銀行についても同様である。しかも、アジア開発銀行は、御承知のよ

うにこれは国連という機構の場において発想されたものであり、国連の熱心な一員としてのわが日本がこれに賛成していかねばならぬ、また同時に、わが日本はアジアの一員でありますから、アジアの一員としての、しかもアジアのすぐれた工業国としての立場を踏んまえて独自の立場で行動すべきものである、これも言うをまたないところでありまふ。さような方針で今後のこの銀行の創立、運営に参加していきたい、かように確信を持っておるわけでありまふ。

○佐藤(勲)委員 ちょっと一つ気にかかることがあるのですが、いつも福田さんは国連、国連と言われまふが、国連はアメリカのかいらいのようなものですね。これは私は現地へ行きましてそれを感ずる、同時にどうも国連を隠れみのにされると思ふのです。これはひとつ十分に検討して、国連については何も全部反対しませんが、いまの国連はアメリカ一國が指導権を持ってやっておるのです。その飛ばつちりがキューバやドミニカへ来て、また南ベトナムへ来ておると思ふのです。アメリカの世界政策の中にこういう非常にみにくい点があつて、最後になると国連をその隠れみのにして、国連の場では、これはあなたに言つても、あなたと主張が違ふわけですが、ひとつ独立国の大蔵大臣として、あまり国連を隠れみのに使わないようにお願いいたします。

○三池委員長 小林進君。

○小林委員 私は、アジア開発銀行の問題については前から質問をさせていただいておりまして、その継続であります。私の継続の質問の間へ、わが社会党の作戦上佐藤さんが中へ入つていところを質問されたということでございますので、そこら辺ひとつ誤解のないように、あいつはどうか何回も質問ばかりやつていふじやないかというふうにお考えになるかも知れませんが、決してそういうことではない。継続でございまして、いままでやつてまいりましたのが結論でございまして、これから各論をやらせていただく、こういう順序

でございまして、御了承をいただきたいと思ふのであります。

まず問題を十二ばかりに集約いたしてまいりましたが、第一の問題といたしまして、役員構成について承りたいと思ふのであります。

なお、今朝の新聞によりますと、何とかという外務省の公使が開発銀行の理事に予定されておるといふふうに乗つておりました。それらも含めて役員の構成について承りたいと思ふのであります。

○村井政府委員 いまきまつておりますのは、協定で十人の理事で理事会を構成するということと、総裁のほかに副総裁は一人あるいは二人以上であるということがきまつておるだけでございまして、その中でだれがどうということは、これはもちろん今後の問題でございまして。

○小林委員 そんなことはないでしょう。総裁は一人で、副総裁は一人ないし二人にする、そのほか理事は十名にする、その理事も域内国が何名、域外国が何名、それから理事選挙はどうする、総裁選挙のやり方はどうするといふようなことがきまつておりました。それを聞いておるのです。ごまかしてはいけません。

○村井政府委員 まず理事でございまして、理事は十人の理事で構成いたしまして、これらのうち三人は域外加盟国を代表いたします総務が選挙いたします。七人は域内加盟国を代表いたします総務が選挙いたします。それから総裁は、総務の過半数を代表するものとして、加盟国の総投票権数の過半数を代表するものによる表決をもちまして選挙いたします。そのときに先ほど申しましたように、総裁は域内加盟国の国民でなければならぬという制約がございまして。総裁の任期は五年というものでございまして。それから副総裁でございしますが、理事会は、総裁の勧告に基づきまして、一人または二人以上の副総裁を任命するといふことになつております。副総裁は、理事会が定める期間在任期間を有することになっております。また、副総裁は、総裁が不在のとき、あるいは健康

その他ぐあいが悪いとき、故障の場合に総裁の権限を代行するということになっております。

○平岡委員 閣下で伺いたしたのでありますが、いまお答えの中に、総裁選挙につきまして一國一票を投ずるということ、それから各国の持ち株分によるマジオリティーをきめるということ、この二つの投票が行なわれるというように伺つたのですが、これが両方一致した結果が出ればよいのですけれども、違つた結果が出た場合にはどうなるのですか。

○村井政府委員 これは各国の基本票がございまして、そのほかに出資額に応じて票数が割り当てられますので、各国はその合計をもつて投票するといふことに相なりますので、その過半数がございした場合にやるわけでございまして、かりに御指摘のように総務の過半数以下ということになりますと、選挙をもう一度やるということになるかと思ひます。

○平岡委員 私が聞いてゐるのは、一國一票で、たとえば三十カ国なら三十カ国が投票したといふした場合、そこで日本の渡辺さんがそのうちの十七票なら十七票をとる、それから今度持ち株分によるマジオリティーもやはり渡辺さんにきまつたといふことになれば問題ではないのです。ところが、一國一票のほうは、どうしたはずみか三十カ国投票したうちで十三票ぐらゐり日本に入らずに、他のどこから立候補者があつて、そちらに十七票入つてしまつた、ところが次の段階で持ち株数によるところのマジオリティーは日本の渡辺さんにきつたといふことだと、片や他国の候補者がとり、マジオリティー部分に対しては日本の渡辺さんが最高点をとつたといふことになりまふと、結果が一致しないわけですね。その場合はどういふように最終的にきめられるのか、そのことをお伺ひしてゐるわけですね。

○村井政府委員 先ほど申し上げましたが、各国の基本票がございまして、八百という基本票がございまして、それと出資額との合計票数がその国の投票になるわけでございまして。したがいまし

て、その合計をもちまして投票いたしますので、その総務の総数の過半数であつて、かつその投票が過半数を代表するという場合には、これはその総裁が当選するというわけでございます。いま御指摘の場合は、おそらく総投票数は過半数ではあるが、総務が過半数にならないという場合の御指摘かと思いますが、そのときはやり直すというふうに承知しております。何回でも……。

○平岡委員 総裁候補が三名ぐらゐり出ているときには、やり直しのとき一人の総裁候補が退く、そういうときは変化が出てきますが、初めから総裁候補者が二名というときには、一国一票の結果と違ふことがあり得ると思ふのです。何回投票してもそれは変わらないということになることもあると思ふのです。ところが、三十四条の二か三か、見ましても決着の方法が書いてないのです。ですから、その点で選挙管理委員会みたいなものを発足させて、この場合はどうするといふようなことをその時点で定めるのかどうか。少なくともこの開票の定款ですが、これによると、そうした決着の方法が一つも出てないですね。しかも、そのことがちよつと見通しとしてあり得ると思ふので特に伺ひしたわけです。

○村井政府委員 平岡先生の御指摘の点はあり得ることかと思ひますが、おっしゃる通りにこの協定にはそれを予定してありませんで、おそらく二回とか三回とかそういうことが行なわれて、どうしてもそれできまらないというときには、これはまた新事態ということで、新しい規則をつくるなり話し合いが行なわれるなり、そういう新事態に對処する措置がとられることになるかと思ひますが、先ほど来話ございましたように、また大蔵大臣が御説明されましたように、各国の状況は、渡辺武氏個人をいふのところは公式、非公式に絶対支持という表明をしておりまして、おそらくそういう事態はないというふうに私たちは考へております。

○小林委員 ちよつと最初に言い忘れましたが、

私はこの開発銀行の問題について、対アメリカと域内、域外加盟国との経済的政治的軍事的な主従関係といふことも、支配、被支配の関係その他を明らかにして、これはほんとうのアジアのための自主的な銀行でない、それからまた、アジアの銀行の過半数、過半数の国民が入っていないでどうしてこれが一体アジアを代表する開発銀行だといふのかというふうないろいろな問題を含めて総理大臣の出席、それから、一体開発銀行は何をやるのかというふうな問題に關連して厚生大臣、これを私は前から要望いたしておるのでございまして、私がいま初めてここに質問に立つたというならば別でございましょうけれども、継続質問中であつてございまして、私がここで質問することがわかつておりまして、前々から要望しておる大臣並びに政府委員の御出席はちゃんとここにきちやならぬと思ふのでありますが、委員長から何もお話をしない。これは一体どうしたことかございましょう。

○三池委員長 小林君にお答えいたします。厚生大臣はいま参議院の社務の委員会のほうへ出席しているもので、それが済まなければ出席できないというところで、時間のほどはまだ不明という事情であります。総理大臣の要求は、本日はいたしておりません。

○小林委員 そういう御事情でありますれば、いままぐ首になわをつけて引つばつてこいというわけにもまいりません。しかし、この法律を最終的に仕上げをするまでの間に、やはり私が要望しております各関係大臣はぜひ出ていただくように、委員長は特別の御努力をいただきたいと思ふ。もしその人たちに對する質問が許されない限りは、私は、残念ながらこの法案は、賛否のいかんを問はず、採決に入られることに對しては絶対に賛成をするわけにはまいりません。この点、委員長はしかとお含みおきのほどをお願いいたします。

そこで問題に移りますが、いま平岡委員も質問をいたしました、その第三十四条「総裁」の中の総裁選挙に關する規定は別といたしまして、こ

ういう明白な規定があるならば、先ほどの大蔵大臣の御答弁の中にも、この渡辺武氏総裁はきまつたとおっしゃるが、一体どういう手續できまつたのか。この三十四条の規定に基づいて総裁を選ぶ以外に、他に総裁選挙の方法があるのか。どういう形で渡辺武氏が選ばれたのか。その選挙のやり方あるいは票数をお伺ひしたいと思ふのであります。

○福田(越)國務大臣 小林さんに申し上げますが、きまつたと申し上げているわけではない。きまりそうだと申し上げているのです。その点ひとつお含みの上、御質問願ひします。

○小林委員 私はまだ大臣の答弁を正確に把握したわけじゃありませんが、いまのお話によりますと、きまつたとは言わない、きまりそうだという話であります。そういうふうな答弁でございまして、これはあとで速記録を見ていただければその点は明確になるのかもしれませんが、間違ひございせんか。私はそういう意味において、先ほどからどうも声が聞えない、聞えないとやかましく言つたのでありますが、私があそこへすわつてお聞きした範囲においては、総裁は渡辺武氏にきまつたんだ、何回も繰り返して言つたというふうな記憶をいたしますが、いかがでありますか。

○福田(越)國務大臣 私の発言に間違ひございせん。

○小林委員 それでは、いづれあとでひとつ速記録を見させていただいて、この問題についてはあらためてお話を申し上げることにして、この点は留保しておきます。

そこで私は、域外の理事を三名あるいは域内の理事を七名にした、この七対三という根拠はどこにあるのかという問題が一つ——時間の関係もございましてからなるべく要約して申し上げますが、それから任期を二年にした理由、なぜ一体任期を二年にしたのか。総裁の任期は五年であります。理事の任期は二年、副総裁の任期については規定の中にないようであります。もし副総裁が

選任をせられた場合には、副総裁の任期は一体何年になるのか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

○村井政府委員 域内、域外の理事を七対三にいたしましたのは、発足当初におきまして、出資額を域内、域外でもって大体六対四ぐらゐが適当ではなからうかという話がございまして、したがうして、理事の場合はそれを多少上回つた、域内に重点を置く方がよからうということでもって七対三というふうになつたと承知いたしております。

それから、理事の任期の二年でございまして、これは世銀等も二年でございまして、そういう慣例のほかに、なるべく多数の加盟国から理事を出したいという配慮から、あまり短くても不都合でございまして、二年というのには比較的短い期間であるという観点からさうなりましたと承知しております。

○小林委員 現在アジア開発銀行の理事ももはや日本で内定をして、人名までも出てくるのだから、それが一体どういふことにきまつておるのかという先ほどの私の質問にまだ答弁がない。これは外務省なら外務省で答弁していただきたいと思ひます。

それから、七対三という問題も、私どもの聞いたところでは、何も最初から七対三で決定したわけじゃない。これはまだ最終的な決定ではないというふうな意見もあつて、七対二、そういうふうな意見も強く出ているのだというふうに聞いてゐるのであります。あなたの答弁と少し違ふようだが、この点どうなつてゐるのか、聞かせていただきたい。いいですか、何とかという公使を理事にする問題と、いまの問題、それからいま一つ、期間の問題も、世銀は二年であります。米州開発銀行は任期が三年、それからアフリカ開発銀行も同じく理事の任期は三年、そういう類似の銀行が三年の理事の任期をきめてゐるのに、このアジア銀だけが二年にされたという理由です。同時に三

年説と二年説、どちらが一体目的を達成する上において有利か不利か、こういうことも科学的にひとつ承りたいと思います。

○村井政府委員 理事の任期を二年にするかあるいは三年にするかということは、実際問題といたしまして、準備段階におきまして議論はされたわけですが、結局は加盟国をなるべく多数理事に参加させるという趣旨から短いほうがいいのではないかといいことになりまして、二年ということに原案としてはきまつたわけでございます。

それから、本朝新聞に出ておりました記事、私も実は読みましたが、これは私何もそこら辺のあれは承知しておりますし、かりにそういうことがございまして、全然なる予定ではないかというふうに想像いたしております。

○小林委員 名前はどなたでしたか。

○村井政府委員 けさの新聞、私が読みましたのは、福田勝という記事を読んだわけでございます。

○小林委員 現職は何でございすか。

○村井政府委員 現在駐英公使でございす。

○小林委員 こういう人事のあり方にも若干疑問があるからお聞きしているのではありませんか、あなたがわかりにならないければ、どなたか外務省でこの人選に至る経過を御存じの方はありませんか。

○福田(赴)国務大臣 別にまだ人選をいたしておるわけではないのです。ただ、先ほど申し上げましたように、總裁が渡辺さんにきまつたとした場合、その總裁の職務執行に遺憾なきを期さなければならぬ、そういうときには補佐的立場にどういふ人を入れるかというようなことは、これは外務省としても、また大蔵省といたしましても真剣に考えておるわけでありまして、そういう考え方があろうというところで、こんな人が物色されるだろうということとを新聞社の人が記事にした、こういうことじゃないかと思うのです。私その記事を見ておりましたので、どんなような書き方をしているか承

知しませんが、まだ、こうきめて、こういうふうに入れるのだというところまではいっておらないのです。

○小林委員 銀行ですから、銀行屋が入っていくとか事業家が入っていくというならいいのですけれども、いまの現役の英國の公使を持つてきて、そしてこれを理事にしようというそのような中にも、私は、この銀行が経済の開發じゃなくて、やはり二つの勢力の対立の中にそういう政治的、外交的問題でこれを処理しようという色彩を強く感じているわけですね。私は特にこれを興味を持つてお尋ねをしたわけでありまして、大蔵大臣、新聞をお読みにならなければ——しかし、内定したと新聞には書いてあります。天下の新聞がうそを言うわけはないだろう。現役の公使を引っぱつてきて入れようというわけだから、そうであらうな記事を書くわけではないのです。そういう問題も、あとで外務大臣がおいでになったら外務大臣にお尋ねすることにしたしまして、この問題も留保をいたしておきます。

まだ役員構成の問題についてはいろいろ疑点はありますけれども、この問題は留保の点は留保にいたしまして、次に第二の問題といたして、私は加盟国の出資額の問題についてお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、この加盟国の出資額というものの標準は何を標準としてきめられたのか、承りたいと思うのであります。

○村井政府委員 発足にあたりましていろいろな角度からの試算が行なわれたわけでございますが、結局は、各国の国民総生産あるいは税収あるいは輸出金額というものを基準にとりまして、それで試算をいたしたわけでございます。その中でやはり国民総生産というもののウェイトをわりと高く見まして域内六億ドルという金額に達したわけでございます。

○小林委員 あなたのおっしゃる通りに、その各国の国民総生産あるいは輸出額その他を調査して、特に国民総生産に主力を置いておきめになったというのでございすが、これをおきめにな

るときに、国連に対する分担金等を参考にせられたというふうなことはございせんでしたか。あなたの方のおっしゃるところは何でも国連なんですから。

○村井政府委員 その場合に分担金が基準になったことはございせん。

○小林委員 何でも国連を基準におやりになつて、何を質問しても国連国連といつて、国連を神さまのように答弁せられるあなたの方が、この出資額の問題について国連の分担金等を参考にされなかつたというのは、これは二律違背じゃないですか。矛盾がありませんか。というのは、私はこの出資額のきめ方に非常に大きな疑問を持つていてからお尋ねをしたのであります、いかがでございましょうか。

○村井政府委員 国連分担金の一つの基準にするというの、確かに一つの考え方であらうかと思ひます。しかし、それは各国の国民総生産あるいは輸出というもののすでに反映されておるといふことで、非常にダブつた基準になるという考え方から、分担金という基準をとらないで、根っこのそういう数字をとつて計算したと了解しております。

○小林委員 そういたしますと、この出資金額は、俗に言つて、その国の国力、その国の経済力をそのまま反映している、この分担金を見ればその国の国力は大体わかる、こう判断してよろしゅうございすか。

○村井政府委員 私たちが各加盟国を並べましてそういう比率で置いてみましたときに、大体そういう感じになっておるといふふうに了解いたしました。

○小林委員 参考までに国連の分担金の額をお尋ねいたしたいと思ひます。

○松井説明員 アジア開發銀行加盟国の国連の分担金のリストは、いま資料が手元にございせんので取り寄せ中でございます。来次第お答え申し上げます。

○小林委員 これは表があるのでしようからすぐ

ただけです。——では、きょうの午後からでもちようだいすることにしたしますが、そのときにまた質問をさせていただくことにいたしました。これも留保いたしておきます。

国連の分担金とこのアジア開發銀行に出す出資金とはあまりにもでこぼこがあり過ぎて、開銀やその他におけるこういうものの基準額は一体どこにあるのか私どもは非常に迷つてゐるのです。將來も大いにあることですから……。これほどでこぼこのあるものはない。この問題はあとでまた質問するとして、ざつと大まかに見たところ、国連の分担金は、アメリカは大体三〇%、ソ連が一、二%、英國が八%、中国——といつても中共じゃございせん。台湾の亡命政権、これが四・五%、日本はわずかに二%、二倍以上の国連の分担金を出して、いわゆる大國の地位をほしいままにしている。大國の発言力を持つてゐるその中華人民國はこのアジア開發銀行の出資金がわずかに千六百万ドルです。国連内部における大國的分担金とこのアジア開發銀行におけるわずかの出資金では、これはあまりにも差があり過ぎるじゃないですか。この矛盾を一体どうお考えになりますか。

○村井政府委員 中國の出資は千六百万ドルでございすが、この基礎になります比率は、国連分担金の金額は私よく承知いたしておりますが、これは、たとえばIMF、國際通貨基金のやり方とか、從來こういう場合にいろいろなやり方があり得るわけでございますが、データによりまして多少のこぼこがあるかと思ひます。中國につきましては、そのほかに、どの地域、どの国力を対象にするかというむづかしい政治問題がございすので、国連分担金決定の當時とは状況があるいは違つてゐるかとも思ひますが、これは数字を見てからでないかとも思ひますが、これは数字を見上げていくと存じます。

○小林委員 それでは、その点は午後資料をいただいてからまた御質問をすることにいたしました。あなたの御答弁に従つて質問をいたします。

けれども、その国の総生産、輸出額等を基準にしておきめになる、いわば国力というものの、国の実力というものを反映しているんだというお話に基づいて聞いたら、中華民国は応募額が一千六百万ドル、大韓民国は三千万ドル、そうすると、総生産高や国力において台湾政府は大韓民国のざつと半分くらいの国力、実力しかない、こう判断してよろしゅうございませうか。

○村井政府委員 私に現在持っております資料によりますと、総生産を比較いたしますと、二倍とはまいます。いまの台湾というものと韓国というものと、国民総生産の開きはかなりあると思っております。

○小林委員 まあ三千万ドルと千六百万ドルですから、正確に二分の一ではないけれども、二分の一に近い力しかない国だということになるわけでございます。マレーシアは同じく二千万ドルの出資をいたしておりますが、そうすると、中華民国はマレーシアよりも貧弱な国である、貧弱な力しかない、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○村井政府委員 なるほどマレーシアは二千万ドル、台湾が千六百万ドルでございます。国民総生産というものを比べますと、御承知のように、マレーシアはアジア地域におきましては比較的国民所得も高い国でございます。総生産の数字といたしましては台湾の約一倍半以上の国力を持つておるのではないかと、数字上からは推定いたしております。

○小林委員 そうすると、あなたの論拠に基づいて言え、中華民国にこだわるわけではございせんが、国連の中において大国的地位と分担金を持つてこの中華民国という国は、実はその国力と実力においてはタイ、マレーシアよりも貧弱な国だ、力がない国だ、ニュージランド、パキスタン、フィリピン等と比較しては問題にならないほど経済力の貧弱な国だ、こういうふうな解釈をしてよろしゅうございませうか。

○村井政府委員 アジアにおきまして台湾が非常

な速度で生産力を高めておるわけでございますが、この時点においてとりました国民総生産の数字によりまして、いま御指摘のありました国よりも確かに低いという数字になっておりますが、これは問題にならないほど低いかどうかといひますよりも、この程度の格差はアジア地域としてあり得る程度ではないかというふうに考えております。

○小林委員 その意味において、どうも出資金の問題も、あなたのおっしゃる通りに、その国の総生産、輸出高、その他経済力等を技術的に科学的に公正に判断したのではなくて、出資金をきめる中にも何か大きく政治的な判断が加わっているんじゃないか、そういうふう感じておったわけがあります。その点は、あなたがそうでないとおっしゃるならば、あなたに対する質問はこの程度にしまして、また外務大臣等にあらためてお尋ねいたします。これはこの点で留保いたします。

なお続いてお尋ねしたいことは、開発銀行から金を借りる場合には、加盟国以外が金を借りることができるのかどうか、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○村井政府委員 協定上それは可能ではございせん。

○小林委員 まさにアジアの過半数を占めているそういう国々を、国連というワケ、ユカフエというワケ、あるいはまたこういう加盟国ならざる国は借りることもできないという二重、三重、四重、五重に全くはうり出しておいておられるということが明らかになって、私もまことにまずまずもってこの銀行の性格のただならぬものであることを痛感する次第であります。これは一応このぐらいいいたしておきまして、第三問としてお伺いいたしたい。

それは、域外の先進国ということばがこの協定の中によく使われているのでありますが、先進国と後進国の区別というものは一体何を基準におきめになっているのか、お聞かせを願ひたい。

○村井政府委員 協定の二十八条によりまして、

総務会は、先進国あるいは開発途上にある国あるいはその区別というようものを随時決定することができ。その場合、適当な経済的考慮を払つた上で、三分の二以上の多数であつて四分の三以上の総投票権数で定めるんだという規定がござい

ます。

○小林委員 私のお尋ねするのは、二十八条の第四項の規定の説明を求めているのではない。われわれは国会で論じている。あなたの方のおっしゃる先進国と後進国という概念を承っているんです。一体どこにその基準を置いているのか、三分の二であらうと四分の三であらうといひが、それをきめるとき基本的な概念はどこにあるかということなんです。

○村井政府委員 先進国、開発途上にある国といふのは、従来非常に議論のある概念でございまして、現にOECDのDAC、これは御承知のように、開発途上にある国、後進国の援助を専門に担当しておる機関でございまして、その機関ですらなかなか一義的にきめ得ない、実際問題といたしましては、社会通念によりまして、大体後進国あるいは開発途上にある国という分類が何となくされておるといふ現状でございまして、この協定に適用いたしまして域外は先進国かということになりますと、これは出資を受けまして、しかもそこに別に融資するという対象国ではございませんで、そういう意味からいまして、域外は一応社会通念上先進国という範疇に入ります。また通念上入れてもいいという国々かと思ひます。

○小林委員 社会通念上とおっしゃるものの、日本も加盟国の一番有力な国なんですから、行って投票もしなければならぬし、先進国、後進国の区別をするときも発言をしなければいけない。やはりそれに対する考え方というものは、外務省なり日本の政府になればならないはずである。それは社会通念で一体どこが先進国で、どの程度のものが後進国なのか。あなたのおっしゃる開発途上にあるものが後進国というなら、日本だって開発途上にある。日本は社会通念上一体先進国なのか、後進国なのか、中進国なのか。人によつては、この日本さえも決して先進国ときめてゐるわけではない。日本は中進国だと言つてゐる人もある。その社会通念をお聞かせを願ひたい。

か、後進国なのか、中進国なのか。人によつては、この日本さえも決して先進国ときめてゐるわけではない。日本は中進国だと言つてゐる人もある。その社会通念をお聞かせを願ひたい。

○村井政府委員 結局、この社会通念を突き詰めてまいりますと、国民総生産なり、一人当たりの国民所得なり、あるいはそれだけでもほんとうは不十分で、将来の見通し等も加えました経済力の測定ということになるわけでございますが、日本は、DACその他におきましてやはり援助するという立場に置かれておりますし、私たちも、どちらかという、やはり援助すべき立場であるという考えをとつておりますが、どこかで線を引くということになりますと、そういう経済力の測定というものを的確に行なわないとはつきりした結論が出てこないと思ひますので、その点は全く御意見と同じであると存じます。

○小林委員 御意見と同じなんて言われたら迷惑しござい。ちつともあなたの意見と同じじゃない。いまDACに加入している日本が援助国のほうだというのは、一体だれがきめたのか。政府がきめたのか。私どもに言わせるなら、背伸びし過ぎてゐるのではないかと。あなたは先ほど先進国、後進国の区別が国民総生産と個人当たりの所得その他を勘案してきめると、いみじくもおっしゃつた。私はこれが問題だと思ふ。なるほど総生産においては日本は先進国であるかもしれない。私はそれは否定いたしません。しかし、国民の背負をばつて、いわゆる資本主義の搾取の中で、労働者や農民の犠牲の中でほとんど総生産を上げていったから、総生産においてはあなたの言われる先進国のカテゴリーの中に入るかもしれないけれども、個人の一人当たりの所得はどうですか。世界で何番目ですか。

○村井政府委員 たしか二十一番目であつたかと思ひます。

○小林委員 私の記憶じゃ二十三番目なだけけれども、若干上げて、あなたに譲つて二十一番目にしても、その日本の上にはグアテマラがある。

グアテマラなどという汽車も回らぬくらい世界の知らぬ国々でも個人所得においては日本の上にあるわけだ。ベネズエラ、こういう国々もわが国よりも個人所得において上のはずだ。グアテマラあるいはベネズエラ、これらの国々がいわゆるあなただけの言われる社会通念で先進国の扱いを受けているのか、中進国の扱いを受けているのか、後進国の扱いを受けているのか、お聞かせを願いたい。

○村井政府委員 私先ほど来申し上げておりますのは、国民総生産あるいは国民一人当たりの所得というものでなく、もっと広い経済力の測定、ことに将来の見通しまでも含めました測定がなされなければ、援助、被援助という問題を決定いたします。先進、後進の国の区別というものはつきにくい、たとえば、具体的な例で申しますと、やはり援助を行なう方法といたしましては、投資なりあるいは物を輸出するなり、あるいは長期にわたるいろいろな贈与その他の経済のつながりを持つわけでございますので、これが絶えず累積的に行なわれるということがない、この援助、被援助の問題はなかなか決定しにくいという関係にある点から申しても、単にある時点におきます国民所得というものを並列的に並べまして、これをもって援助、被援助を決定する一つの基準にすることは、この問題の決定からはやや狭過ぎるのではないかと感じが私はいたすわけでございます。

○小林委員 私はその問題をあなたに聞いているのじゃないのです。私は、日本としては、個人所得や個人の生活、個人の暮らしが、ベネズエラやグアテマラの下にいて、国民が貧乏であっている中で、何でも一体そんなに背伸びをして大国のようになまねをして、外国へ投資します、出資しますの、思ひ上がった態度を続ける必要があるのかというのを私の意見として述べたのであって、あなたに聞いているのじゃないのです。これは私の意見です。それよりはスイスのごとく、あるいはデンマークのごとく、あるいはノルウェーのご

とく、国の規模が小さからうとも、国民一人一人が所得を得て、社会保障も充実して、豊かな中に暮らせるような、そういう国をつくり上げたらいけないか。わが党に政権を譲ってくれば直ちにそれをつくり上げてみせる。そして、国民みんな所得を得しめて喜ばせるような政治をやる。しかし、それをあなたに質問しているのじゃない。私は、日本よりは個人所得の多い、ランクにおいて上にあるそういうベネズエラなどという国が、あなたの言われる社会通念上、これが先進国といわれているのかどうかということをお聞きしているのです。

○村井政府委員 問題をさように限定いたしますと、グアテマラ、ベネズエラ等は、そういう意味で先進国といわれていないというふうに私は了解いたしております。

○小林委員 それでは私は、時間がたつと何ですら、きょうはもう引き延ばしをしないので的確に質問することになっていきますから協力する意味において私から問題を提起していきます。

これは重大なことです。私も政治を論ずる者は、先進国、中進国、後進国の明確な政府の考えの概念ぐらい明らかにしなければ政治を論ずるわけにはいかない。

それでは、メキシコはどうか、ポーランドはどうか、アルゼンチン、ブラジル、スペイン、ポルトガル、ハンガリー、ハンガリーは共産圏国家ですけれども、それからユーゴスラビア、アイスランド、こういうような国々は、その一つ一つについて、先進国の範疇に入るのか、中進国の範疇に入るのか、後進国の範疇に入るのか、あなたの御所見を承りたい。

○村井政府委員 なかなか難問でございまして、たとえばメキシコあたりは、場合によつては先進国といわれたり、そうでなく中進国という名のもとに呼ばれたり、いろいろの目的によりまして概念をそれぞれ違つたふうにとるとする場合があると思います。それと、ポーランドとかハンガリー、ユーゴというように、共産圏あるいは共産圏

に近い政治経済体制の国におきましては先進国といふふうに呼ばれたことはもちろんないと思ひます。したがって、いまおっしゃいましたいろいろな国につきましては、大体先進国という名のもとに包括し得る、ことに援助、被援助という関係において包括し得る国は、メキシコの場合を除きまして、大体ない、援助、被援助の関係におきましては、先進国ということとは大体ないというふうには私は了解しております。

○小林委員 ブラジル、アルゼンチンは……。

○村井政府委員 同様でございます。

〔定足数が足りないぞと叫ぶ者あり〕

○三池委員長 しばらくお待ちください。○小林委員 いままで質問を繰り返してまいりましたが、これはアジア開発銀行も、将来はいいものとおり域外国においても第二十八条の規定によつて、三分の二以上の多数、あるいは総投票権数の四分の三以上を代表するものによつて新しく加えられてくるのだから、それは投票によつて加入、不加入がきまるにいたしましたも、われわれはこの問題に対して先進国という概念をばくせんとしておくわけにはまいりません。

そこで、いま世界にありますが、国々の中で、あなたのおっしゃった定義に基づいて、どこどこかの国が先進国の範疇に入り、中進国の範疇に入り、後進国の範疇に入るかというものを一覧表をつくらせて早く提出をしてもらいたい。もちろんこれは科学的なものじゃありません。それは政府の考えでよろしい、政府の見方でよろしい。その政府の見方による先進国、中進国、後進国の区別を一覧表にして出してください。もちろん日本も含めてであります。それを出していただきたい。委員長、私の要望に対して政府側の回答を促していただきたいと思います。

○村井政府委員 重ねての御要望でございますので、われわれといたしましては、そういうきまつた基準というものはございせんが、国際機関、国連に低開発国の経済開発委員会、そういう委員会がございせんが、そういうところで具体的に

国というものを取り扱いましたその実例があるかと思ひますので何らかの御参考になるかと思ひますが、外務省の方が見えておりますので、それから答弁させていただきますと思ひます。

○松井説明員 お答え申し上げます。

先進国と後進国の概念は、最近大きな脚光を浴びました南北問題の連関において重要な、ある意味において政治的な重要性を持つておる用語でございます。しかしながら、これに關する確たる解釈というものは必ずしも成立してないにように思つております。南北問題を取り扱うウンクタッドでは国別の個々のケース、あるいはバー・キヤピタル・インカム等の問題があり複雑となるので、大体大ざっぱに地域別にグループを四つに分けて、そのうちBグループというのが西欧グループ、日本それから太平洋における英連邦諸国及び米加、これがBグループに入つております。大体これが先進国といつております。共産圏は低開発国ではございせん、おのずからグループと称しております。したがって、残るAグループ、これはアジア・アフリカグループでございます。それからCグループ、これはラテンアメリカでございます。これがいわゆる七十七カ国と称しております。

さらに補足しますと、アフリカとアジアと中南米は大体低開発国の地域に入つておる、ただし、アジアにおける日本、アフリカにおける南ア連邦、これは一応先進国と見られております。その間の、たとえばBグループの中でも国民所得なり、あるいは個人キャピタル・インカムの低い国もあることは確かにありますが、これは一応国際水準の中で大まかなところをきめております。将来、これをはつきりする必要がある問題は、たとえば低開発国に対する特惠をやる場合に、どこかボーダーラインのケースが起るわけですね。そういうときには今後議論が起るかと思ひますが、現在のところはそういうような大まかなところできましております。もちろん、概念はさつき大蔵省から御説明があったように、国民総生産と

か、工業化の程度とか、あるいは世界貿易に占めるシェアとか、あるいは個人所得とか、そういうふうな概念を総合しまして勘考した概念であります。それを非常に厳密にきめたというわけではございません。

○小林委員 私には先ほどからお伺いしておるうちに、これが物理的、科学的、幾何学的にきまるとは思っていない。だから、日本政府の見解を承りたい。私は言っておる。資料にして答えてもらいたい。あなたはA B C Dと分けられて、共産圏がDのグループに入る、Bが先進国だ云々というお話がありました。それをひとつ資料にして早急に提出していただきたい。というのは、アジア開発銀行の問題、先進国の問題は銀行の設立と同時に将来も必要な問題ですから。同時に、私どもはやはりこの問題を論議する上においてその概念を持っていなければとて国会の中でこういう問題を論議するわけにいかぬのです。早急にお出しをいたしたいと思ひます。出てまいりましたら、またそれに基づいて問題を解明していきたいと思ひます。

次いで、第四問に移りたいと思ひるのでございますが、この協定の第二条の中で「小加加盟国」と「低開発加盟国」ということが使われている。この地域内の小加加盟国と低開発加盟国との区別は一体どこにあるのか、その概念、区別を具体的に説明を願ひたいと思ひます。

○村井政府委員 二条にありますが小加加盟国及び低開発加盟国という概念につきましては、はっきりした定義はございませんが、私たちが了解しておりますのは、「小加加盟国」と申します場合は、地域的に非常に小さい国、ネパールとか、そういう国をさしておきます。「低開発加盟国」といいますのは、むしろ地域的な場合よりも、国力が低いという場合を主としてしておるというふうに了解しております。

○小林委員 一体、なぜこの協定の中に「小加加盟国」と「低開発加盟国」などという二つの区別をする必要があるかという点にも疑問があるのであります。

ります。なぜ一体これを分ける必要があるのですか。銀行運営上において、区別してどういう利害得失があるか、どういふ点においてこの必要があるか。どうも、われわれは世界各國の状況を把握するときに、いままやうに、先進国があったり、後進国があったり、中進国があったり、これだけの区別でいいかと思つたら、今度は低開発加盟国があったり、小加加盟国という幾つもの概念が出てきて、いたずらに混乱を来たすだけである。このアジア開発銀行を将来運営していく面において、なぜこういう区別をする必要があるのかというのを的確にお聞かせをいただきたい。

○村井政府委員 論理的な必要と申しますよりも、これは一部私の想像が入つて恐縮でございますが、小加加盟国と申しますのは、どうも大國、大國に比べて無視、軽視されはしないかという感じがする場合があるので、それで「小加加盟国」といふような文字を挿入するということが、感傷上入れないよりいいのではないかと感じて入つたと了解しております。

○小林委員 小國ときめつけると、大國ということばに対して相手を軽べつしたように見えるから、それで小國と言わぬで、加盟を入れて「小加加盟国」としたということですか。私の言うのは、低開発加盟国なら低開発加盟国でいいじゃないか、なぜ「小加加盟国及び低開発加盟国」というやうな区別をする必要があるか、その区別をした根拠はどこにあるのか、銀行の運営上どういふ支障があるのかというところをお聞きしてゐるのであります。

○村井政府委員 先ほど来申し上げましたように、経済力が低い、あるいは低開発加盟国という概念自体が非常に社会通念的な概念でございますので、これでもってカバールし切れない感じの問題が残るといふこと、これが理由でございますが、おっしゃるやうに、この目的は域内開発にあるわけでございますから、低開発加盟国であれば大小を問はずこれは入れていいわけでありまして、これは小國がいらざる不安を持つというところのないやうに、念のための感傷上の規定というふうに私は了解いたします。

たしてあります。

○小林委員 銀行の業務運営上これを区別して理由がどこにあるのでありますか。区別しなければならぬという支障があるのかというところをお尋ねしておるのであります。

確かに、あなたのおっしゃるやうに、前段の説明は正しい。これは低開発加盟国のために経済援助するの目的なんだから、低開発加盟国で私はいいと思う。それをなぜ「低開発加盟国」と区別して「小加加盟国」などということばを用いて区別をする必要が銀行運営上あるかということをお尋ねしてゐるわけですが。矛盾があるまいやう。矛盾があるなら、矛盾がある、こんなことは区別する必要があるなら、ないとの確におつしやう。

○村井政府委員 私は、論理だけでこの協定があるという問題よりも、域内の各國がそれぞれ安心して出資する、またこの協定を安心して順守していくというところのほうが非常に重要でございますから、「小加加盟国」といふ文字の挿入によりまして、先ほど申しましたやうな小地域國が一種の安心感を持つという効果が實際問題としてございまして、協定上あつていいのではないかと、これは繰り返して恐縮でございますが、そういうふうに私は考へております。

○小林委員 私はあなたの説明では何にもわからない。一体こういう「小加加盟国及び低開発加盟国」などというところを使つてゐる國際協定が他にありませんか。参考までにお聞かせを願ひたい。

○藤崎政府委員 そういう協定は承知いたしてあります。

○小林委員 ないとおつしやる。条約局長には珍しく歯切れのいい答弁をされた。そういうことならば、國際慣例にも前例がないのに、アジア開発銀行の中で、いまおつしやるやうに区別をしてどれだけの現実の利益があるのか、支障があるのかと言つてゐるにもかかわらず、あなた方は具体的に御答弁がない。それならば、こういう二重のことばをあえて使う必要はないじゃないか、むだない表現じゃないか。私が小國の立場にあれば、「小

加加盟国」などということばでできめつけられるほうがむしろ國民感情に大きく影響すると私は思つてゐる。こんな「小加加盟国」と銘を打たれることによつて、よけいに金を出してもらへる、出資金もなしにめんどうを見てもらへるというなら別だけれども、實質上において何らの差別がないというならば、ことばの上においてなぜ一体こんなやうな区別をする必要があるのか。私の納得するやうな答弁をしていただきたい。

○村井政府委員 非常に論理的な場合と實際問題、あるいはいきさつからいふ「小加加盟国」といふ文字が挿入された場合とあるわけでございますが、実は「低開発加盟国」といふやうに呼びましたときに、どうも大國——國の名前をあげてあれでございますが、インドとか、そういう大國の低開発加盟に資金が主として行くのではなからうかという空氣が、準備段階におきまして一部にあつたやうに聞いております。したがらしまして、「小加加盟国」といふ文句はそういういきさつを反映いたしました。むしろそうではない、小加加盟国といふよりもやはり基本票はあるし、また、それにプラス出資に応じた票数があるんだということ念のために入れたほうが、小加加盟國側といたしましてもより満足であるという感じが一部にあつたと承知いたしてあります。

○小林委員 それでは具体的ににお尋ねいたします。

二つの区別の中で、アフガニスタン、オーストラリア、カンボジア、セロン、中華人民共和國、インド、イラン、日本國、大韓民國、ラオス、マレーシア、ネパール、ニュージールランド、パキスタン、フィリピン、ベトナム共和國、シンガポール、タイ、西サモアのうちのどれが小加加盟國で、どれがあなたのおつしやる低開發加盟國か、一々具体的に明示をいただきたい。

○村井政府委員 私がここで申し上げようやうなふにきまつてはおりません。常識通念上小地域國がどういふ國かということに判断するよりはかないのではないかと、私に思ひます。

○小林委員 そういふあいまいな答弁ではいけませんよ。実際上何も伴わないようなことをばを一体なぜこういう国際協約の中に入れるのですか。それでは、あなたのおっしゃるのとは実体がないのでしよう。架空のことばでしょう。架空じゃないのですか。

○村井政府委員 私は架空だと申し上げたことは一度もございませんで、小加盟国というのは、小地域国であつて、文理的には低開発国でカバーされますが、しかしながら小加盟国の空気もあり、その不安、あるいは文字の挿入によりまして、より小加盟国が満足するという感じ、感触から入ったわけでございますから、これが論理上あるいは協定遂行上非常に矛盾があるとかいう場合であればともかく、そうでないといふと、小加盟国といふ文字があつてもいいんではないかといふふうに私は考へております。

○小林委員 それならば、私がお尋ねしたように、いま一々名前をあげてお聞きしたのでしたら、その国に対して、それが小加盟国か、それが低開発国か、それくらいの答弁をしてもらわなくては私どもは質問を続けるわけにはいきませんよ。その必要があるというなら、小加盟国というのが感情的にさわりがいいとおっしゃるなら、そのさわりのいい小加盟国はどことこの国であるか言えないわけはないじゃありませんか。言つてください。

○村井政府委員 そういう感じからまいりますと、ネパールとか西サモアとかいう国は小加盟国といふことになるかと思ひます。

○小林委員 それはネパールと西サモアだけでございませう。それではセイロンはどうなりますか、シンガポールはどうなりますか、アフガニスタンはどうなりますか。

○村井政府委員 この経緯から申しまして、先ほど申し上げましたように、低開発国といふと、むしろ大國が予想されるという空気でございまして、インドとかパキスタンとか、そういう国は、もうこれが地域が大きいといふことだけでもつて

融資の独占を受けるということのないようにしてもらいたいという空気が強かつたわけでございますから、お尋ねのセイロンの場合は、これはあるいは中地域国かも知れませんが、一般にそういう空気が分る類をいたしますと大加盟国ではない。(小林委員「小だ」と呼ぶ)私の個人的な感じでは小といつていいと思ひます。したがつて、そのほかにもいろいろ私例示的に申上げたわけでございますが、シンガポールも、そういう観点から小加盟国といふふうには呼んでいいのではないかと、私はそう思ひます。

○小林委員 アフガニスタンは。

○村井政府委員 先ほど申し上げましたように、小加盟国あるいは非小加盟国というふうな分類をここですることの意義は、私も論理的、文理的には必ずしも十分よくわかりませんが、ただそういう感触上の問題がございまして、アフガニスタンが入るかどうかといふのは非常に難問ですが、入れてもよいのではないかという感じが個人的にはしております。

○小林委員 難問といふことはないだらう。議事が進まないから、小が大か言ひなさい。小でしよう。

○村井政府委員 私は小加盟国だと思ひますが、いまちやうど外務省の条約局長が発言を求められております。

○藤崎政府委員 小加盟国であつたらどういう取り扱いになり、低開発加盟国であつたらどういう取り扱いになるという取り扱いの区別がございまして、特定の国がそのいずれに該当するかといふことをこまかく一々の国にわたつて論ずる意味があるわけでございますが、先ほど大蔵省の当局から御説明がございまして、小国だからといつて忘れられちゃ困るという気持ちをくんで、こ

う字が加わつただけのこととございまして、「特別の考慮を払ふものとする」といふ対象としては全然同じでございますから、個々の国が小加盟に該当するかどうかは特に論じなくてもよろしいのではないかと考へます。

○小林委員 それを聞いておるのではない。それは前からの答弁があつたのだ。具体的にはいまアフガニスタンが小加盟国か低開発国かというそれだけを聞いておるのですよ。

○藤崎政府委員 そういうことを検討の上この字がこの協定作成にあつて入れられたわけではないわけでございますが、ここで個々のものが、これは入ると思ひますとか、入らないと思ひますとか言つても何ら権威のないこととございまして、この条約の運営上必要のないことである、かように考へる次第でございます。

○小林委員 それでは、いまのあなたの答弁のとおりだと、必要のないものならなぜ一体こういう国際協定の文書に——美文でもないわけはラブレターでもない、協定文や法律文といふものは余分なことはや実質の伴わないものをなるべく入れないのが立法者の考へ方ではないかと思ひます。それは小加盟国だの低開発国だの言わないで、小加盟国といふのとつたらいじやないですか。単なる感情の問題だとか人の気持ちの問題だといふ、実質上何もなくてもなら区別する必要はない。私はとるべきがほんとうだと思ひますがどうですか。あなたの答弁ではもうとる以外にないですよ。

○藤崎政府委員 国内法でございまして、おっしゃるとおり、非常に厳密にそういう感情などはまじえないで法文を作成されるのが筋でございまして、条約協定の場合には、それぞれの会議に参加しておる國を満足させるために、特にその結果弊害が起らない場合にはこつたやうな無害な文句が入れられるといふことはあるわけでございますが、この小加盟国といふ字を入つたがために特に弊害がなければこれをとるという必要もないかと存じます。

○小林委員 弊害がなければ何でもいいという、これも三百代言的なあなたの答弁ですよ。弊害がなければ何でもいい。あなた、そんな理屈がありませんか。利益があるから入れるといふ話なんですよ。弊害がないのなら、飾りことばみたいな

ものをなぜ一体入れておく必要があるのですか。私は、あなたの答弁を聞けばますますこつたやうなむだなことばはとるべきだと思ふ。特に私をして言わしめれば、小なりといへども一つの國ですよ。歴史がありますよ。誇りがありますよ。それを、おまえの國は小加盟国だ、小國だと言われて、それで気持ちがいいなんという國があるといふあなたの方の考へ方が、先ほどからも聞いていたけれども、さらに私はおかしい。しかも、そういう例が國際慣行上あつたかといふと、過去にはないという。前例もない中で、相手の國をきめてつけて小加盟国だ、小國だとなぜ入れる必要があるのか。低開発国といふのはもう世界的なことばになつてゐるのだから、低開発國で実力もない、国力もない、生産力もない、工業力もない、これから後進國として開發が必要なんだ、このことばでいいじゃないですか。弊害がないなら入れる必要はない。私は、この協定の中から、いままでの質問の中でも言つたが、このことばを削除する、削除すべきが私は當然だと思ひます。外務大臣、いかがでございませうか。

○椎名國務大臣 削除する必要はないと思ひます。

○小林委員 その理由を承つておるのです。

○椎名國務大臣 これは国内法と違つて國際條約であつて、條約に加盟してゐる國の好みにやはり沿わなければならぬ。その好みに沿うたからといって他の國の利益を害するやうなことはないので、できるだけその好みを生かしてやつたほうがいいじゃないか、こつと思ひます。

○小林委員 私は、こつといふことは、一國の獨立に対する害のないことばではなくして、むしろ尊嚴を冒瀆することばだと思つてゐる。

では、この協定をつくる過程において、小加盟國といふことばを入れたら満足でございまして、このことばはけつこつと云つた國はどことどこですか、具体的にその國をお示しいただきたい。

○椎名國務大臣 他の政府委員から答へるのがな

んだと思いますが、私からお答えします。

これに署名した国はみなこれを認めたわけですから、だから条約が成立したのです。

○小林委員 認めれば、全部その条文の個々に満足したという理屈になりますか。そんなことがありませんか。それは子供だましの理屈じゃありませんか。この部分には不満足だけれども全般として了承しようとか、アメリカからお金の世話になっているから、軍事的に世話になっているから、いやだけれども入っていくという国もあるかもしれないし、そんな一律に人を頭ごなしに押さつけるような答弁であなたは能事終われりとお考えになっているのですか。先ほど現にお話があったでしょう。小国の中にも開発国とは別個にわれわれの気持ちにも沿うようにしてもらいたいという国、なまじしもあるはずだということをおっしゃった。具体的にどの国とどの国が小加盟国という名前を使ってくれと言ったのかということをお聞きしたい。

○椎名國務大臣 みな満足しておるかどうかいというが、これはみな満足したから条約として成立したのだ、こう答えたのです。ただし、条約をつくる道程においてどの国が小加盟国ということとを主張したかということは、私は知りません。他の政府委員からお答えさせます。

○村井政府委員 そういう空気があったというふうには聞いておりますが、具体的にどの国とどの国という国の名前は聞いておりません。

○小林委員 私は質問すればするほどいよいよ不可解だ。突き詰めれば何にも根拠がないじゃないか。そういう空気があったというところをどうのかない話をもって私の質問に答えるとする。私は、こういう問題は国内の問題じゃないから聞いておくのです。世界じゅうに百何十の国があるから知らぬけれども、その国の民族をどうえ、国民をどうえとみれば、みな独立国家としての誇りがある。おまえの国は小国だときめつけられて、そのことばでほんとうに満足しておるかどうか。そういうような根拠のないことをなぜ

一体新しく使う必要があるかと私は言いたい。それを言っているのだから、その根拠を示せというのに、根拠を示さないじゃないか。そういう空気があったとか、みな満足したとか、そういう失礼な答弁をしてはいけませんよ。いやしくも大國になつてこういう開港銀行の指導力でも握らうというなら、そういう国を規定づけるような、格づけするようなことは、少し勉強すれば、だれが質問したつて必ず質問には出ますよ。そういう世界の国々を、先進国だの中進国だの後進国だの、あるいは低開発国だ、小加盟国だというきめつけ方に對しては、國際問題なのだからわれわれは最も敏感であるべきである。それをそんな空々寂々たる答弁でこの問題を通り過ぎていこうなんというの、あなた方はあまりにも國會を甘く見ておいでになりますよ。いまだ少し明確にお答えをいただきたい。

○三池委員長 小林委員に申し上げます。

質問の要旨はつきりのみ込めなかつたさうでありますから、再度御質問をお願いいたします。

○小林委員 つまり、その国自身が客觀的にどう小さかろうとも、その國民、民族から言わせれば、お前の國は小國だとか小加盟國だとかいうことを言われて、一体だれが喜ぶ人がいますか。それを、あなた方の先ほどの答弁の中で、低開發國ではわれわれ小國はどうも置いていかれて特別めんどろをみてもらえぬような懸念があるから特に小國という名前を入れてもらいたいという空気があつたとおっしゃるから、その國は一体どことどこでありましたか、ほんとうにあつたのかどうか、たの、われわれのほうもそれをひとつ聞いてみたいから、その國の名前を具体的に聞かせてくれ、もし具体的にその話がないならば、國際慣行で用いられぬようなことばは日本政府の責任において削除することを、アジア開發の發起人會が何かに入れたらどうかというのが私の趣旨なんでございます。目的は、いまも言うように、どこどこが小國という名前を入れてく

れと言つたか、それを具体的にお示しただきた

○村井政府委員 小加盟國の文言は、協定作成が専門會議に諮問されて、その諮問の答申から小加盟國という文句が入つておりました。なぜ小加盟國が入つたのかという問題につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、低開發國だけでは小國としてはやや満足ではないという空気があつたので、それで小加盟國という原案になつて入つてきたというふうな説明を聞いておりました。これが去年の夏の答申のときの話でございます。したがって、どの國がこの主張をしたかという点につきましては、國の名前は私聞いておりませんが、専門會議委員會の空氣としてこれに入れた、入れたほうが満足感をより与えられ

るという空氣であつたという話でございました。

○小林委員 私はそんな答弁で了承するわけにいかないのです。けれども、これ以上やると、どうもあまり意地の悪い質問をするじゃないかと、いって、皆さん方もお困りであるから——けれども私は妥協するわけじゃありません。とてもこういうことで満足できない。小学校の子供が受け答えてしているわけじゃないのです。國の運命、世界の運命、アジアの運命をいかにすべきや、いかにわれわれは貧弱であるうとも、國會の中でわれわれ以外にこれをやる者がいないじゃないですか。こういう問題をわれわれが取り扱わない限り、どこで一体取り扱うのですか。そこでどういう激しい意見が出ようとも、それはしかし力にならな。弱くても、國權の最高機關である國會の中で私どもがこの問題を掘り下げて論ずる以外にないじゃないですか。それをみんな積み重なっていったらかき立ていく、これがみんな積み重なっていったらだんだん國が間違つた方向にいくのです。私どもはそれをおそれるから、こういうような法律が出てくると、微に入り細に入りこの条文の第一節までも見て、その問題の重要性を掘り下げていかなければならぬのだ。こういう私どもの氣持があなた方はわからないのです。意地の悪い質

問ばかりしていると思つてゐるのです。こういう小加盟國などというこを考へてゐる。しかし、この問題にだけこだわつてゐるわけにいきませんからこれも留保しておきます。採決をする前にこの問題はいまだ少し解明してもらわなければならぬ。

それから次に第六問に移りますが、その六問の前に、いま専門委員會の話が出ましたが、最初に私がこで質問したときに一九六一年の三人委員會、その次の七人委員會、一九六四年の十月の専門會議グループができたときのメンバー、それから八月における専門委員會の名前、これは一九六五年の分は名前をお聞かせいただきましたが、その前の分は答弁を得ていない。資料は出しますといつて、まだその資料もいただいておられない。私がその資料要求をいたしましたことは、その名前が非常に必要な要求から要求したのであつて、決してくだないものを要求しているのではありませんから、出していただくまでは忘れておけません。お答えくださいませんか、資料をいただけますか。

○村井政府委員 お答え申し上げます。

いま御要求の資料は、外務省からつくってお手元に差し上げてあるはずでございます。

○小林委員 まだ私の手元にきていない。それでは、私もあらためてこの箱の中などにあるかどうか調査してみることになりました。

これはささいな問題でありますけれども、やはりこの際お聞きしたいとおきたいのは、この銀行の役職員の給与は非課税とするという規定があるが、これはどういふことを意味しているのかお聞かせいただきたい。外務大臣でも大蔵大臣でもよろしゅうございませう。

○塩崎政府委員 協定の五十六條第二項に、小林委員おっしゃるような銀行の役職員給与に對し、非課税の規定がございます。ただし、例外規定がございまして、「加盟國が自國の市民又は國民に銀行から支払われる給料その他の給与に對して

自国及びその行政区画が課税する権利を留保する旨の宣言を批准書又は受諾書とともに寄託する場合は、この限りでない。こういう例外がついてございませう。私どもは、この協定の成立にあたりましては、批准書とともにこの課税権を留保する気持ちでございませう。

この考え方は、御存じのように、国際機関の職員に對しますところの課税は、まず第一には、国際機関であるということ、さらにまた、一國のいろいろ社会的な事情のもとにおきまして適用がつかないという税法を国際機関に對して適用することは種々の無理が伴う、そんなような理由から国際的に国際機関の役員に對しては非課税規定を設ける、しかし一方、ただいま申し上げました例外規定によりまして、現在のところではその人が属するところの國の課税権に服するやうなことで処理する、こういうふうになっておるのでございませう。

○小林委員 参考までにお聞かせいただきたいのですが、この開業銀行の總裁の俸給というものは大体どれくらいとされておりますか。總裁、副總裁、理事、總務の俸給——わが日本から役員が大体何人ぐらゐ常時参加することになるのか。總裁はいまきまつつあるという話でございませうが、そういう点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○村井政府委員 日本から参加いたします役員の数、あるいは總裁その他の役職員の給料等についてはきまつておりません。

○小林委員 それではよろしくございませう。給料は、専門委員会からここに至る準備過程においてどれくらいものを差上げるようにできておりますか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○村井政府委員 これからいろいろ準備委員会におきまして議論が行なわれる段階でございませう。それで、原案としてつくりまして、それを總務会、總会に提出する、そこで最終決定をするとい

う段取りでございませう。

○小林委員 それでは大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、第五十六條の第二項の規定の後段に基づいて、「自國の市民又は國民に銀行から支払われる給料その他の給与に對して自國及びその行政区画が課税する権利を留保する旨の宣言を批准書又は受諾書」云々という場合があるから、そうすると、わが日本では、かりにこの協定が今次国会で成立して批准書を出しになる場合には、その権利を留保する旨を批准書に寄託せられるというお考えに間違ひがないのかどうか。もし寄託せられるとするならば、その理由は一体どこにあるのですか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○福田(勉)國務大臣 ただいま五十六條第二項ただし書きに基づく権利の留保の宣言をする方向で準備中ではございませう。その理由は、自國の市民に對する問題でありますから、その権利を、フリーハンドをわが日本ではとっておこう、こういう趣旨でございませう。

○小林委員 そうすると、ざつぐらんに言つて、總裁あるいは理事、總務等が入つた場合には、日本の国内法に基づいて税金を取るといふことですか。所得税を取るといふことですか。

○塩崎政府委員 ただいま大臣が申されましたやうに、自國民に對しまして課税する権利は留保するつもりでございませう。

留保いたしますとどういった結果になるかという問題でございませうが、所得税法の規定が当然適用されることになりませう。したがひまして、アジア開業の役員の方々がかりに日本に居住されまして、しかもまた、その方が日本國民であるといふような場合には、居住者としてたゞいま小林先生のおっしゃつたやうな所得税法の課税は当然適用になる、このことは、日本という社会の中におきまして住みます人の地位あるいは経済状態を考慮いたしますと課税するのが当然だ、こういうことでございませう。そういう意味で、各國とも非課税規定はございませうが、大部分の國はこういう

居住者につきましては課税権を留保する、こういう慣習でございませう。

しかし一方、このアジア開業の役員の方々が所得税法の適用を受けるにいたしまして、外國に居住されるときは、非居住者といふことになりませう。その非居住者の課税にも種々ございませうが、非居住者といふことで外國で給与を受けます際には、これは外國發生の所得でございませうので、日本の所得税法によりまして所得税は課税されぬ、したがひまして、役員の方、たとへばその方が日本に國籍を持つておられまして、日本以外のところに住まれて外國の居住者になる、日本の税法で非居住者になる際には、東南アジア開業から支払われる給与につきましては課税にならない、こういうことになる予定でございませう。

○堀委員 ちょっと関連して。あとで私も質問をするのですが、ここだけもう問題が出ていますから伺ひますが、五十六條の二は「銀行が理事、代理、役員又は使用人」とうなつておる。總裁と副總裁といふのはこの中で何ですか。

○村井政府委員 總裁、副總裁はこの中の役員に含まれます。

○小林委員 實にこの協定はおもしろい協定で、入れぬでもない「小加盟國」などという余分なことをば入れて、これは國際的慣行だなんておっしゃるが、今度は一方で理事、副總裁、總裁などという条項まで設けておきながら、ここへ來たら、總裁、副總裁も入れないで、理事だけのことにばにしておいて、そうして理事の中に當然總裁、副總裁も入るといふ……。(堀委員「理事じゃない、役員だ。」と呼ぶ)理事じゃない役員か。

「理事、代理、役員又は使用人」といふことばを使つておいて、ほかの条項でちゃんと總裁、副總裁といふやうな明確な条項まで規定してあるものを、あえてこゝは不明確にしておいて、拡張解釈ですか、類推解釈ですか、役員の中には總裁も副總裁も入るのだといふやうなものか、いい方は前後の矛盾が実はないではないですか。

法文のていさいとしても実に散漫きわまると思ひますが、いかがでございませうか。この中には總裁、副總裁は入らないのじゃないですか。どうですか。

○村井政府委員 役員の中に總裁、副總裁が入りますのは、世銀その他米州開發銀行の協定におきましてもさうなつておりましたが、この協定におきましては當然その役員の中に包含されるという解釈をわれわれはとつておりました。

○堀委員 ちょっといまの答弁、こじつけの感じがするのですが、五十五條は「銀行の總務、理事、代理、役員及び使用人」とあつて、總務から始まつて理事へいつて、總裁、副總裁が下のほうの役員の中へ入るなどというものは、協定のたてまえから見てもおかしいじゃないですか。この五十五條の「銀行員の免除及び特權」は「銀行の總務、理事、代理、役員及び使用人は」とあつて、次にこう書いてあるのです。それでこの協定の中にちやんと「總裁」といふ条項が設けてあるわけですよ。しかも「總務會の手続」、「理事會の構成」といふところで理事なりその他の者は規定をして、そうして三十四條には「總裁」、三十五條「副總裁」と、ここまで規定がある、こういう協定の書き方の中で、一番先に總裁、理事、代理、役員及び使用人というのがその下にくつていゝる。これは本来的にはこの理事會なりその他が決定をして役員をさすべきものであつて、こういうたてまえなら、當然銀行が總裁、副總裁、總裁、理事、代理、こう書くのが本來じゃないですか。これはちやんとあなたはいまの答弁では、今度は「理事、代理、役員又は使用人」となつておるから、總裁は抜けることになるのですよ。そうなれば、今度はそこはどうなりますか。

○村井政府委員 五十六條は課税権の問題でございませうが、五十五條は特權、免除の關係でございませう。總務は各國の大蔵大臣を予定しておる場合が通例でございませうので、旅行その他における特權、免除といふ場合は五十五條で規定しておるわけでございますが、五十六條ではその問題が起こ

らないという関係もございまして、五十五條は總務というものを頭に持つてきたわけでございまして。

○堀委員 私がつておるのは、もちろんいまのところもありまされども、要するに、五十五條の「銀行員の免除及び特權」というところは「銀行の總務、理事、代理、役員及び使用人」という順序で書いておるわけでしょう。この機構の仕組みというのは、何と云つても總裁、副總裁になるのじゃないですか。その次に理事会でしよう、順序として。その下にこれらの任命する代理があつて、役員というの、書いてある書き方の順序から見れば、その代理の下ですよ。それから見れば、あなたは最初役員の中に入ると言われたけれども、役員の中に入るといふなら、五十五條でも役員の中に入るべきであるにかかわらず、そこでは總務というものを別に書いて順序を立てておるといふ点から見ると、これは書き方のたてまえから見れば、ちょっとおかしいのじゃないか。いまあなたは役員に入る、役員の中に入れないことは、おかしいと言つけれども、一体役員は、總裁、副總裁のほかにどういふものがありますか。

○村井政府委員 役員は、銀行運営の執行機關の上級責任者でございますので、總裁、副總裁のほかに部長が入ると私は考えております。

○堀委員 これはあなたが考えれば済むことですか、どういふことですか。客観的な事実に基づいてどういふ協定が行なわれるのじゃないですか。村井さんが恣意的に判断したからといって協定がどういふものになったんじや、困るのですよ。

○村井政府委員 これは私の解釈ではございませんで、世銀その他の國際金融機關におきまして役員と申しますときには、そういう上級職員、一つの部局の責任者も包含されております。

○堀委員 どうも私よくわからないのです。この法律自体、ずっと書かれてきておる書き方は、確かに第二十六條「機構」というところには「銀行に、總務会、理事会、總裁、一人又は二人以上の副

總裁並びに必要と認められるその他の役員及び職員を置く。」こうなつておるわけですから、ここでちゃんとどういふふうに書かれておる以上、本来的な書き方として言ひなれば、これと同じことがうしろへ来たつていはずじやないですか。だから、五十五條はやはりこの書き方からすれば、總務、理事、その次に總裁、一人又は二人以上の副總裁並びに必要と認められるその他の役員及び使用人、こうあつてしかるべきような感じが私はするのです。ここにはこう書き、次に總裁を書き、副總裁を書き、五十五條に來たら、總務から始まつて、第五十六條に來たら、總務はなくて理事から始まつて、こうなつておるわけですね。それはどつちだつていいですよ。いいけれども、取り扱ひ上としては、いまの總裁、副總裁も役員だといふことは、それを理解できないわけではないけれども、私どものこういうものから見た感觸からしたら、ちょっと私としてはおかしいのじゃないかという感じはする。まあいいです。

○小林委員 これはおかしいですよ。そこで、一体總裁、副總裁は常勤ですか、非常勤ですか。

○村井政府委員 これは銀行の執行機關でございまして、当然常勤でございまして。

○小林委員 そうすると、五十五條の「銀行員の免除及び特權」ですね。この中の總務、理事、代理、役員という、この役員の中には五十六條と同じく總裁、副總裁も入るといふあなたの解釈のしかたですか。

○村井政府委員 さようでございまして。

○小林委員 先ほどから堀委員も言われたように、これは条文、協定、國際條約の内容としては、実に散漫です。混亂しておる。先ほどから言つておる通りに、入れなくていいことばまで入れて、そうして当然入れなければならぬといううことばも省いておるんだから、どうもこのことばも、もし嚴格に解釈していったら、總裁、副總裁には五十六條の課税の免除などというものは適用にならないのじゃないか、私はそういうふうな

論争が起る懸念も十分あるものと思はざるを得ません。こゝら辺をひとつ修正してもらわなくちゃいけない。一体わが日本から専門家、委員などというものはだれが行つていましたか。こういうようなことをさつぱり勉強もしてない。まことに残念しごくです。こういう國際條約は、いまだに問題を掘り下げて、きめのこまかい条文をつくり上げていただかなければならぬと思うのであります。この点も留保いたしておきます。とても納得するわけにいきません。

事務的な問題でございまして、投資、貸し付け、それから技術援助等は一体どのように行なわれるのかといふことをお尋ねしたいのであります。この銀行の具体的な活動方針でありますけれども、そこに至る前に、先ほども佐藤委員がお尋ねになつていた開發銀行は何を開發するかといふ問題、まずこの事業内容から質問をしていきたいと思ひますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○村井政府委員 十一條に規定がございまして、直接貸し付けあるいは直接貸し付けに参加する、これが第一でございまして。これが主たる業務でございまして、そのほか、銀行といひましては、出資額以外の財源調達のために借入れ等ができる規定がございまして。これが銀行業務の第二番目でございまして。それから第三番目には、開發事業のために保証ができることに相なつておるわけでございます。

主としてそういう事業でございまして、なおこまかい点を申しますと、いろいろ担保をとるとか、あるいは債務証券を加盟國內で売却するとか、いろいろこまかい運用上の規定がございまして、主たる業務は、先ほど申しました諸点でございまして。

○小林委員 この業務の内容についてもいろいろの問題がありますが、二時から暫時休憩をするという理事間の話し合ひができておるようでありますから、この問題はそれとてお伺ひいたします。

ただその前に一言であります。外務大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。これはジョンソン大統領閣下の東南アジアに関する演説の全文を外務省からちやうだいしたのであります。その中に、北ベトナムが獨立國南ベトナムを攻撃した云々である。私は、北ベトナム、南ベトナムを加えて、ベトナムは一国である、一つの國であると考えておるのであります。ベトナムは南ベトナムだけが獨立國で、北ベトナムという別個の國が國際法上存在しておるのかどうか、これはやはりアジア開發銀行の加盟國に関する問題でありますから、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○推名國務大臣 國際法上の問題でございまして、條約局長から詳しく申し上げます。

○藤崎政府委員 北ベトナム、南ベトナムという二つの國があるといふことは、一般的にはなつておらないわけでございまして。ただ、武力使用の禁止とか、そういう關係におきましては、これはそれぞれ獨立の單位として考える。これは朝鮮の場合でも同じこととございまして、休戦ラインでございまして、そういうものもあたかも國境であるかのごとく考えて、これを武力をもつて侵してはならないといふことが國際的な常識になつておるわけでございまして。

○小林委員 そういたしますと、ベトナムにおける十七度線は、それは休戦條約の線であつて、ベトナムは一つだ、十七度線は國境線ではない。そうすると、北ベトナムと南ベトナムにいま行なわれているこの戰爭状態は内亂である、一つの國の中における地域的——それは地域的に分かれておるか思想的に分かれておるか知りませんが、これは内亂であつて、獨立國家と獨立國との戰爭でないことは明らかでございまして。

○藤崎政府委員 獨立國同士間の戰爭でないことは明らかでございまして、それと純然たる一國內の内亂と同一視していいかといふと、そうじやないでございまして、十七度線に引かれておる休戦ラインといふものは、ほかの國も參加した國

際会議で引かれた線でございます。これはあたかも、たとえばいまの朝鮮でどっちか一方が休戦ラインを侵したら、それは単なる内乱とは認められないのと全く同じでございます。したがって、いまのこのすべての戦況状態というものは、国家間の戦争か内乱か二つに一つしかないというふうに考えないで、これはこういうものとして特別に現在の世界ではある事態である、こういうふうな理解したほうが現実即する、かように考えます。

○小林委員 あなたは内乱か独立国同士の戦争かという範疇には入らない特異の現象だとおっしゃった、その特異の現象であるところの理由は、すなわち、国際間において他の国々も参加してで上がった休戦ラインだから、これは国際的に国境に準ずべき権威のある線だ、あなたのおっしゃることはこういうことでございましょう。しかし、その国際間に協定をせられた十七度線のいわゆる休戦条約の線、その線を引いたものはジュネーブ協定でございましょう。そのジュネーブ協定は、その線を引いただけじゃない、その線を引いて、北は南を侵さず、南は北を侵さずというその中には、他に幾つかの条件があるはずだ。その参加した国々たちがその他に加えられている条件を正しく履行していない限りは、たとえば南北ベトナムの統一選挙等は、当然一年以内で二年以内ですかに行なわれるべきという国際間の協定も行なわれていないのだ。アメリカはまっ先きになつてこわしているのだ。こわしている限りは、十七度線などというものを国際的な権威のある線であるとは言いがたい。またもとに戻って、ベトナムという一つの国の中における内戦であると規定づけるのが正しいのではないかと私は思います、どうでありますか。

○藤崎政府委員 ジュネーブ協定というものは、単一の協定ではなくて、いろいろ政治的なことも盛り込んだ文書等も休戦協定の中にあることは事実であります。ただ、そういう選挙のことなどに關しましては、南ベトナムやアメリカはこれに参

加しておられない、休戦協定自身にも参加しておられないわけでございますが、休戦協定についてはこれを尊重するというものを一方的な宣言で別に誓約をしております、こういう関係に相なつておるわけでございます。

○小林委員 尊重するというものを尊重しない。ジュネーブ協定が一つも行なわれていない。だから私も、やはりベトナムは一つであるという考え方に立たなければ問題の正しい方という方にならぬと思う。ここにおけるベトナムという共和、この中には当然ベトナムは一つなんだから、南北のベトナム、われわれが俗に言う南北のベトナムは当然一つとして加盟すべきことが正しい解釈ではないかと私は思うが、いかがでございますか。

○藤崎政府委員 二つの国がないことも事実でございます。その領域内に二つの政權があつて、そのいづれもが全体に現実に支配を及ぼしてはいないのも事実でございます。これは分裂国家という、最近の世界において生じた特異な事態なわけでございます。協定の内容その他によりまして、現実の支配を及ぼしていない限りは、加盟したといつても実効が及ばないような協定もあるわけでございます。このアジア開銀の場合には、実効の及んでいない地域も含めて入っているんだと観念して、この協定の運用はできないだろう、かように考へるわけでございます。これはそれぞれの協定なり条約の性質によつて判断せざるを得ない問題だと存じます。

○小林委員 時間がまいりましたから、私はこの問題を留保しておきますけれども、あなたの解釈では私は満足することはできません。日本だつて、明治維新のときには薩長土肥を中心にする争いがあつた。あのときだって外国はみな干渉したんだ。ただ、その干渉がいまの朝鮮やベトナムのような大きな干渉に至らないうちに日本の内戦といふものがうまく収拾せられて、江戸城が明け渡されたから、日本の中にいわゆる幕府と天皇制の中に於けるそういう境界線はできなかったのだ

が、私は日本の場合を考えてみても、ベトナムも朝鮮も同じだと思うのです。ただ外国の干渉が入り過ぎただけの話であつて、それをあえて二つの独立国があるような扱い方をして、二つの国の対立をだんだんと深めていくようなことは、われわれの過去の歴史に顧みても、いかにこれが理不尽なものであるか明らかなんですよ。それをあなたたちはみんな認めようとしなくて、だんだん北ベトナムだとか、一つの国を向こうのほうへ追いやつて、この対立や内乱を激化せしめて、永遠の分裂国家をつくるような策謀をあえてしている。その策謀の根源が外務省であり、日本政府であり、それのちやうちん持ちをして、それをまた固定化するようなこういうアジア開発銀行なんというものをおつくりになつてくるのでありますから、何ぼあなたが詭弁を弄されても了承するわけにはいきませんけれども、ちやうど時間となりましたので、また午後ひとつこれをやることにいたします。

○三池委員長 午後三時より委員会を再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後五時七分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小林進君。

○小林委員 外務大臣がおいでにならなければ、大蔵大臣にお伺いをいたしますが、午前中の佐藤委員の質問の中にもございましたけれども、私どもはもう了承することができなかった問題、それはアジア開発銀行は一体何を開発しようとしているのかという問題であります。これは先ほど政府委員から答弁がございましたが、あれは単なる条文の朗読であつて、ちゃんとした答えにはならない。いまだ少し実のある御答弁をお願いしたいと思つてございします。

○福田(赳)國務大臣 アジア開銀の任務は、協定第二條に詳細に掲げてあるとおりであります。アジア地域は世界の中においても非常に立ちおくれしていることは小林委員もよく御承知かと思ひます。そのおくれつておるアジアに対する国際機関からの援助が他の地域に比ばまして非常に少ない。そういうことから、国連におきましてアジアに特別の開発銀行をつくりたい、こういう意向が出てきたわけでありまして、これはアジア全域を対象とし、アジアの国々のそれぞれ持つておる経済の脆弱な部分を補完し、アジアの全体の向上に資したい、こういう目的でございします。

○小林委員 大臣の御答弁の中にアジア全域というところがございましたが、これはこの委員会でも何回も繰り返されておりますように、アジアの総人口の中の五割以上のものは加入いたしておりません。この点、正確に御訂正をいただきたいと思ひます。

○福田(赳)國務大臣 私は、東南アジアとかあるいは中近東とか、局地的な意味ではないので、これはアジアにおける全域の経済の発展ということを考えておるということ申し上げたわけでありまして、ただ、これは国連の発想で始まつた事業であります。したがらいますと、中共等幾つかの国が除かれておる、これはあなたの御指摘のとおりでございます。

○小林委員 それで、アジアの貧困地域のために開発をするとおっしゃるのでございします。その開発の方法でございします。投資、貸し付け、技術援助等の手段によるものが協定の中にも明らかになつておりますが、その投資あるいは貸し付けあるいは技術援助というものをもう少し具体的に聞かせをいただきたいと思つてございします。

○村井政府委員 銀行の行ないます業務活動、したがらいますと、一番主たるものになりますのは直接に企業に貸し付けるといふ場合でございします。そのほかにも株式や持ち分で投資する場合もございします。貸し付けの保証をすることもございします。また、開発投資の性格にかんがみまして、御指摘のように技術の援助を行なうという必

要件もこの銀行の業務活動に予定されておるわけ
でございます。なお、そのほかにもこまかい
点、たとえば証券を発行いたします場合の引き受
け及び証券の、つまり投資先企業が発行いたしま
す証券の保証もございまして、その売買もでき
るということに相なっております。

○小林委員 たとえていえば、技術援助の場合で
ございまして、その技術援助というものは、普通私
どもの理解のもとではあるいは直接技術指導員を
派遣して援助するというふうに解釈いたしておる
のであります。開発銀行の技術援助というのと、
そういう技術屋を養成する、あるいは人的構成を
つくりあげる、そうしてその人を派遣して技術援
助をやるのかどうか、そういう点をいさ少し具体
的に聞かせを願いたい。

○村井政府委員 現在世界銀行等におきまして行
なっております技術援助等を参考にいたしますと、
おそろく技術専門家がこのスタッフの中に養
成されて、各国の要請に応じまして、青写真
から始まっていろいろ計画を作成する、また相談
にも応ずる、また必要な付随資金の調達方法につ
いても相談に應ずるといふ意味の広い意味の事業
計画の相談に應ずる人的な用意がこの銀行のス
タッフとして養成されるというふうになっており
ます。

○小林委員 まことに珍しい御答弁をお聞きした
のでございますが、普通われわれは、開発銀行とい
えば、銀行というものは、金を預かって金を貸
すところだと単純に考えておる。その面において
は、あるいは投資とか債権とかいうことは考えら
れるのでございまして、普通銀行が技術屋
を養成する、そういうようなことは、あるいは一
つの事業の後進国開発のための青写真をつくる
とか、計画を作成するとかというような仕事は、
私は銀行本来の業務から見れば非常に離れた別個
の企業に属するものではないかというふうに考え
るのでございますが、この点いかがでございま
しょう。

○村井政府委員 御指摘のとおり、銀行本来

の、本格的な意味の本来の性格から申しますと、
やや奇異な感じを受ける点もあるかと思いま
すが、ただアジア各国の実際の問題からいたしま
すとなかなか事業計画等がつくれない、したがっ
て、せっかくこうすればいい事業計画がつくれた
らうにという、つまりいいチャンスを見逃す、
計画がつくり得ないために開発計画のチャンスを
逸するといふ場合が実際問題としてはあり得るわ
けでございまして、そういう場合を補うために、
相談に應ずる、あるいは必要がある場合はアドバ
イスもするといふことが、この銀行の補完的な意
味をいたしましてやはりあったほうがいいのでは
ないかということだろうと思ひます。

○小林委員 それはあるにこしたことはないで
しょうけれども、銀行という範囲の中にそういう
事業が一体含まれるべきものかどうか。一体銀行
という名称を付するに適當かどうか、私はお伺い
しておるのであります。アジアの後進国の開発
のために技術屋を派遣することも、計画をつくる
ことも、そのための技術者を養成することもけっ
こうでございまして、開発銀行という
名称と、そういう形の中でこれを行なうという考
え方は一体それでいいのかわるか、いまの問題に
ついて、外務大臣の御答弁をいただきたいと思
ひます。

○村井政府委員 単なる技術でもございましての
補足いたしますが、世界銀行でもこういうことを
やっておりますし、この銀行の本来の目的が、第
一条、第二条にございまして、普通金融機関の金融業務
を、したがって、普通の金融機関の金融業務
で金を貸して利益をあげるというものと違つた
面があるわけにございまして、この地域開発とい
う究極の目標に貢献するために、国際機関の例
にもありますので、こういう任務を業務活動の中
に含めたいというふうになっております。

○小林委員 それでは、具体的に、アジアの開発
のために必要なそういう計画立案、事業の指導等
を行なうためにそういう人材の養成機関も銀行の
付属機関として設けられる、そういうのがつくら

れる、こういうふうな考えてよろしゅうございま
すか。

○村井政府委員 いまのところは付属機関として
その養成所を予定いたしておりますが、これは
将来の問題として解決されるわけにございませ
ん。当初の発足といたしましては、すでに相当な経験
を有する技術家がこの銀行の職員に入るといふこ
とが考えられております。

○小林委員 それではお伺いしますけれども、銀
行の中にそういう技術屋も含めてやるといふこと
になれば相当膨大な人員を要すると思ひますが、
一体構成、人員はどれくらいを予定せられてお
るのか、お聞かせを願ひたいのであります。

○村井政府委員 この問題は今後いろいろ立案さ
れて、秋の総会でもつてきます事柄でござい
ますが、いままでに準備委員会の段階で抽象的に
議論されておりますのは、発足時に百五十人程度
の職員でもって発足する、その中でいろいろ事務
あるいはいまの技術家というふうないわゆる職業
的な、普通の掃除その他の雑役等ではございま
せん、あるいは運搬手とかそういうものを除い
た普通の職業的な人、まあ百五十人見当という
うに非公式に議論されておるわけにございま
す、その中に入ってくるということになるかと
思ひます。

○小林委員 まあ百五十人くらいはメンバーで
は、規模は広大でも、実際に行なわれる事業なん
というものは全く中小銀行みたいなもので、たい
したことはないという感じが受けたいのであり
ますけれども、これはでき上がってからの話にし
て、大体の構想はわかりました。

そこで問題は、アジアでいま一番困つておる問
題は貧困です。飢えに苦しんでいるという人た
ちをどうするかという問題、それから第二番目は病
気です。病気で苦しんでいる人間をどうするか
という衛生上の問題、こういう大きな問題があげら
れておるわけですが、そのために一体開発銀行は
どういふことを具体的にに行なわれる考え方の
か。私は技術援助とかいろいろのことをお聞きし

ました。しかし、わが日本国内における銀行の考え
方からいけば、そういう病気の問題とか、あるいは
貧困の救済等の問題に銀行の果たす役割りなん
というものはほとんどない、利益のないところに
金を貸さないのだから。大体銀行の対象は事業
だ。しかし、いまあなたのお話を承つていいます
うでもなさそうなのでお尋ねするのであります
が、貧困の撃滅、病気の撃滅に対して具体的にど
ういふ処置をとるのか、伺ひたい。

○村井政府委員 この究極の目的は、域内におき
ます事業計画あるいは総合計画を通じて、
地域全体として調和のとれた経済成長をどうや
つたら最も効果的に発揮するかということにござ
いますので、これが貧困とか衛生とかに間接に寄
与するといふ面は、これは否定し得ない面かと思
ひます。現にこの銀行が担当いたします融資部門と
いたしましては、社会開発、これは非常に基礎的
な社会開発部門でございまして、それにもやはり
考慮を十分払うということをうたつておりまし
て、そういう面を通じて貧困とか衛生とか
いうものに銀行が近づき得る限り極力その解決に
貢献するといふ体制でございまして。

○小林委員 答弁はそれだけでございしますか。

○村井政府委員 それだけでございします。
○小林委員 いさ少し具体的な答弁があるかと
思つて私は緊張して聞いていたのであります、
それではまるで答弁にならぬ。

ここでジョンソン大統領の例の問題の演説の写
しがあるのでございまして、その一節の中に、開
発のための協力と称して、アジア及び東南アジア
の開發のための第一歩は、それらの「東南アジア
諸国自身が、大々的な開発協力を参加すること
である。われわれは、平和的な協力ができるよ
うになると同時に、北ベトナムがその共同努力に
加わることを望みたい。この地域の開發には、す
でに国連が積極的に活動している。私は、国連事
務総長が、その権威ある職責——そしてアジアに
対する深い知識——を活用して、可及的すみやか
に、開発促進の協力計画を、同地域諸国とともに

いろいろの角度の技術者を配置するという点につきましては最大の努力をいたす、かように御了承願います。

○小林委員 あなたは最後になるといふように答弁を濁して足をとられないようにされませうけれども、いまだ少し勇気を持って答弁してください。

それじゃ、他の同僚諸君の関係もありましてから、私はいま一問簡単に質問をして、あと留保の問題は留保のままにしておいてきようの質問を終わることにいたしますが、その最後の二問は、これは事務的な問題であります、批准または受諾が九月三十日を過ぎたとき、これはこの協定の今年九月三十日を経過した場合一体どういふような結果になるのか。

○大和田説明員 九月三十日を過ぎました場合には、三条の二項に返りまして、「銀行が決定する条件に従い、かつ、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成の表決をもって、銀行への加盟を承認される。」この手続を踏むことになりま。

○小林委員 そうすると、この手続は新しくこの銀行に加入しようとするという域外、域内国の取り扱いと同じような形の取り扱いを受けるもの、この判断してよろしいかどうか。

○大和田説明員 そのとおりでございます。

○小林委員 わかりました。

質問に残っておりますけれども、一応私はこれで質問を打ち切ります。

○三池委員長 平林剛君。

○平林委員 ただいま議題になっている法律案につきまして、私から若干の質問を行ないたいと思ひます。

第一に、アジア開発銀行を設立する協定は域内十カ国以上を含む十五カ国以上の批准書の寄託があり、これらの出資額の合計が六億五千万ドル以上になった場合発効するとのであります。わが国においても目下この大蔵委員会において審議

が続けられておるわけですが、他の諸国に於いての実情はどういふふうになっておるのでしょうか。

○大和田説明員 現在まで国内手続を了しました国は、インド、韓国、フィリピン、米国、パキスタンでございます。そのうちパキスタンについてはすでに批准も了しているといふふうには了解しております。それ以外の国につきましては、おのの国内法の定めるところによって手続を進めていふといふふうには了解しております。

○平林委員 それらの諸国は大体いつごろまでにこの批准をしていくだろうか。またその見通しは大体あるのでしょうか。

○大和田説明員 これはお説のとおり見通しの問題になります、われわれの見通しといたしましては、従来この協定を署名いたしましたまでに何回も作業部会その他の部会で内容を検討してあります、内容を各自納得しているわけでございます。したがって見通しとしていたしましては九月三十日までには必要な批准数が得られるといふふうに考えております。

○平林委員 見通しの問題だと思ひますけれども、かりにその批准が得られない国があつた場合にはどうなるのですか。

○大和田説明員 九月三十日までには手続が了し得なかつたという国の場合は、先ほど御説明申し上げました第三条二項によりまして、銀行の定める条件で、かつ、三分の二、四分の三の多数の承認があつて加入が認められるということになります。

○平林委員 今日までの質疑の中で私が承知しておることは、創立総会は大体十月中旬にイランのテヘランにおいて行なわれると聞いておるわけですが、かりに、このアジア開発銀行加盟予定国の現在の状況を見ますと、ただいまお話しになりましたように、わが国を除いては四カ国程度でございます。しかし、まだその半分程度とあるいは半分を少しこえた程度の批准の状態でありましたときも予定どおりこの会議は開かれるので

しょうか。

○大和田説明員 先ほど見通しといたしまして九月三十日までには発効するだろうといふことを申し上げたわけでございますが、もし何らかの事情で発効しなかつたという場合には、現在創立総会は十月の十一日から三日間テヘランで開かれる予定になっておりますけれども、その創立総会それ自身も開かれなかつたことになるのではないかとこのように考えております。

○平林委員 そういう場合は想定されますか、されませんか、どうでしょうか。

○大和田説明員 先ほど申し上げましたように、われわれの見通しといたしましては九月三十日までに発効するであろうといふ見通しでございます。したがって見通しとして、十月に予定されている創立総会は開かれるだろうといふふうに見ております。

○平林委員 創立総会がかりに予想どおり十月中旬に行なわれたといたしましても、このアジア開発銀行が実際にその活動を開始できるといふのは、いつごろに見ておりますか。

○村井政府委員 創立総会が十月の半ばごろ行なわれまして、そのあとマニラの本店で開所式が行なわれるのが十一月といふふうに予定されておりますが、いままでの世銀その他の例から申しまして、開所あるいは創立総会が行なわれましてから大体半年ぐらひはいろいろの内部の整備等で時間がかかつて、実際の貸し付けが行なわれるのは若干期間、その程度の期間が経過後といふふうになっております。

○平林委員 来年の春ごろ実際の貸し出しが行なわれるというお話でございますが、どうでしょうか、これが開設されると同時に融資の希望といふものは殺到するのでしょうか、それとも期待に反するようになつてしまふのでしょうか。この辺の見通しはいかがですか。

○村井政府委員 いままでエカフェその他の場におきましてアジア開発銀行の設立の必要性といふものが議論された雰囲気あるいはいろいろな計画等が

存在しておりますことも事実でございますので、かなりの申し込みがあるのではないかとこのように考えておりますが、それがどの程度かといふことにつきましてははっきりした見通しはございません。

○平林委員 少し抽象的だと思ひますけれども、日本が今後、少なくとも総裁をとられ、このアジア開発銀行の法案を審議しておられる際にもいろいろとアジアにおける開発の重要性が指摘されておるわけでありまして、大体そうだろうといふことでなくて、すでにのどから手が出ていふような国々はどういふものがあるかといふことをやはりある程度国民の前にも御紹介をいたしたいと思ひます。今日まで総裁国としてつかんでおられる情報についてやはり国民に知らせる義務があるのではないかと思ひます。この点をひとつこまかくお話をいただきたいと思います。

○村井政府委員 いままで具体的にこういうプロジェクトを融資してもらいたいという話が、実際問題といたしまして準備事務局等に提出された、あるいは話があつたといふことはまだございせん。したがって見まして、抽象的な雰囲気だけを申し上げておるわけでございます。

○平林委員 私は実は具体的なお話を国民にも御紹介しただけと思つたのであります。少なくともこの開発銀行の設立の目的あるいは趣旨から申し上げまして、そうした高まった要望のある中に必然的にこれが生まれたという理解を政府の御答弁の中からはせざるを得ないのです。ほうはいとしてわき上がるアジア各国、先ほど小国とか低開発国といふお話がございましたけれども、そうした方面からかなり具体的に要望があつて、そして、アジア開発銀行が集中的にその必要性に基づいて生まれたという理解を私は先ほどの答弁からはせざるを得なかつたのです。しかし、いまのお話を聞いておきますと、かいくもない、こいうことなんですか、これはどうなんですか。私はその点、外務大臣、このアジア開発銀行の必要性につ

いて多少疑問を感じるのをごさいます。大臣の政治的な感覚はいかがですか。

○椎名国務大臣 すでにラテンアメリカ、中南米のほうにこういう開発銀行ができております。アメリカはアメリカでできております。アジアのみが立ちおくれであるという状況でありまして、しかも諸般の経済開発もしたがっておくれである。これを助長する意味において、私は潜在的な需要は相当にある、こう考えております。

○平林委員 私も、アジアの状況から見まして、これを開発し、少なくともアジアにおける貧困を解決していくという意義はあると思ひますし、潜在的にその状況があるという事はわかるのであります。しかし、いま事務局と私との質疑応答をお聞きのとおり、何かアジア開銀に緊迫性というものを感ぜられないのです。そのことについて私は疑問を感じたのですが、そのことに対してお答えをいただきたい。

○村井政府委員 私の先ほどの答弁にも関連しておきますので補足いたしますが、いろいろ潜在的な需要というものは確かに私は存在すると思ひます。そういう点におきましては、これが発足いたしますとかなりの申し込みがあるだろうというふうにも想像しております。ただ、私が申し上げましたのは、いままでもこういうプロジェクト、こういう事業計画にひとつ融資してもらいたい、銀行が発足すればこれをやってもいいという意味の事前の申し込みの話が具体的にはなかった、しかし、潜在的な需要あるいは要望というものは十分察知されるという事を申し上げたつもりでございまして、補足いたします。

○平林委員 外務大臣でも大蔵大臣でもけっこうですけれども、アジアの貧困を解決するために、少なくともどの程度金額があれば、大体これらの各低開発国の希望というものが充足できるか。それは資金を調達するのはなかなか容易じゃございませぬけれども、全般的に、このアジア開発銀行を設立し、そうした地域を開発していかなければならぬという根本的な動機、潜在的な開発要望

というものは、金額にしたらどのくらい見込まれるのでしょうか。

○椎名国務大臣 これはその推定はなかなか困難でございます。しかし、こういうことがあるのです。タイ国で、産業開発のための直接の目的はないけれども、いろいろな意味の道路、未開発の地方の道路開発をやった。そうしたところが、運輸、交通の便が飛躍的にそこに実現をいたしまして、それで、だれもそれを積極的に進めたというやうなことでなしに、農産物の増産がすばらしく行なわれた。そして、日本でも家畜の飼料としては多々ますます弁すという状況でありまして、段がついて対日輸出が相当実現をした、こういうやうなことがありました。

○平林委員 私どもも、東南アジアの貧困を解決するためにどのくらいの計画があるか、あるいはそれを解決するためにどのくらいの資金が必要であるか、総体的な展望に立ちまして、そうして世界の各国がそれに乗り出していくというかまやがなければならぬ、少なくとも総裁国をとる日本として、東南アジアの開発について熱意を持っています。持つほど、そうした一つの総体的な青写真という

ものを持つくらいな覚悟があつて乗り出さなければならぬ問題だと私は思うのです。そうでないと、今日この大蔵委員会においていろいろ議論されておりますように、何か時の世界政策とか戦略に利用される道具、こゝみなされるわけですね。私は日本の国家が東南アジアという近い、しかも低開発国に対して援助の手を差し伸べる——もちろん日本には国力も限度がありますから、日本国をほつておいて何でもやるといふわけにいきませんけれども、やはりそういう一つの世界観といふんです。同じアジア民族救済という考えはあつてもいい、あつてもいいけれども、それにはやはりもっと具体的なものを保持して臨んでもらいたいと私は考えるのです。それがいまのお答えからは少しも伺えない。その点は非常に残念だと思ひます。

○村井政府委員 御承知のように、この十億ドルの資本金は半分が払い込みということになっておりまして、なお、それを五年で分割払い込みを行なう、しかもそのさらに半分は自国通貨の代用証券をもちまして、請求があるまではそのままの形態の出資でございまして、さしたあたり、たとえば初年度といたしますと五千万ドル程度の資金が運用されるわけでございますので、いろいろな経費あるいは運用等の計画等からおのずからその範囲内での制約というものはあるわけでございますし、さらに非常な事業計画等がございまして、それを突破いたしますれば、借入れ入金等の道はございまして、さしたあたりの発足といふことはその範囲内でスタートしていくといふことにならうかと思つております。

○平林委員 いまのお話ではアウトラインはわかるのですが、この間外務委員会でこの問題について椎名外務大臣がお答えになつてゐるのは、大体使用可能なというか、融資可能なのは五億ドルだといふ答弁がございました。つまり、出資額十億ドルの五〇％、五億ドルだ、これに対して実際に五億ドルは動かさないのではないのか。わが国の場合でも総額二億ドルを応募することになりますけれども、そのうち払い込みは一億ドル、しかもその一億ドルの五〇％は現金であるが、他の五〇％は国債で代用する、こういうことになりまして、実際に五億ドルは動かさないのじゃないか、こういう疑問を感じるのをごさいますけれども、その点は外務大臣どういふ根拠で五億ドルが動かせるとお答えになつたのですか。

○村井政府委員 外務大臣のお答えになりましたのは、これが五年間で毎年継続払い込みが行なわれましたときのあるべき姿を描かれてお答えされたわけであらうと思ひますが、そういう意味におきましては、数年先にはそういうふうな業務規模というものが考えられると私も考えます。

○平林委員 数年先という五年くらいのことと普通常識的にいいます。この場合でも、日本の場合を例にとりますと、毎年一千万ドル、五年から五千万ドルということになるわけでしょう。五年先になつても私は五億ドルがアジア開発のために動かせる金になるとはちょっと考えられないのですけれども、その点はいかがですか。

○村井政府委員 確かに、五億ドルといふ数字は自国通貨建ての国債等を含んだ数字であるわけでございますが、それが引き出しが行なわれるということは当然予想されると思ひます。それから、この運用の状況によりましてはむしろ借り入れ金も行なうということにもなるわけでございますし、五年くらいは将来におきましては、五億ドル見当というものが運用資金として計上されることは一つのあり得べき姿ではないかといふふうに思ひます。そういういろいろな要素をあれしまたしての規模という意味でございまして。

○平林委員 私どもも今度の出資額の応募の状況そ

の他から見ますと、五年たった後においても、いろいろ計算してみても三億五千万ドル程度しか動かせない、結局、いまお答えにありましたような借り入れ金その他をやるということでございます。この借り入れ金というのが、実はこのアジア開発銀行に対するいろいろな疑問となりこれに対する批判になってくるおそれがあると私は思うのです。

特に、いろいろなお話を聞いておりますと、アメリカの信託基金を勘定に入れて今後のアジア開発銀行の運営をしていくのだというような話もあるわけでありまして、そうなりますと、今日まで私どもの同僚議員から指摘しておりますように、結局、これはいろいろ大きな理想を掲げて議論はしておるけれども、当座ひとつアメリカの世界戦略の道具として使われるのではない、こういう疑問にもなってくる。いわゆる、アメリカの信託基金を勘定に入れてアジア開発銀行を運営していくということが初めから前提に入っておりますと、これはあれじゃないでしょうか、結局、アメリカの信託基金の性質から見まして、アメリカの資本のひもつきという形でアジアの開発が進められる、こういう批判を免れることはできないのじゃないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。これはむしろ外務大臣の政治的な判断、御意見を聞かしていただかなければならぬ問題だと思ひます。

○村井政府委員 外務大臣のお答えになります前に、事務的にちょっとあれさしておいていただきますが、これは言うまでもなく信託基金でございますので、特定の信託条件によりまして特定の計画に融資するということになるわけでございます。受託者、信託者の具体的なそこに条件が出るわけでございます。銀行一般の融資とは切り離してそういう勘定を設けるということになっておるわけでございます。したがって、銀行全体の一般的な融資といたしましては、信託基金があるから、またこれがアメリカから信託されるから一般の銀行業務が影響を受けるかということに

は必ずしもならないというふうに私たちは了解いたしております。

○椎名国務大臣 いまアメリカの世界政策というお話がございましたが、この世の中を住みよい世界にするという善意の動機に基づく協力であるならば、私はそれを受け入れていいのではないかと、いろいろな角度から世の中をどうしようといううな目的を持って、いわゆる世界政策と申しますが、そういうものを行なっておる他の国もございしますが、別にそれによって政治的な制約を与えるとか、あるいは独立を棄損するとかいうことではなれば、やはり善意の協力としてこれを受け入れることができるのではないかと、こう思います。アメリカがその持つておる富をもって、結局は長い目で見て自分のところへ振りかかってくるんだ、返ってくるんだ、そういう意味で、例のヨーロッパにおいてはマーシャルプランを履行したわけでございます。それによって欧州が復興した。そういうような意味において、世界の貧困に苦しんでおる地域を何とか早く立ち上がらせたいという意味で、特別のその他の政治的な目的を達成しようというのではないかと、私はそれはそれで受け入れてよいのではないかと、こう考えております。

しかし、今回のアジア開発の問題が直接そういうアメリカの独壇場として、それが言うがままに切り回される、そしてアジアの復興もさることながら、いろいろなそこに意図がからんでくるというのでは私はないと思う。そしてまた、この機構からいって、アメリカの思いのままに動かせるものじゃございません。でありますから、そういう点は、その御心配になる必要はないのじゃないか。もしそういうことがかりにあるとすれば、これはそういう特殊の意図をからましてくるということに對しては、われわれとしては十分にこれを警戒して、これを是正するという考えでこれに臨みたいと考へます。

○平林委員 私は、外務大臣のお答え、ある分は了としますけれども、ただ、五年くらい先に實際

に動かせる金が三億五千万ドル、そしてアメリカの信託基金、おそらく二億ドルくらいは勘定に入れて先ほどの五億ドル動かせるというお答えになつてゐるのじゃないでしょうか。その場合に、ラテンアメリカのほうの開発銀行の例を見まして、信託基金という一つの性質から考えてみまして、實際上行なわれてゐるアメリカの運営のしかたを見ますと、かなり露骨なやり方がとられてゐるというのを考える。もちろんどの国でも自分のきらいな国に対しては貸さぬ、これは国に限らず人間でも同じでしょう。同じではありますけれども、特に極東における状態から見ますと、私はアジア開発銀行がアジアの地域開発のためという善意な考えだけでできないことをおそれてゐる。それは外務大臣は、そんなことはさせない、そういうときには十分警戒してやるといふお話が、ありますけれども、私は、そこに幾ら善意を持つていても、受けとめ方は各国各人によって違ってくるわけでありまして、その場合に、このアジア開発銀行の名目というものがそこにゆがんだ形に残される。相當の覚悟を持ってこれをやらなければならぬのじゃないかと思うのですが、その点は外務大臣のいまのお答え、もう一度ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 繰り返しになりますが、ほんとうに純粋な意味における国際銀行の機能を發揮してもらいたい。それがゆがめられるというようなことにつきまはしては、十分な正當性はこれを排除する手段は幾らでもある、私はこう考えております。

○平林委員 五億ドル程度のアジア開発銀行の資金運用で、これは国によって規模が違いますけれども、さつき外務大臣が言われたように、その金を借りただけで独立が棄損されるというやうなものにならぬといふことはわかります。それからまた、そうかといふすべてを善意の援助だとは考へておりません。私も昨年アメリカに参りました、アメリカ人の国民性というか、性格というものをいろいろな角度で観察したのですけれども、

よく言えば善意と言えましようけれども、悪く言えばおせっかいなところがあるわけですね。私がたまたまカメラで景色を写しておりましたら、あそこは何といつても記念になるからおまえとておけ——そんなところをとつてもおもしろくないと何人も言う。自分がこれはいいのだと思つたら他人にそれを押しつける。それから、ある意味では共産主義が一番きつておるわけでございますから、共産主義というものは悪いものだ、おれのはうが正しいんだ、世界の中でおれほど正しいものはない、こんな考え方が非常に強い国民性を持つておる。これはアメリカだけではなく、世界の国それぞれ自分の自國意識のあることは當然ですけれども、特にそれが強い。

ですから、そういう意味では、名目はアジアにおけるところの開発ということでございます。そしてまた、善意に金を貸そうとしておるかもしれないけれども、實際その根底にある考え方は、私は非常に危険なものがある、こう考えるのです。ですから、アジア開発銀行の運営についても、私はそれを相當警戒してかからなければ、われわれがこの委員会において批判しておるやうに、そういう結果をたどらざるを得ないと思へるのであります。ですから、そういう意味では、今度のアジア開発銀行の設立については、強い疑いを持つて私は見ておるわけです。残念ながらそういう疑いを持つて見ておるわけです。この点については今後の運営——少なくとも外務大臣がお答えになつたことに對して、野党はただ攻撃するだけではない、さういふ疑い、さういふ国民性がある程度知つておられますし、さういふ運営がラテンアメリカ等にも行われておるといふ実績などを考えますと、やはりさういふ傾向はあらわれてくるに違ひない、さう見ておるから批判をしておるわけでございます。私はその点はよく頭にに入れてもらいたいと思へるわけでありまして、

そこで、次にお尋ねしますけれども、このアジア開発銀行と世界銀行との関係、世界銀行との関係というよりは、今日まで國際的には世界銀行

や、あるいは、いわゆる第二世銀と呼ばれるものもございまして、その他国際的な金融の公社のような機関もございまして、いろいろあるわけですね。そしてそれ後進国の開発について活動が開始されておる。世銀があれば、あるいはそうしたものがあれば、それ以外に地域的な開発機関は必要ではないかという議論もあるわけですが、これについてどうお考えになりますか。

○村井政府委員 御指摘のように、地域開発銀行はいろいろあるわけでございます。対象地域がこれはアジアでないわけでございますので、世界銀行あるいは第二世銀という場合におきましても、全体の四割ぐらいでございますが、アジアに回っていないという実情もございますので、やはりアジアにはアジアの地域をもつばら対象とした地域開発銀行があったほうがいいのではないかと考えてございまして、世界銀行、第二世銀があるからいいではないかという考え方も可能ではありましようけれども、これはほかの地域はそういう意味で重ならないわけでありまして、アジアにつきましても重ならないのではないかと考えていたしております。

○平林委員 私は、お金はたくさんなければ、アジアの根本的な開発というか、そういうものはできませんから、各国がアジアの貧困を解決するために協力し合うという事は、そのこと自体にはちっとも悪いことはないし、むしろ積極的になつてよろしい。もちろん各国の事情はそれぞれありますし、財政的な限界というものがあつて、それはそれを越えてはならぬということはいえませんが、方向としては正しい。ただし、世界銀行あり、第二世銀あり、いろいろな機構がある、そのほかに今回のアジア開発銀行があるという点になりまして、少し幅が広まり過ぎたという点、その調整を一体どうするのかという点について、むしろ新しい問題が起きてきていると思ふのです。政府の大方針としては大蔵大臣、あるいは外務大臣としては、世銀とか第二世銀という

ものと比較いたしましたして、今後アジア開銀というものに力を入れていくのか、同じようにばらばらにやっていくのか、そこいらは一体何か基本的なものをお持ちなんでしょう。大蔵大臣と外務大臣にひとつ聞かせてもらいたいと思ひます。

○福田(起)国務大臣 私は、アジア開発銀行というものがアジアだけをにらんで濃密な経済協力ができるという体制はアジアのために非常に喜ばしい、そういうふうな考えでおります。したがって、これには日本は協力すべきものである、こういうふうな思ひますが、さらばといつて、世界銀行だ、第二世銀行だ、いろいろの世界金融機構がありまして、これに対する協力はこれをゆるめるといふようなわけにいかぬだらうと思ひます。また、それに対しては世界全体の立場から協力する、それに対して日本が先進工業国として応分の協力をしなければならぬ、その理由が、アジア開発銀行ができたからといって減殺されるという関係にはならない、こういうふうな考えでおります。

○椎名国務大臣 いま御指摘のとおり、世銀、第二世銀等がございまして、今度のアジア開銀は、御承知のとおりこの協約にもうたつておりますが、アジア的ということばを使つてあります。つまり、理事のほとんど大多数がアジアの域内から選ばれる、そしてほとんどに自らの住んでおるアジアというものをどうすれば最も繁榮せしめることができるか、その方法等について、外部からいろいろお世話をしてもらうこともそれはいいけれども、やはりみずからほんとうにからだで感じてるものが集まつて、そして開銀の運営に当たるといふことが、また資本金の多寡をこえて非常に適切な機能を發揮するものではないか、こう考えております。

○平林委員 まあニュアンスはありますけれども、何か同じようにやっていくというふうな点と、外務大臣の幾らかアジア開銀に力を入れた感じがするのであれば、こうしたことについては、政府はまことに検討をしたことはい

ないのですか。

○椎名国務大臣 これは十分に関係者との間で協議をして、そしてこの問題に対処しておる次第でございます。

○平林委員 私は、アジア援助全般の心がまえといたうか、その取り組み方についてイーजीゴーイングのような感じが、特にアジアにおける日本とてなかなかにいい構想であるとするならば、太い線を入れてそれにやるとか、あるいはこうしたものについて、国の考え方というものにむしろ重点を置いてやるとかいう考えが何かあつてわれわれに提案をされたり、国民を説得されるということが必要なんじゃないでしょうか。第二世銀もやります。それから世銀のほうもやります。日本の経済力があつて、そして幾らでもアメリカのようになつてそれを有効に使つて、私たちのことばでいえば、世界政策的な一つの配慮があつて使える国ならともかくとして、日本の場合にはさか立ちしてあまきお金が出ない。なかなか苦勞の多いところですが、しかし、アジアの国として何らかの積極的な姿勢を示したいという場合には、やはり力を集中していくという考え方が、少ないお金を有効に使うということになるのではないのでしょうか。私は、この場合には、やはりそうした検討が政府には必要だと思ふのですが、外務大臣のお答えは、そうしたことをほんとうに検討しているのじゃない、まあ適当にそれぞれ相談してやつていこうという程度のこと、根本的な構想、基本的な理念がないように伺うのですが、どうですか。

○椎名国務大臣 いま私の申し上げ方が少し足りなかつたのかも知れませんが、とにかく世銀あるいは第二世銀はアジア的とは言えない。今度はアジア的な銀行、アジア的な運営をするということになつております。

でありますから、ちょうどいけば東京の大銀行が地方にくるのもそれはいい、しかしながら、やはり地元の乏しい金を寄せ集めて、そして相互銀行をつくる、そしてきわめてきめのこまかい点

に触れた金融をする、これもまた必要なんです。私は必ずしもアジア開銀というものは相互銀行に該当するものではないことを申し上げておるわけではないけれども、地元本位の開銀、銀行というものの特徴からいふと、まあ大体同じような理屈で説けるのではないかと、こう考えております。

でありますから、どつちがどうということはいま先んずけなくても、アジア開銀はアジア開銀としての特徴を發揮するように、これはぜひ力を入れなければならぬ。それからまた、世銀、第二世銀、こういうものの注意をアジアに振り向ける、そういう努力もしなければならぬ、こう考えております。

○平林委員 この際、日本のアジア地域に対するいわゆる経済的援助の実情について少し伺つておきたいと思ふのであります。

日本として、このアジア地域全般の諸国に対する援助額の実情はどういうふうになつておりますか。

○西山政府委員 昨年の実績から申し上げますと、日本の経済協力は、四億一千万ドルに對しまして、アジアの地域が二億七千万ドルに對しまして、六五・四％ということになります。

○平林委員 ちょっとここ三、四年の経過を追つて、いまの要領でひとつお話をいただきたいと思ふのです。

○西山政府委員 日本の一九六一年の実績が三億六千八百萬ドルに對して、そのうち一億五千三百萬ドルがアジア地域に對して、パーセントから申しますと四一・七％、それから六二年が二億八千二百萬ドルに對して、そのうちアジア地域が一億四千四百萬ドルに對して、四九・六％、六三年が二億六千四百萬ドルに對して、そのうちアジア地域が一億八千四百萬ドルに對して、六八・八％に對して、それから六四年は二億四千五百萬ドルに對して、八一・二％、六五年は先ほど申し上げました数字に對して、

ひとつは、不安い金利で、長期で出している、あるいはかなりの部分を贈与に充てる。片方、自由主義陣営は、アジア開発銀行をつくって、商業ベースで、しかも返済の要求をする。こういう形の援助競争を続けていった場合に、将来長い見通しに立ってものを考えた場合、一体どちらが援助競争でイニシアを握り、援助を受けた国々はどこ側にかなり向きを変えていくか、この面を考え

た場合、そういう点、とどのつまりこの低開発国援助競争においてソ連圏、社会主義圏と自由主義圏との競争というものは将来どちらが勝つか。これは世界分割のやほり大きな一つの政治的戦略になるわけですからね。大政治家はそれを頭の中では考えてやっておるわけですから、そういう場合に、一体いまのような条件で競争していったら、自由主義陣営というものが競争に勝っていくかどうか、それとも打ちのめされるだろうか。あなたの見解はいかがですか。あなたの感じとしての見通しはいかがですか。

○推名国務大臣 援助といいますが、ソ連等の共産圏の援助は主として、多分に政治的なものがある。そうして、ほとんど大部分が軍事援助ではないかと思うのです。ですから、軍事援助を受ける場合に、金を借りて、軍備をするということからは新しい国にはなかなかできません。でありますから、軍備はしたいが金はない、普通の金じゃなかなか軍備というものには使えないものじゃない。そこをねらってと云っちゃちょっと語弊があるかもしれないませんが、そこへソ連圏、共産圏から思い切った援助をやる、こういうのが従来の実績だと思ひます。しかしこれは、そう長い間の競争にはたして耐え得るかどうか。やはり合理的な借款の供与ということにして、そうして、たとえ乏しいながらも順繰りに返してもらおうということになれば長続きする。私は、そういう意味においては長続きはしないのではないか、息が切れるじゃないか、こう考えております。

○武蔵委員 結論において私も同感です。そうした場合、やはりそういう協定ができることになれば、息の切れないように、お互いが摩擦を最小限に食い止めるためには、やはり国連中心で低開発国の開発はしなければならぬ。やはり国連という場を通じてのみ低開発国の公平な援助開発というものが可能である。こういう地域的にブロック経済的につくっていくと、これは将来力の衝突を引き起こすような場面を生んでくる、そういう危険は皆無とは言えないわけですね。私

ども社会党がアジア開発銀行に反対をしているゆえんのものも、国連を通じてそういうことはやるべきだ。中国もインドネシアもあるいは朝鮮も国連にすべて加入するであらうということはそう遠くない将来としてわれわれは考えられるわけでありますから、世界がそういう一つになるという可能性はあるわけですから、そういうときに障害になるものをそのときにぶちこきなくともいいように、初めから国連中心の低開発国援助の機関というものを整備し、そこから出発をすべきである、これが正しい姿勢ではないかと私は思うのですが、大臣の見解はいかがですか。

○推名国務大臣 私よりも大蔵大臣のほうが専門家でございしますが、御指名でございしますから私から申し上げます。まあ、いまでも国連の外郭機関でやっております。これはやはりだんだん強化することが望ましいと思っております。

○武蔵委員 第二に、もう時間がとにかくありませんから簡明にお尋ねしますが、いま外務省がやっておる海外技術協力事業団、これは外務省の管轄で、外務省が低開発国に何をやっていくかという、この機構を通じて研修生をとにかく養成をする、あるいは技術者を派遣する、さらに民間とタイアップして何名かの派遣や研修生の受け入れをやる、主として教育の部門を担当しておるわけですね。技術教育部門の担当を外務省はしている。私は、いまのアジアの情勢というものを見たときに、それぞれ独立国家を目ざし、文盲をどうして退治するか、あるいは宗教の相克、他の近代国家には見られない要素というものがアジアには非常に多いわけでありまして、したがって、金さえ出せばアジアは何とかなるという状態ではないと思うのであります。こういう宗教の対立や、非常に水準の低い、文盲率の高いアジアに対して、特に黄色人種である日本として最も力を入れ、直ちにやり得べきことは何か、そういう点から私は十分低開発国援助というものは検討し直す必要があると思うのであります。外務省のいままでの実績を

見ると、ビルマに対して研修生が、一九六四年までの間百三十三名、あるいはベトナムに二百名、ラオスに三十七名、カンボジアに二百二十七名というように、それぞれ一昨年度までの間に研修生を受け入れておりましたが、私はこの際思い切つて、教育制度、いわゆる技術教育によるアジアの開発に日本が最大の貢献をしてみようじゃないか、そのために国立のアジア専門の技術大学を日本につくつて、これはアジアの子弟で頭の優秀なものを、貧乏であらうが何であらうが、日本政府が一切三食まかなつて、衣類を着せて、日本でひとつ技術教育をしてやるうじやないか、一年に三千人くらいずつやってもらふなさい。二十年後、三十年後のアジアというものはどういふ姿に変わっていくか。日本に対する感情をどう持ち、日本の製品に対する見識をどう持つかということは、教えずして私はアジアに根が張ると思うのであります。

かつて、私どもの大先輩である大山都夫先生が衆議院本会議場において田中義一内閣を糾弾したときの演説文章を読みました。そのときに大山先生は、田中内閣がだんだん軍事費を増大し、戦争の方向に進むのは危険である、このことは日本をほろぼします、それだけの金をアジアの子弟を教育するために、また、日本の優秀な子供を育英制度によって教育をしてアジアに派遣することによって、戦わずしてアジアは黄色人種のアジアとなつて、日本の血筋というものがこの中にぶち込められて、大きな根を張るものであると言われて、戦争政策反対だという理由の一つにそういう大構想を打ち出したのを、私は先見の明ありといふ読んで感激をいたしております。いま、三十年を経過した今日、日本のアジアに対する今日の政策はまことに貧困といわなければなりません。

この辺で外務大臣、年々受け入れている研修生を各大学にばらばらに請け負わせるよりも、ひとつ、国がアジア諸国の青年教育をする技術大学をつくつて、もっと統一的に根本的にこれらのものに対する力を入れたらどうか、こう考えるのであ

ります。この私の構想に対して外務大臣の御見解をひとつ承りたいのであります。

○推名国務大臣 この間の東南アジア開発関係会議におきましてもこういったようなアイデアがちらりとほのめいておつたのであります。しかし、それはほんとうのアイデアでありまして、時間もありませんので掘り下げた協議はできなかったものであります。そういうふうな考え方を保持している人もだんだん出てまいつておりますので、趣旨としてはまことにけっこうなことであり、そのねらいとしてはまことに適切である、こう考えておる次第であります。

さて、どういふ方法、手段でその目的を達成するかというところにつきましては、実際問題としてはなかなかむずかしい問題もございします。まあ、最初にことばの問題等もある。しかし、こういうことはもちろん克服できない障害ではございません。十分に御説を拝聴いたしましたので、今後研究したいと思つております。

○武蔵委員 外務省の役人にお尋ねしますが、現在の研修生は、比率は大体どういう大学にどの程度配分をしているのですか。また、アジア各国からの日本に來ている各国の研修生の数は、一年間まとめるとどのくらいになりますか。

○西山政府委員 三十数種のコースがございまして、それぞれの研修のセンター——関係各省と協力しましてそれぞれの研修センターに配属いたしまして研修を実施するわけでございます。年間の人数は全部で千名以内でございます。

○武蔵委員 一年間に千名程度ですね。

○西山政府委員 千名弱です。

○武蔵委員 年限はどのくらい日本で研修をしていきますか。

○西山政府委員 その種類によりまして非常に違うわけでございますが、数ヶ月を大体基準にいたしております。半年ぐらいでございます。

○武蔵委員 現在ですら年間千名前後の若い人たちが、あるいは中年で研究しようという人もおると思ひますが、こういう人が日本に來て勉強して

おる。これにもっとも力を入れることが、時間にかかるとあるけれども、アジアの真の意味の低開発国に対する日本の貢献という点からいって、将来なるほどと思う実りある方法であるとは私は考える。ぜひひとつそういうことについては真剣に検討願いたいと思います。

大蔵大臣、いまの構想については、金を縛るほうの立場に立つあなたとして、そういう構想に対してはどんなお感じを持ちますか。

○福田(起) 国務大臣 金を預かるほうの立場といましては、あれもやれこれもやれと言われても、全部が全部はできません。しかし、あなたのおっしゃる通りに、人的な技術協力、これは非常に大事なことだ、いろいろいふならば知らないき方になっておりまして、私はこれは残念なことだ、こういうふうに思います。あなたのおっしゃるような方向を考えてみたい、かように考えております。

○武蔵委員 第三問は、いま日本の借金、債務は、賠償を含めて総額は現在のどのくらいありますか。

○西山政府委員 賠償につきましては、総額十億ドル程度でございます、その履行率はほぼ半分でございます。

○武蔵委員 賠償残額は五億ドル、こういうことですか、いまの答弁は。

○西山政府委員 正確に申し上げますと、賠償の残額は約三億七千万ドルでございます。先ほどの説明は間違ひございません。

○武蔵委員 それ以外にアメリカのガリオア、エロア資金の返済、これがまだあるわけですね。これは、いまガリオア、エロアのアメリカに対する債務の残額は幾らありますか。

○村井政府委員 ガリオアの残高は三億七千万ドル相当額、千三百五十億円であります。

○武蔵委員 アメリカに返す金だけでも三億七千万ドル千三百五十億円、これはまだ膨大なものが残っておりますわけですね。これをいまアメリカが非帯に国際収支が悪いというので、従来約束した

年限では長過ぎるからと一括支払ってほしいというふうな要望が日本政府にきている、こういう話を聞いておりますが、そういう話は外務省に入っておりますか。もし入っておるとしたら、それに対する日本政府の態度はどういう態度をとろうとおもわれるか。

○福田(起) 国務大臣 さような話はございません。また、ありまして、わが国の外貨事情はこれを受け入れるような状態ではございません。

○武蔵委員 外務大臣、世界会議で日本は一応先進国の仲間入りさせられたというふうな取り扱いで、低開発国に対する援助も国民所得の1%程度を出す、金利も、昨年七月のDACの本会議で採択された8%以上を贈与、または二十五年以上、金利は3%以下、こういうきつ条件で日本も低開発国の援助の仲間入りしなければならぬ、こういう範疇に日本は入れられたわけではございません。ところが、いま申し上げたように、賠償は三億七千万ドル、借金はガリオアだけでも三億七千万ドルもある。日本という国は、他の国と比較して、まだ戦後処理のこういうものもあると先進国の仲間入りをして1%の負担を持つというところはまだたいへんなんだ、特殊事情があるのである、こういうことを外務省は国際会議でもっと主張すべきではないか。国民所得は世界各國の比較をして二十一番目でしょう。そういう状態、しかもこういう処理未済のものが残されている状態でありますから、あまり大國意識にとられて、実力以上の背伸びをして後進国援助の仲間入りをさせられるというのは、どうも不合理だと思ふのですが、外務大臣の御見解はいかがですか。

○椎名国務大臣 賠償等その他の無償供与ですか、それはすべて経済援助の中に入っております。しかし、これはまあやむを得ずやっております。でありまして、日本としては決して十分な余裕があつてやっておりますわけでもない、そういう点ももちろん考慮しなければならぬと考えます。

○武蔵委員 そういう考慮をしなければならぬけれども、そういうことを国際会議の席上で、日本は国民所得も世界でまだ二十一番目だ、それから戦後処理のこういう問題もある、アメリカに対するガリオア返済もまだ相当の年月かかる、そういうような状態であるから、科学水準が高くなり、造船技術は世界一だ、鉄鋼は第三位だというふうな、そういうのはなやかな部門だけを見てもの言わないで、もっと低い底辺のもの、そういう悪条件のもの、そういうものをやはりもっと力説すべき段階だろうと私は思うのです。そういう点、外務省は少々弱腰過ぎて、あるいはみえを張り過ぎて、実力以上の背伸びをし過ぎて負担が過重になつていふうらみがあるのではないか、こういう感じを受けるわけでありまして、そういう点について、もっと外務省としては国際会議の場でいま私が申し上げたような点を力説してほしい、すべきである、それは国民の声だと思ふ。そういう点はいかがでございますか。

○西山政府委員 国際会議におきましては、御指摘のような日本の事情は十分に説明しておるわけでございます。昨年のDACの決議におきまして、日本のような金利が高い国を一ぺんに低くするわけにもなかなかないだろうということ、例外が若干認められました。ただし、毎年その目標に達成するようにどういうような努力をするか、その努力の報告をしてもらいたい、こういうふうないきさつもあつたわけでありまして、外務省といつたしましてもこの点は十分注意して国際会議には対処している次第であります。

○武蔵委員 次に第四問は、対インドネシアに対する緊急援助の問題は、九月三十日の政変が起つた、インドネシアが自由主義陣営に近づいてきたというので急にだいたい政府は思い切つた措置をとつた。新聞の報ずるところによると、三千万ドルを空前よくばんと貸そうということなきを、しかもそれは八年の期限で四年間据え置きにして、金利は五・五%である、そういう条件で貸すことをきめたというのであります。ところが、

その貸した金が取りやすいように代金積み立て方式をとつて、日本から輸出をしたものを積み立てておいて、向こうが買ったものを積み立てておいてこれを返済させようと考えている。こういうふうな制度がとられるというので、アメリカと西ドイツから日本の外務省に、ライシャワー大使からも申し入れがあつて、これはどうもIMFの約束に違反する、こういうふうな申し入れがあつたと聞いております。大蔵省はまだ具体的にそういう話は聞いておらぬからということでも新聞に談話を発表しておりますが、その後のこの抗議についての処理は一体どうなつたか。その辺のことを明らかにしていただきたい。

○福田(起) 国務大臣 いまお話の積み立て方式ですね、これはちょっと意味をお取り違ひになつておられるのじやないかと思ひます。三千万ドルの借款を供与いたしますのは、これは国際ベースでインドネシアの既存の債務のたな上げ問題、それから新規借款問題、これをやろう、それが、大体九月にならぬと実施できないのじやないかという見通しなんです。それまでのつなぎに何とか金がほしい。なぜほしいかという、いま輸入がなかなか円滑にできないような外貨事情でございますので、新しい外資を緊急に必要とする、そういうことになつておるのです。つまり、インドネシアの要求するところは、物がほしいのです。そこで物を買うための資金を供与する、こういうことになるわけなんです。ところが、三千万ドルの借款を供与するといふと、その三千万ドルのものは買えるでありません。しかし、それつきりの話なんです。私は、政府としてはそれじやないか。これは経常貿易、いま日本とインドネシアの間はとだえておるような状態です。変則的な香港貿易とか、そういうものはあります。ありますが、通常のルートでの貿易はとだえておる。これを再開するといふことをこの際考えるべきではないかというふうな思ふのであります。この三千万ドルの借款がインドネシアに對してしましても、日本とインドネシアの貿易再開にきわめていい雰囲気

を与える。そこで、インドネシアの銀行と日本の東京銀行との間にインドネシアから輸入する代金の一部を積み立てておく、それを日本から輸出する物品の決済に充てる、こういうふうな機運ができ上がったわけでありませう。これは三千万ドル借款の反射的效果であります。そういうルートで貿易が開かれていくことになりませうれば、これはインドネシアの要望する、つまり物を取得する道が——日本はインドネシア貿易で最も高いシェアを持つてゐるわけでありませうが、その日本との間におきまして、保険なんか再開はなかなかむずかしい状態であるその中において正常貿易が再開される、私はこれはインドネシアの経済再建のためにきわめて有意義なことになっていく、こういうふうな考へておるのです。

それに対して、アメリカあたりでは何か勘違いをされたやうであります。何か日本とインドネシアだけが貿易をする、うまいことをやる、こういうふうな勘違いされたやうであります。が、そうじゃない。日本の意図するところは、日本の利益というよりは、インドネシアの欲してゐる物を与えてやるその道を聞く、これは非常にけっこうだといふふうに考へるのですが、これがたまたま三千万ドル借款の反射的效果として銀行の間で盛り上がった、こういうことであります。おそろしくこの誤解は氷解されることであらう、こういうふうに思います。

○武蔵委員 しかし、ドイツやアメリカが日本に抗議を申し込むというからは、何かの根拠がある。それはIMFの規定によれば、經常的國際取引には制限をしてはならぬという一応の基準があるわけですね。そういう經常的國際取引であるという貿易を、積み立て方式でもってやるというとは、向こうに自分だけで買える力を与えてやるのだといふけれども、やはり債権を将来確保するといふ一つの道になるわけですね。積み立てておいて、将来その分だけ新たに貿易をする分についての債権確保といふものは保全できる。そうなる、またインドネシア債権國會議を開いていない。

方々の國が貸してゐる、それなのに、日本だけはどういう形で、将来の貿易だけはきちんと確保しておこうという意図があると思はれるならば、私はIMFから違反だと言われる筋はあると思うのです。そこらで大蔵省の談話を讀むと、銀行間でやったのだ、政府がやったのだじゃない、だからこれは違反にはならぬだらう、こう逃げた発言をいたしてゐるわけでありませう。しかし、これは一体西ドイツもアメリカもすっかり了解がついたのかどうか。大臣のいまの答弁では、つくであらうという見通しを述べておるのですが、現状ではどうなのですか。ついたので、まだつかぬのですか。

○村井政府委員 技術的な点にわたりますので、私から答えさせていただきます。

いまの御質問の趣旨には問題が二つございまして、一つは、将来の債権國會議において、ほかの債権國がある意味では阻害しないかという点が一点、第二点は、日本が八条國の義務違反にならないかという点かと思ひます。

第一点につきましては、将来の債権國會議におきまして対象となりますのは、延べ払いの残高をどう処理するかという問題でありますので、これは長期の債権というものでございませうが、いま大臣がお話しになりました輸出の決済というものは、非常に短期の、普通の現金決算の話でございます。そういう意味におきまして、将来の債権國會議の關係におきまして他を阻害するという關係は全く出てこない、全然違つた範疇の問題であるといふのが第一点でございます。

第二点の、八条國の義務違反につきましまして、なるほど經營取引において、もし全輸入代金を日本からの全輸出代金に充てるといふことが銀行間の取りきめ等できまっておりますれば問題がありますが、そうではございませんで、輸入代金を積み立てまして、日本の輸出が行なわれまうとき、そこから引き落とされる、つまり、日本の輸出業者にとりましては、東京にそういう勘定がございませうので安心して輸出する、したがって、保

險等が再開しておりません現在の段階におきまして、それにかゝる安心感を与える一つの方法といふことになっておるだけでございます。これは必ず日本の輸出代金は日本の輸出にしか充てられないといふ、何といひますか、エスカラーと申しますか、そういう非常に限定的な、制限的な約束ではないわけでありませう。したがひまして、これは八条國違反にはならないといふことでございませう。現に、アメリカ等が多少そうじゃないかといふ軽い気持ちでおりましたけれども、その間の話をいたしましたら、直ちに氷解いたしました。これは全然問題がないといふことで了解し合つております。

○武蔵委員 西ドイツはどうですか。

○村井政府委員 西ドイツも同様でございます。

○武蔵委員 よろしゅうございませう。

○平林委員 ただいまのインドネシアに対する緊急援助の問題について、いまのお答えですと、日本から輸出する物品の資金に充てるために三千万ドルまで積み立てる。確かに經常貿易を開かせていくためには必要な措置かもしれませう、また、日本としては安心して輸出できるという考へも一面にありますが、現在のインドネシアの政情、經濟情勢その他から見まして、國民の側に立つと非常に理解できない問題が多い。そこで、いろいろ政府に、これから私はお尋ねをしてまいりたいと思ふのであります。

先ほど外務大臣にお尋ねをいたしましたところ、インドネシアの政情はきわめてまだ不安定なものがある、そして、今後なおマレーシアの問題につきましても、それから肝心のいわゆるスカルノ大統領の指導するナサコム体制のくつがえつたことに對してもどうなるか見通しがわからない、こういう状態でございます。ところが、今度のインドネシアに対する緊急援助を見ますと、大蔵大臣が答えになつたやうに、インドネシアに対するいまの經常貿易のルートをつくるだけでなくて政治的なものがある、こういうふうに見ておるわけでありませう。そこで、これらの問題についてい

ろいろお尋ねをしてまいりたいと思ふのであります。最初に、インドネシアの外貨事情についてどうなつておるか、そのことを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○福田(勉)國務大臣 インドネシアは外貨事情が非常に悪化しております、今日では外貨の手持ちはきわめて乏しい状態になっておる、こういうふうな思ひます。これは外国の外貨事情のことではありませんから、数字等をもつて申し上げることは差し控へたいと思ひます。

○平林委員 インドネシアの外貨事情については、大臣は数字は避けられたのでありますが、ここ三、四年急速に悪化してまいりまして、一九六四年の九月当時はもう千五百万ドルというやうな事情にあると聞いておるものであります。これは今度のインドネシアの緊急援助の要請等から考えますと、さらに悪化したように思はれるのでございませうけれども、きわめて乏しいという意味は、大体その辺をさすと思ひます。よろしいのでしょうか。

○福田(勉)國務大臣 非常に悪化してゐるということに申し上げられると思ふのですが、これはどの程度に数字で悪化しておるかということとは、外貨事情というものは、御承知のとおりわが國の問題としても、わが國がこれを発表するといふのはきわめてデリケートな問題であります。そういうことで、外国の事情をここで数字的に申し上げることは差し控へさせていただきます、かように存じます。

○平林委員 ただ私、この際インドネシアに緊急援助をする以上は、そうした事情は承知の上でやられた、こう見なければならぬ。それだけに重要視するわけですね。同時に、近く債権國會議が開かれる。ただいまの武蔵さんの質問に對しては、九月ごろ開かれるやうです。債権國會議の開催を待たずに日本が独自でこの措置をとられたといふところには、やはり私たち批判の余地があると思ひますし、同時に、インドネシアには膨大な対外

債務がある。こうした事情については御存じであるうし、お調べがついておると思ひますけれども、国費を緊急援助として三千万ドルをやる以上は、そうした問題について不安ないかどうかという点を国民は心配をされるのでございまして、インドネシアの対外債務の状況、こういう点についてひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 インドネシアの対外債務は、長期、短期合わせて大体二十七億ドルというふうにいわれております。そのうち二億ドル弱くらいが短期債務で、残りの二十五億ドル程度が長期債務である、かように見られております。

○平林委員 今度のインドネシアに対する三千万ドル相当の円借款したということは、その目的は何ですか。

○福田(赴)國務大臣 目的は、八月までに必要とする物資の輸入代金であります。インドネシアから見た輸入代金であります。

○平林委員 五月の二十八日に、日本とインドネシア兩國の共同声明が発表されました。私もこれを一度読んで見たのですが、これによりますと、日本側は、インドネシアにおける安定が東南アジア、ひいてはアジア全体の平和に寄与すること大なるものありとの見地から、同国の政治経済の安定に多大の関心を有するものである旨を表明する、日本側としても真摯な協力を惜しまない、そしてなお、日本側は当面のつなぎとしてインドネシアが緊急に必要な物資を供給するため、同国に對しとりあえず三千万ドル相当の円借款を供与することを約した、こうあるのです。

そこで、一つには、インドネシアの政情が不安定なときに、そしていまの情勢から見ると、従来の大統領のいわゆるナサコム体制というのですか、宗教と共産主義とか、そうした全般の調和をとってやるという考え方に對して、その反対の方向の政治勢力が動いて九月三十日の事件になったのですが、こういうような、国の一つの方向が変わりつつあるときにこの緊急援助をやられたと

いうことに一つの政治的な色彩を感じるものであります。これは外務大臣に聞こうと思つていたのですが、そういうことをおやりになるのはいいかなものであるうかというところが一つあるわけですね。

それからもう一つは、ただいまの三千万ドルの緊急援助というものが、八月までの経常貿易の数字と大体合わせたような形でこのつなぎとしてやるということでございますけれども、そういうことをおやりになつて、インドネシアの経済事情——ドルの手持ちであるとか、あるいはいろいろな輸出が各国とも事実上ストップになつておるような経済状態悪化のときに、はたして償還の見込みがあるのかどうかという点にも問題がある。

この二つの意味では非常に私に疑問を感じておるのですが、その点はどういふふうにお考えになつておられますか。前半はたぶん外務大臣の見解をお聞きするようになりまされども、大蔵大臣もこの間まで臨時外相代理をやつたのですから、そういうお気持ちでお答えをいただいて、二つの疑問に答えてもらいたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 日本側のインドネシアに対する立場は、どういふ政権ができたからどういふ援助をするというふうなことではない。今度三千万ドルの借款供与をし、なおその後は引き続き長期的な観点で国際的に協力してやろうという態度を示したわけですが、それはあの九月三十日の事件が起つた後においてインドネシアの経済事情というものは非常に悪化しておるわけです。昨年の暮れに至りまして諸外国との間に正常貿易が途絶するに至つた、これは御承知のとおりであります。その事態を放置することはできない。

しかも、いま申し上げましたように、各国は二十億ドルにも及ぶ債権を持つておる、わが日本もその一割程度の債権を持つておる、そういうことにも関心を払わなければならぬわけでありまして、そういうことであります。ともかく政治情勢は、外務大臣からもお話がありました。いまはつきり安定したとはいえない、しかし安定に向

かいつつある、こういう判断であります。それから、経済情勢はどうだということ、私は、三つの根拠に立つてインドネシアの経済再建に期待が持てる。

一つは、インドネシアの新しい政権が内政面に置きまして非常な勇断をもつて財政の収支均衡に乗り出した、こういう点です。それから国際収支面の改善、このために輸入を節制し、輸出を増進するといふためにいろいろな施策を打ち出してきておる。そういうインドネシア政府の経済の自力再建についての意欲、これが第一点です。

それから第二点は、しかしそうはいつてもなかなかインドネシアは一人では歩けない、そこで国際機構に復帰するといふ問題があるわけですね。特にIMF、国際金融機構に復帰するといふ問題、これがなくてはならない。ところが、すでにそういう方針をきめ、もうIMF当局とも接触を始めておる。これは私は、インドネシアの長期の安定のために大きな支柱となるであろうといふふうに見ておるわけですね。

それから第三は、いま申し上げました二十七億ドルの債務を一体どういふふうに取り扱するかという問題、また、その債務処理に関連いたしまして、新規借款を必要とするといふことについて国際的にインドネシアに協力しようという機運が盛り上がり、国際コンソーシアムの結成というふうなところに動きつつある。

これらの点を考えますときに、私は、インドネシアにこの際それまでのつなぎとして借款を供与することは必要であり、また、これが償還は不安はない、こういうふうにご考へておるわけであり

○平林委員 いまあげられたいろいろな事情というものは、私は非常に政治的なものでないかという疑いをおこすのであります。

第一に、新しい政権ができた、これに對して内政面にいろいろ努力しているから、これをあと押しするんだというところは、まだインドネシアのいろいろな国民の気持が實際上安定していない。

スカルノ大統領を支持する者、それから九月三十日以降新しく実権を握つたスハルト陸相の勢力を支持する者、いろいろあると思ひます。それは大局的に見れば、前者はどちらかというとアメリカにあまり好意的でなかつたし、そのゆゑにいろいろな国際的な機関から脱退をしたりするような動きを見せた。今度の新政権は、どちらかというと、IMFにも復帰を見せようとするし、中国との関係もうまくいかない、極端に言えば、たくさんの共産主義者を殺して、何十万といわれておりますけれども、新しい体制をしようとしておる。そうかと思つて、先ほど私が申し上げたように、今度スカルノ大統領支持というふうな動きもあらわれてゐる。外相のことばをかりれば、きわめて不安定なものである。そういうときに三千万ドルの緊急援助をやることは、福田大蔵大臣のことばで言えば、新政権に對するブッシングになる。

これはきわめて国の政治的、国際政策的の方向に影響を与えようとするに日本が力をかけておる、こういう姿勢にとられはしませんか。私は、その点が問題だと思ひます。そういうふうなことを持つて行なわれる援助というものは、何か日本独自のものよりも、国際的ないろいろな相談の結果によるものとみなされるおそれがあると思ひます。きわめて政治的だと思ひますが、これはどうなんですか。

○福田(赴)國務大臣 三千万ドルにつきましては、他のどこにも相談をいたしておりません。これはもうどの国に聞いていたとしても、日本から相談を受けませんといふことがはつきりしております。ただ、日本が三千万ドル出したといつて、インドネシアは解決できるものではないのです。そこで、やはり国際的ベースで解決をするといふので、ただいまそういう方向の動きをいたしておる。これは三千万ドル以後の問題であります。政権によつて金を出すのじゃないか、出し方が違ふのじゃないかというお話ですが、そうじゃない。川島さんが先般インドネシアへ行つた。これ

はスカルノ政権のときです。そのときでも三千七百万ドルの借款の約束をしてきております。これは全部実行には至っておりませんが、そういうふうには、スカルノ政権下でも日本はやるべきだと考えた場合にはやっております。今度は政権が安定するかどうか、これはもうスカルノであるうがだれであるうが、その政権の安定が経済の安定と非常に結びついている。経済の安定と政治の安定がなければ日本の貿易も正常にはやっていけない、また、債権も確保できない、こういうような状態になるのであります。そういうようなことから、経済の危機を切り抜けて正常の貿易を拡大し、また、債権を確保する、そういう意図を持ちまして今回つなぎ融資三千万ドルを行なうということにいたしましたわけでありまして。

○平林委員 いまのお話、これは主として大蔵大臣より外務大臣と議論しなければならぬ問題だと思ひますけれども、今度の経済援助というものが、他の国、具体的に言えばアメリカとの間にいろいろな話し合いがないままに行なわれたものとは見ていません。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕

この問題について関心のある国民は、そういうことをうすうす感じておる。

現に、今度の経済援助は日本だけが行なつたのではない。イギリスも行ない、その他の国も行なつたと聞いておる。そのイギリスが行なつたのはイギリスが行なつただけの一つの政策意図というものがあつたに聞いておるわけでありまして。たとえば、いまインドネシアとマレーシアとの間に国際的な紛争がある、これを何とか解決しなければインドネシアの経済というものはいよいよ破綻してしまふ、そこで、このインドネシアの経済的援助をする前提としてイギリス側から主として主張したのは、マレーシアの問題を解決してもらいたい、イギリスでもマレーシア紛争のためにいろいろ使つておるお金、兵力は相当な数があるし、それに要する経費もたくさん要する、イギリス自体は自分の国の国策を考えて、そうしてマ

レーシア問題の解決についていろいろ注文をつけておる、そうして先回インドネシアとマレーシアとの間の握手ができたことは事実です。これは先ほどの外務大臣のお話ですと、まだなかなかそう簡単にはいかない要素があるようにお聞きしましたけれども、しかし、一応イギリスはイギリスとして自分の国の経済というのを考えながら、同時に、これはことばで言えば、アジアにおける平和問題というのを考えながらインドネシアに対する経済援助というのを考えておる。

私は、日本の場合はそれがいいような気がする。いま大蔵大臣は、アメリカとの間に話し合いはないと言われましてけれども、ほんとうにそう言えるでしょうか。先ほどお述べになりましたことは、日本の国民経済から見てどういふ点に利益があるかという点をもう一度明らかにしていただければ納得できないような気がするのです。

○福田（親）国務大臣 第一は、アメリカと話し合ひておりません。これは全く日本単独の見解でやつたのであります。

それから第二は、どういふ利益があるか、これは、日本は貿易で立つておる国と云つても支障はないと思ひますが、その日本は日本だけの力で貿易を伸ばしていくことはとうていできない、やはりこれは世界の国々とともに繁榮するといふ考え方、特にアジアの近隣諸国との間に貿易を伸ばすといふ基本的な考え方をとらなければならぬと思ひます。アジアの諸国は、御承知のように新興独立国が多いわけでありまして、いずれもこれは貧困です。その貧困な過程において政治の不安定というものが生まれるといふようなことからますます貧困になる。それが端的にまたインドネシアに最近ではあらわれてきたわけですから、そういう事態に当面いたしまして、世界各国と協力をいたしましてこれが経済の安定に努力してやる、これはもう日本の利益を考えても、また、もう少し広い意味においてアジアの安定といふことを考えてみましても、これはもう当然日本がやらなければならぬことだ、こういうふうに思ひます。

そのやり方いかん、こういうことになりまうが、さしあたり三千万ドルの借款を供与して、これを崩壊寸前においてつなぎとめる、しかる後に、おいて国際ベースの会議を持つて恒久的な再建策を講ずるようにしてやることに協力をする、これはもういま日本がアジアにおいてともかく先進工業国といわれるただ一つの国である、その一つの国の立場としてはこれはしなければならぬ当然のことである、そういうふうな確信をいたしております。

○平林委員 ただいまの大蔵大臣の確信には私はあまり信頼を置けないのです。ほかのことは別にして、これはあまり信頼を置けないのです。同時にまた、利益を考へる場合輸出を増強させることは日本の利益、これは私もわかりました。しかし、インドネシアは、先ほど申し上げましたように、外貨事情が非常に悪い、それからまたマレーシア紛争のために軍事費の調達に困難である、また、そのために経済は破局に近いところまでいった、おまけに現在インドネシアにおけるインフレーションといふのは驚くべきものがある、そして先ほどお話しされましたように、対外債務も二十七億ドルある、一説には五十億ドルくらいあるといふ説があるのです。私はよくわかりませんが、国で答弁をなさつておる政府のお話ですと二十七億ドルある。おまけに輸出、輸入の状況をながめてみますと、現状はインドネシアの輸出は石油関係を含めても年間大体五億ドルくらい、輸入はかりに昨年並みに見ましても三億ドル、こういう状況でございますと、膨大な債権、外貨危機、そしてインフレ、軍事費の状況等考えまして、私は、金額は三千万ドルでございましてけれども、一体どこを押したらこうしてお金の返済の見通しがあるのか、返済計画について政府は自信を持ってこういふような措置をおやりになったのかかわらないです。どこに根拠があるのか、そういうことなんです。返済計画の見通しというのがちゃんとあつて援助をされるのか。日本の国是として輸出振興といふことは私は否定

しませんけれども、これも輸出振興になるのですか。私はその点が今度の三千万ドル援助についてはどうも理解できないのです。

○福田（親）国務大臣 返済と申ししても、もちろんこの代金につきましては据え置き期間があります。その先数か年間に返済をするといふことになるのが常識的な結論だと思ひます。まだそういう細目はきめておりませんが、ともかく先のこと象的に言うほかはないのですが、ともかく先のことなんです。先のことを考えますと、先ほど申し上げましたように、これはインドネシア経済といふものは再建の見通しというものはある、こういうふうには考えわけなんです。しかも、先ほど申し上げましたが、この三千万ドルの反射的效果として正常貿易が日本との間に始まらうとしておる。しかも日本の危険なしに始まらうとしておる。それによつて短期の貿易決済というものが順調にできていくとしようとおるのではありません。そういうことを考えますときに私はこの三千万ドル借款といふものはこれは非常に有効に働いていくであろう、こういうふうな確信をいたしております。

○平林委員 一体この三千万ドルといふのは、どういふ使い道がされるのでしょうか。

○福田（親）国務大臣 この三千万ドルで物を買うといふことなんです。インドネシアがインドネシア経済運轉のために必要な物資を買う、こういうことです。聞くところによりますと、米のほうは大体手当てができた。そこで三千万ドルの中で大きなものは、一つは繊維、それからもう一つは肥料、これがまあ大口なんです。あと工場を動かすためのいろいろな原材料、こういうことになるわけでありまして、それらは向こうから申し入れがすでであります。それを日本側で見て、意見を述べて、そして相談してきめる、こういうことに相なります。

○平林委員 インドネシアの経済再建といふものは消費財によつて行なうべきものか、あるいは港湾とか道路、船舶、こうしたものを重要視すべきかといふことでずいぶん議論があります。いまの

お話ですと、繊維だとか肥料、繊維は消耗品と見ていいでしょうね。肥料は、それはあそここの米が足りないというところで、とりあえずそうした問題についての協力ということはできるかもしれない。ふうになつておるかからぬし、三千万ドル全般の状況というのはいまのお答えではわかりません。一体この三千万ドルというのは、日本として、日本の国はも考えてやるとするならば、どういう方向に持っていくかとしておられますか。消費財専門でいきますか。インドネシアの注文によつてもうそのとおりやっていくつもりなんですか。

○福田(越)國務大臣 インドネシアからは三千万ドル以上のいろいろな希望のリストを出してもらふというふうにしておるのです。その中でなるべくこちらからも意見を述べて、インドネシアの経済再建に残るようなもの、そういうようなものにしたしたい、さように考えております。

○平林委員 融資の条件は、まだきめておりません。

○福田(越)國務大臣 まだきめておりません。

○平林委員 融資の条件をきめていないということとは、両国の間で合意に達しないということだと思ひますが、日本としてはどのくらいのことを考へておりますか。

○福田(越)國務大臣 まだこれから――ぼつぼつ始まつてゐるかもしれないが、日本ではこういう条件で話をしてみたいというのをきめております。きめておりますが、まだ話の過程、最中の問題でありますので、ここで申し上げることは差し控へさせていただきます。

○平林委員 そうすると、合意に達しなければこの融資は行なわれない、こう考えてよろしいのですか。

○福田(越)國務大臣 そうお考えになつてよろしうございませう。

○平林委員 緊急援助というからには、そうした問題についていつまでもというわけにいかないわけですね。向こう側はどういう希望を持っておりますか。

○福田(越)國務大臣 なるべく早くきめたいと思ひます。もうそう遠くない時期にきまるのではなからぬか、さように考えております。

○平林委員 日本の国民の気持ちとしては、かなり政情不安、経済的にも不安、従来の焦げつき債権も未払い、債権国会議を開かねばならぬというやうなところに日本が三千万ドルの融資をする以上、こういう条件でやつてもらひたい、日本国としてはどういふ考へがあるかというところは聞きたい、いや聞かなければならぬと思うのですけれども、幾ら交渉であるからといつても、日本としての態度はやはり一つの限界を持つてもらわなければならぬ。そういう意味では、これは交渉だから発表できないというけれども、日本だつて何ですと、りつぱな御意見をお持ちなんですから、どの程度のことを考へておるといふことは国民に話す義務があるのではないのでしょうか。

○福田(越)國務大臣 大体、通常の輸銀の融資を基準にしてはいたしたい、かやうに考へています。利率、それから据置き期間、償還の年限、さやうなものがあります。これはすでに方針をこちらとしておるというふうにしてはいたしたいことをきめて、向こうにタッチを始めております。大体日本側の意見で落ちつくのではないかと、かやうに考へております。

○平林委員 インドネシアは、先ほどお話があつたやうに、大体五千万ドル程度融資を希望しておつたというのでありますけれども、この三千万ドルというのはその五千万ドルの中での問題、こやういふふうには考へていないのですか。

○福田(越)國務大臣 五千万ドルというのは、こやういふことは聞いております。債権国会議が開かれて、さうして二十七億ドルの債務償還、繰り延べですね、これがきまる、同時に新規借款を諸外国に対して要請したい、その際には日本に五千万ドルくらいはどうでしょうかというやうな話は、軽い話として聞いております。しかし、今回のものはそれは関係ないんです。とにかく債権国会議で新規借款が得られる、債務の繰り延べがきまる、それまでのつなぎとして緊急に必要なんだ、こやういふことで三千万ドルを供与する、こやういふことにいたしましたわけでありませう。

○平林委員 わからないんですけれども、結局債権国会議でいろいろな問題を協議して、そこでたな上げとか繰り延べとか、それから新しい借款とかいふのを相談をする。それを待てない。待てないから日本が緊急援助を三千万ドルした。しかし、本来であれば、その債権国会議で各国と相談をして、日本としてはどういふ措置をとるかきめてやるのが順序である。しかしそれを待てない、三千万ドルやつた。こやうなれば、この大体予想されておる五千万ドルというワケ内に入るだろうと思ひますのですけれども、そこはどうなんですか。

○福田(越)國務大臣 それとこれとは関係ないのです。つまり、債権国会議はいつ實際問題としてなるかまだ見通しがはつきりしていませんけれども、インドネシアの予定としては、八月中にはでき、九月から債権国会議の新しい借款、また既存債務の繰り延べという段階に移るであらう、その九月段階になると新規借款ができるだろうと、こやういふふうには踏んでおる。しかし、それまでどうしても待つことができない、さしたあたり一億ドルくらいはどうしても輸入しなければならぬ、いろいろな必要物資が調達できないんだ、そのうち何がしかを日本に持つてくれ、こやういふことなんです。そこで、わが日本としてはその三千万ドルをひとつ借款供与しましょう、こやういふことになつたわけなんです。日本とインドネシアとの貿易の総量とかさういふものを見まして、まあ大体そのくらいかと、こやういふふうには判断したわけでありませう。

○平林委員 もう少し聞いておきたいんですが、さうすると、かりに債権国会議で日本のほうはひとつ五千万ドルくらい持つてくれといふことになつた場合、これとは別個だといふことになるかと、結局インドネシアに対しては八千万ドルいく、こやういふふうにはわれわれは覚悟しなければならぬんですか。

○福田(越)國務大臣 これは大体前貸しの性格です。が、つちりといふわけじゃありませんけれども、大体において前貸しの性格になるであらう、こやういふふうに見ております。つまり、私どもがインドネシアに言つておるわけですが、債権国会議において新規借款という問題が起るでしよう、これはものによつて違ひますが、大体において前貸しの意味があるんですといふことを念を押して出しておるわけでありませう。

○平林委員 いまのお話で、大体前貸しの名目であるといふことでありますが、外務省はそれではないんですか。

○西山政府委員 大蔵大臣の御説明のとおりであります。

○平林委員 いずれにしても私は、財界の中に今度のインドネシアの緊急援助についていろいろなねらいを持つてゐるというお話を聞いておるわけでありませう。財界の中には、焦げついた旧債権なんてのは取れやしないから、取れないものを無理に取ろうと考へるなという気前のいい意見が出たり、あるいは昨年来の不況で相当品物がたまつておる、さういふものをこの際はいつていこうといふやうな考へがあつたり、いずれにしても、政府が保証してくれる輸出だからこゝなうまい話はないといふことで、さうしたことにあつて輸出ができるというけれども、先ほど大蔵大臣は安心して輸出ができる、商社としては安心して輸出できる、国民全般の負担において安心して、極端なことをいへばもうけることができる、こやういふものになりはしないかをおそれるのですけれども、さういふおかしなことになるまいでしょうか。

○福田(越)國務大臣 まあ、輸出ができるのだから輸出に關係する人は歓迎する、これは私は当然だと思ひます。しかし、それだからといってこれをしたのではないのです。これをしたゆゑんのは、先ほどから申し上げておりますとおり、イ

インドネシア経済安定、これはつなぎの措置をとらなければ、もう息が切れてしまふ、国際ベースのコンソーシアムがでるといふのを待たずして崩壊するような状態である、これは何としても緊急的な措置をとる必要がある、こういうふうな考えで、それが将来の日本の債権の確保、また日本のアジアにおける使命というものに照らして妥当な措置である、こういう見解から出発しているのです。

○平林委員 いろいろ政治目的はあるでしょうけれども、私どもの立場から言うと、貿易を国是とする以上は、日本が全般において利益を得ていく、貿易である以上は国が富んでいく、国が富んでいくということは、商社がもうけるということとは私は違ふと思うのです。この場合にインドネシアの貿易を考えますと、近く債権国會議が開かれるということでも明瞭なように、その輸出代金が回収できるかどうか大きな不安がある。代金が回収できないということを知って輸出をするというところが国益になるかどうか。私は、通産省がある程度の期限の延べ払いについては、輸出貿易管理令で許可をし、許可を受ければ自動的に輸銀融資がきまってくる、この輸銀融資には輸出保険がつけられる。極端な言い方をすれば、輸出振興政策という手厚い保護のもとで、商社は契約だけとれば、危険を負担しないでもうけることができる、そしてそのお金は国民全体の負担になる。こんなおかしなことを認めていくということは、私は国民が承知しないだろうと思う。今度の三千万ドルの緊急援助については、こういう疑惑を率直に国民は持つのではないかと私は思うのです。こうした素朴な疑いに対して大蔵大臣はどうお答えになりますか。

○福田(純)国務大臣 インドネシアから貸した金を返してもらう、これはもう四年から五年先の話なんです。そのころにはわれわれはインドネシアというものは、国際的協力のもとにちゃんと支払い能力はできるだろう、こういうふうに見通しておるわけなんです。その見通しに立つて償還は可能である、かように考え、今回の借款を供与する、こういうことになったわけなんです。しかも、これを供与しないと一体どうなるかという、おそらく私はインドネシア経済というものはコンソーシアムを待たずして崩壊するようなことになるかもしれない、そうなたら二億七千万ドルもある日本の債権、これは一体どうなるか、そういうことを総合して考えて今回の措置は妥当である、こういう判断をしたわけなんです。

○平林委員 そのお話はわからないことはありませぬけれども、先ほど私が言ったように、輸出貿易を国是とする国で、こういう手厚いいろいろな政治的な援助とか、政治的ないろいろな裏打ちで一部商社がもうける、こういうことは国民としてはあまり愉快な話ではないです。こうした状態のもとに行なわれるいろいろな援助が五年たてばなるといふようなこと、あるいは二億何千万ドルのやつをどうするか、こういうことももちろんわれわれを考えなければならいませぬけれども、いつも国民全般の負担において一部商社がもうける、こういう形については、私は政府としても何か考えてもらいたい。国民感情の上から見ても考えてもらわなければならぬ。これはこの問題に派生して私は申し上げておきたいと思うのです。

それから債権国會議が九月ごろ開催をされるということでございますが、二十七億ドルの債権を持つ国というのはどういう国ですか。そしてその金額は、それぞれどの程度でございませうか。

○村井政府委員 債権債務残高でございまして、国別の数字は御容赦願いたいでございまして、すでに資料としてお手元に差し上げておりますように、共産圏が半分程度ございまして、自由圏が十二億ドル、共産圏が十四、五億ドルという程度、合計いたしました二十七億ドルということに相なっております。

○平林委員 ちょっと聞かえなかつたのですが、ソ連圏が大体二十七億ドルの二分の一で十五億ドルですか、それから日本が二億七千万ドル、アメリカは……。なぜ各国のことを発表することができないのですか。

○村井政府委員 これは従来のコンソーシアム等の場合でもそうでございましたが、

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

これはほかの国の債務残高は言わないというのが慣例にもなっておりますし、いろいろこの数字が固まると、債権国會議におきましてさらに詰めて、多少は動くということもあり得るかと思ひます。

○平林委員 こまかいことなんかわからなくなつていいのですよ。大体各国の状況によつては、日本はまた新しい供与をしなければならぬかもしれない。国がそういう負担をしなければならぬ、国民がそういうものを負担しなければならぬということになりますから、私はその関連でお伺ひしているのです。

ですから、いまお話しになつたのは、日本の場合はわかつております。ソ連圏のことは聞きませんでした。ほかにどういふ国があるのですか。そのことも言えないのですか。

○西山政府委員 債権国といたしましては、日本以外にはアメリカ、西独、フランス、イタリア、イギリス、オランダ等がございまして、

○平林委員 今度の債権国會議は、日本、アメリカ、西ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、オランダ——ソ連は参加しないのですか。

○西山政府委員 日本といたしましては、ほかの諸国も大体同じような考えを持っておりまして、公正な判断によりましてインドネシアの問題を解決することが妥当ではないかという考えを持っております。IMFの調査団は、今月の下旬にジャカルタに参りまして、二、三週間滞在しまして調査をする予定になつておりますように了解いたしております。日本といたしましては、非公式に関係国と債権国會議の話をいたしておりますが、どういふ規模でやつたらいいの、あるいはどういふ方針でやつたらいいの、そういうものをすべてまだ何ら決定しておらない状況でございまして。

○平林委員 ソ連圏は参加させない、しない、こういうふうなこの間の政府のお答えがあつたように記憶しておりますが、いまのお話ですと、きまつていないのですか。

○西山政府委員 先ほど御説明がありましたように、二十七億ドルのうちの約半数が軍事的な援助の結果生じた債務の残高でございまして、日本といたしましては、そういう性質の債務の残高と、商業ベースによつて生じた債務の残高と同一基礎において議論すべきかどうか、そういう問題はまだ結論に達しない次第でございまして。

○平林委員 まだ結論に達していないというお話でありますけれども、アメリカの債権の中には軍事的な援助がないと言へるのでしょうか。

○西山政府委員 私どもがアメリカから聞きまして、たところによりますと、債務の残高といたしましては、ないよう聞いております。

○平林委員 ないと聞いておるといふだけで、これはインドネシアとアメリカのこととでございまして、からわからないというものがほんとうですか。

○西山政府委員 軍事上の債務の残高はないというぐあいには了解しております。

○平林委員 聞いておるとか、了解しておるといふことと、真実であるかどうかといふことは別問題だと私は思ふのです。日本の場合、日本の債権の中に、たとえば例を言いますと、ある自動車メーカーがインドネシアの軍用車としての自動車も出していますね。こういうものは、軍事的な援助としてみれば残つておれば、ソ連の場合出といふことでそれが残つておれば、ソ連の場合の軍事援助と比較してどういふふうな違ひのか、こういう疑問は残りますね。私は、そういう従来のインドネシアにおけるところの輸入とか輸出とかいうこまかいいろいろなものを見ますと、直接の武器、弾薬、飛行機でなくとも、軍需物資は相当あるのですよ。そうすれば、今度の場合にソ連圏は除くといふことは理屈に合わないような気がする。まだきまつてないといふことは、そういうした

事情も勘案をして、あるいはソ連國とも一緒にやるというふうなことも可能性がある、こう見てよろしいのでしょうか。

○西山政府委員　そういう問題もあわせて今後さらに検討する必要があると思っております。

○平林委員　どうも外務大臣がいなくて、これから先いろいろお尋ねしたいことが十分に意を尽くせない、まことに遺憾でありますけれども、この点について債権国会議の主催国は日本である——日本じゃないですか。私は日本であるというふうな聞いておるのです。しかも東京で開かれるという事になりますと、こうした点についてやはり政治的配慮が必要でないだろうか、こういう考えを持っておるのです。

そこで、この問題について、実は政府からお答えを開きたいと思つたのでありますけれども、十分できません。あとでちょっと理事さんとも相談しまして、これ以降の質問については、もし許されれば、こういうことについて、一応留保しておきたいと思つています。

「議事進行について」と呼び、その他発言する者あり」

○三池委員長　藤田君。

○藤田(高)委員　私に指名があるのが非常におそかつたと思うのです。

私は委員長にたいへんいやなことを言うようでありますけれども、議事進行についての発言要求が出れば、それも質問の途中であればいざ知らず、平林議員が一応質問を留保して、いわば質問についても区切りのついたところですから、そういうときには、委員長は事務当局の見解を聞くまでもなく、適切に指名するのが当然じゃないですか。そういう点については、私は将来の問題を含めて、もっと自主性のある運営をしてもらいたいというのが一つであります。

それと、私が質問をしたいと思つておりましたことは、なるほど一昨日から今日の終末国会における国会運営について各党間でいろいろな協議がなされ、最終的には、俗に言う正常化という方針

に沿つて精力的に審議をやつていこう、こういうことについては、われわれも各党間で相談のできたことではありますから、その線について協力することはやぶさかでありません。しかしながら、各委員会の基本的な正常化というものに値する審議方法としては、私は原則的には六時ぐらいまでで終わるのが常識じゃないかと思うのです。七時、八時までもやつて、晩めしをどうするのか、あるいはどういふ理由で無制限に審議を継続しなければならぬのか、そういうことは委員会自体として何らわれわれに話がない。そういうものに對して私も委員がなぜ無条件で審議に協力しなければならぬのか、この点私ははなはだ遺憾であります。

したがって、あすは議院運営委員会における申し合わせによりまして、本会議はないということをお願いしておるのでありますから、こんなに大蔵委員会だけが八時以降にもわたつて審議を継続しなくとも、理事間でお互いに相談をして、そうして適切な結論が出るような審議方法をとつてはどうだろうか、こういう意味において、私は委員長に適切なひとつ決断と判断を求めたものであります。

○三池委員長　藤田君にお答えいたします。

委員長としては、諸般の事情を考慮の上に、審議を続行したいと思つています。

○藤田(高)委員　委員長、諸般の事情とは、どういう事情でしょうか、ひとつ納得のいくように説明してください。

○三池委員長　会期末でもありますし、まだほかに法案もかかえておることでありますから、審議を促進させる意味において質疑の続行をやりたいと思つています。

○只松委員　関連。

藤田君がいま質問というより、若干意見を申し上げましたけれども、大蔵委員会がずっと他の委員会に比べてうまくいっておると申しますか、さしたる混乱もなくできておるといふことは御承知のとおりだと思つています。そういう事態の中

の発言が出ておるわけなんですから、たいへん混乱をきたり、たとえばこの法案を絶対に野党が阻止するとか何とか、そういう状況のもとではないわけですか。したがって、そういうことを勘案されるならば、たとえば、理事間でどういふ話し合いがあったか私には知らないわけですが。そういう点をちゃんと私たちが存じて、そうして、協力といひますか、とにかく夜おそくまで大蔵委員会は審議を続行していくということなら、これはそれでわからぬことはないけれども、全然委員のわれわれが知らないでやるといふことで、こゝろやつてやつておるわけなんです、ほかの委員会に比べていかに協力するといへども、あるいはまた、いかにうまくいっておるといへども、そこらは多少お考えいただきまして、きょうはこの程度でひとつ打ち切り——いきなりできませんでしようから、暫時休憩して理事会でも開いて、それでどうするかというふうにお取り計らいをいただきたいと思つています。

「賛成」、「続行」と呼び、その他発言する者あり」

○三池委員長　御静粛にお願いします。

先ほど武蔵委員から御要望のありました外務政務次官がしばらくして見えるそうですから、それまで休憩をいたします。

午後八時十八分休憩

午後八時二十九分開議

○三池委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平林剛君。

○平林委員　外務政務次官、あなたにはきょうは外務大臣が途中で退席をされたので、私は質問の考えといふものを聞く必要が生じたので急遽おいでをいただいたわけでありまして、イン

ドネシアに対する緊急援助に関連をいたしましたし

て、近く債権国会議が開かれる、この債権国会議はいろいろな意味においてわれわれ注目をしておるわけでありまして。いま議論しておりました三千万ドルの緊急援助の問題もさることながら、新たに債権のたな上げあるいは新しい借款、こうした問題がこゝで議論をされるということになるのであります。ところが、この債権国会議に集まるのは、いままでの政府の説明によりますと、日本、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、西ドイツなどの諸国であります。そして、これにはソ連國は呼ばない考えであるというのが答弁であつたわけですが。私はきょう、その理由はどこにあるのかと尋ねましたが、ソ連の債権は主として軍事的な援助である、だから一応区別をする、こういうお話であります。しかし、それならば、アメリカの債権は多分三億ドルくらい、あるいはそれ以上あるかもしれないが、はっきりした答弁がございせんからわかりませんが、かなりある。その中に軍事的な援助というものはないかどうか。それはないと聞いておりますと、丁承していただきますと、かといふお話があつたが、実はわからない。日本の場合に、純粹な意味で議論すれば別でありますけれども、しかし、中にはインドネシアから軍需品の要請を受けて、それが輸出をされておる例をわれわれは承知しておるわけですが。厳格に言へば、そういう区別でもってソ連國を呼ばないという理屈は成り立たない。さてそこで、ソ連國はどうするかといつたら、いや実はまだきまつておらないのだ、これから検討するのだ、こういうお話であります。それならば私は、外務大臣として、政府としてどうするのかといふことを聞かなければならぬ。ソ連國も一緒にこの債権国会議に加わるような外交折衝があるのかないのか、やろうとしておるのかどうか、これをひとつ明らかにしてもらわなければならぬのです。外務省の見解をひとつ伺いたい。

○正示政府委員　お答えいたします。

いまお話のように、インドネシアに対する債権、ソ連の債権と日本の債権、これは性質が非常

に違ふというところは、平林委員すでに御承知のとおりでございます。そこで、普通の立場、日本の立場からいいますと、性質が違ふから、まあ日本のような債権の整理ということであればソ連は別でございますというふうなお話もあるいは出たかもしれませんが、しかしながらこれは日本だけの意思によつてきまるものではございません。結局、インドネシアに対する全体の債権をどうするかということは、国際的な相談によつてきまらうことは当然でございます。

したがしまして、率直に申しまして、ただいまのところはソ連をこの債権国会議のメンバーに呼ぶかどうかというふうなことは、実は確定をしておらないわけでございまして、今後いろいろの情勢を判断いたしまして決定すべき事柄である、かように考えておる次第であります。

○平林委員 インドネシアの債権二十七億ドル、そのほぼ半分はソ連の債権でありまして、かりにいわゆる西側の陣営だけが集まつてそのインドネシアの債権の半分の問題についてどうするか、こうするか考えましても、インドネシアの債権全般から見れば二分の一の問題の協議です。いや二分の一の問題の協議になるかどうかかわらない。

かりに西側の陣営がこの問題についてインドネシアの経済援助を考へる、繰り延べなり、たな上げなり、新しい借款なりを考へるにいたしまして、ソ連側がもしこれと全く違ふ考へをいたした場合に一体どういふことになるのか。私はこの場合に、日本が少なくとも二億七千万ドルの債権を持てゐるだけに、この考へというものを無視して債権国会議をやつても無意味である。無意味とは言わないけれども、大きな経済的な差異というものが生ずる。こういうことを考へますと、やはりソ連側の参加もこれを希望し、あるいはそういう話し合いを進めるといふのが今日の外交における一つの政治的センスでなければならぬ、こう考へておるのであります。ですから、軍事上の債権であるからというので切り離すということとは間違つておると考へておるわけであります。

その点、私は政府にもちゃんと筋の通つたことをしていただかないと日本国全般の損害にもなりかねない、こういうことを考へるのであります。そういう意味で、もう一度政務次官のお答えを聞きたいし、この問題は国の損得を目の目で言うわけにもいきませんけれども、大蔵大臣もそうした問題については一半の責任を負つてもらなければならぬと思つておるので、大蔵大臣からもその考へをあわせてお聞かせをいただきたい。

○福田(勲)国務大臣 お話のように、ソビエトが二十七億ドルの半分以上の債権国である。このソビエトの問題が解決しないでは話が幾ら進んでも、お話のように実効ある効果はあがらないというふうに思ふわけです。インドネシア側もそう考へておると思ふのです。現に、インドネシアはソビエトと話すことがきつて重大であるといふので、日本にはブオノ第四副首相が来ましたが、ソビエトに対してはマリク第六副首相を近く送るようであります。そのソビエト側の考へ方をただし、またソビエト側に協力を要請する、こういうふうに承つておるわけです。

ざつとばらんに申し上げますと、債権国会議を早く招集したらどうしようかということ、ブオノ副首相が参つた際に日本側から提案したわけですが、それに対してブオノ副首相は、ちよつと待つてほしい、つまりマリク外相兼副首相をソビエトに派遣するのだ、私自身もこれから西ヨーロッパの諸国を訪問するのだ、インドネシア自身がまだごあいさつも申し上げないのに、日本側が動いて債権国会議の呼びかけをする、それはインドネシアとしては仁義に反するやうな気持ちがいえます、ですから、一わたり回るまで待つてください、こういう御意見だつたわけですが、さらに執拗に日本側から早くしたほうがいいんじゃないかということをお願いしたのですが、そのつど同じような態度をもつてインドネシアは応酬してまいつてきておるわけなのであります。そういうやうなことで、インドネシアの使節団が関係各国を回ります。回りますから、関係各国

の意向がわかつてくるわけです。これが債権国会議を正式に招集する場合の大きな材料になる、こういうふうには考へるわけでありまして。ただし、時間的に九月から新しいペースでこの問題を動かすということ考へますと、そうじぜん日を送るわけにはまいらぬ。そこで、よりよい、インドネシアには関係なく、一体どうしたものだろうという話し合いが始まつておるといふのが今日の段階でございます。

したがしまして、開催される債権国会議にソビエトも参加するのかもしれない、これはマリク外相の構想、その後の様子等も大きな材料になるだろう、こういうふうには思ふのですが、今日の段階では、正政務次官のお話のようにまだきまつておらぬ、これが実情だと思ふ。

○正示政府委員 突如のお話は、いま大蔵大臣から御答弁がございましたとおりでございます。われわれもいたしましては、そういう実態を踏まえて、その上に諸般の国際的な関係を考慮いたしまして最終的に決定されることと思ひます。いま大蔵大臣のお述べのやうな実態でございしますから、平林委員が御心配していただいておりますやうな線も十分考慮されて最終的に決定されるもの、かように考へておる次第でございます。

○平林委員 それでは、私の申し上げたやうな点を十分考慮して最終的に日本側の考へをきめていきたいというところは、もつと具体的に言いますと、その特質にかんがみ、ソ連側の参加もあることが望ましいというの、日本の外務省としての考へ方とお聞きしてよろしうございまして、うか。

○正示政府委員 要するに、インドネシアのこれからの新しい建設に最も有効に債権国会議が活用されること、一番望ましいわけでありまして、それに対して、非常に大きな部分を占めるソ連の問題を除外してきめるというふうなことはいかにあつてあつたかという点は、これは当然に考へなければならぬ問題であつたかと存じます。ただ、日本とソ連との債権の相違という点については、先

ほども申し上げましたとおりであり、いままでもいろいろ御議論があつたと存じます。しかし、最終的にインドネシアを再建し、建設していくという見地からいへば、その債権の多くの部分を占めるソ連というものを無視できないという点について、これは当然のことでございます。いまだわれわれももちろん決定をいたしておるわけではございませんが、そういう点も十分考慮しなければならぬという意味で、お答えを申し上げる次第であります。

○平林委員 私、なお若干の質問はございますけれども、大体私の意図したところはいまのお答で済みまして、ただ、質問をいたしました中で、私の考へもそれだけの分野において私の希望の意見を申し上げておいたのでございまして、そうした点については、大蔵大臣も、また外務当局も私どもの希望した点は十分考へながらやつてもらいたい。アジア開発銀行についての批判、それからまたインドネシアの緊急援助に対するわれわれの関心、また、国民からながめた今回の緊急援助に対する疑問などについては、どうかひとつ、その疑問が悪い発展をせまいように十分心してやつてもらいたい。これはきょう私はこまかくは申し上げませんが、そうした疑惑を増大させないやうな配慮を十分とつてもらわなければならぬ、こういうことを最後に強調いたしまして、私の質問は終わつておきたいと思ひます。

○三池委員長 武藤山治君。○武藤委員 ただいま審議いたしておりますアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案並びに外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について、同僚議員からかなり質問がなされておりますが、まだ質問されてない問題点が幾つかあると思ひますので、それらの問題点について質疑を続けたいと存じます。

第一の、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の中身は、一つは、アジア開発銀行に対する出資金として百八十億円を出す、第二は、外為

資金を百六億九千二百万円一般会計に繰り入れ、第三は、韓国との条約締結に基づいて、かつての清算勘定の残高を清算をする、そのために百六十四億六千三百万円の資金を外為資金から出す、こういう措置が今回の措置の大きな柱であります。

したがって、この法案を議論するにあたっては、アジア全般の問題、今後の低開国国に対する日本の態度の問題や、さらに日本の財政のあり方の問題や、韓国と日本の問題など、多岐にわたる質疑をしなければならぬ性質を含んでおります。したがって、広い意味でこれらの三つの問題についても尋ねたいと思うわけでありますが、まず最初に、今回のこの措置によってインベントリーファイナンス、外為資金は全部取りくずされるのか、残額があるのか、その点はいかがでございますか。

○岩尾政府委員 今回の外為会計におきましますインベントリーの取りくずしによりまして、実際上は今後百八十億円のアジア開銀への出資がございします。これは続きます。それから、先ほど先生のおっしゃいましたいわゆる大韓民国のオープン勘定におきまします債権の取りくずし、これがありません。これも十年間続いていくわけでございます。それが全部完了しましたときには、今回の一般会計に取りくずしました分を入れてインベントリーが全部なくなる、こういうことでございします。

○武蔵委員 大蔵大臣、こういう財源の捻出をインベントリーファイナンスから取りくずさなければならぬという事情はどういうことでございしますか。

○福田(越)國務大臣 御承知のように、昭和四十年度におきまして税収に非常な欠陥を生じたわけですが、その欠陥を生じたという事実が、また昭和四十一年度にも反映してくるわけでありまして、そういうようなことで、一般会計の経常行政費です、ね、その財源がまことに窮乏な状態である。しかも、昭和四十一年度におきましては、経済情勢その他も考えまして、減税も大幅にしたい、こういうことになりました。したがって、一般財源がさなきだに窮乏なところへさらに窮乏を加えたわけでありまして、しかしそれはやらなければならぬというふうな考えです。で、いろいろな財源も物色する、インベントリーをこの際将来の使用見込み額以外のものはこれを取りくずす、こういう考え方に基づくものであります。

○武蔵委員 財源がそんなに膨大に欠陥になったのは、これは雷や地震のような自然現象ではなくて、やはりそれは見積りもりの誤り、従来その担当責任者であった者の失敗と断定して間違いないと思ひますが、そういう断定は間違いないでございしますか。

○福田(越)國務大臣 経済の見方がこれを実行してみると非常に狂ってきた、こういうことかと思ひます。租税収入の見方というよりは経済の見方、そこに非常な変化が起きてきた、こういうことかと思ひます。

○武蔵委員 そういう経済の変化をキャッチできなかった責任は、やはり関係の連帯責任だと思ひますが、そういう習慣をきちんとつけて、やはり内閣でできた経済見通しというものがこんなにも狂うという場合には、私は政治責任をとるべきだと思ひますが、あなたの見解はいかがですか。

○福田(越)國務大臣 今回の経済の変化は非常に異質なものと思ひます。それだけに、責任論と異質なものと思ひます。どういうふうにお答ええしていいか当惑をする次第でございしますが、今後は経済見通しに狂いのないようにはいたしていかう、これがその責任をとる最大のゆえんである、かように考えます。

○武蔵委員 次に、今回の措置の中に韓国に対する百六十四億六千三百万円の支出が含まれるわけですが、韓国の今日の経済ですね、こういう状態から見て、一体日本からつぎ込まれる今度の資金というものがほんとうに有効に使われるかどうか、私非常に疑問とするのでありますが、その辺の韓国経済の状況というものはどのように認識されておりますか。

○西山政府委員 韓国につきましては、世銀が中心になりまして韓国に關する関係の協議グループというものを結成する機運にございします。五月にロンドンでその会合があったような次第でございします。さらに、この冬にまた会合をいたしまして、正式にそういう協議グループを開催することになっております。韓国の五カ年計画は、この秋に第二次五カ年計画が作成される予定になっておりまして、目下韓国政府はその作業をやっておりますというふうな了解をいたしております。韓国政府は非常に輸出促進のドライブをいたしております、なかんずく中小企業の育成、そして失業者の吸収という方面に非常な努力をいたしますと同時に、農業等の基幹産業につきまして非常な力を入れています、経済の建設的な方向に努力いたしておりますと了解しております。

○武蔵委員 有効にその資金が働くかどうかという問題点を尋ねておられるわけですが、それらの点については答えておらぬのでありますが、有償借款を十年間に二億ドル行なうという約束で、その第一回が今月の八日に海外経済協力基金から支出するということが約束されたようでありまして、海外経済協力基金というのは、その膨大な資金はないのでありますが、これからはずっと対韓有償借款のものはすべて海外経済協力基金から支出するの、これも一般予算の中から出していくのか、そこらの、これからの支出予定というものはどういうことになるのですか。

○西山政府委員 日韓経済協力協定によりまして、三億ドルの無償貸付と二億ドルの有償貸付とからなっております。その二億ドルの有償貸付し付けにつきましては、経済協力基金を以て貸し付けしめるといふやうなことになるわけで、毎年二千万ドルに必要な資金を政府が予算から支出することになっておる次第でございします。

○武蔵委員 海外経済協力基金の規則、それは東南アジアの開発を中心とする制度というものは、つくる、できたときの経過はそうである、私が国会に出てきた年に、鳴りもの入りで、これはこれから低開国国援助に大いに貢献をするんだといってきた制度でございします。その制度の中から大半が韓国に向けられていくということは、どうもその設立の精神から見ても邪道のような気がするものであります、大蔵大臣いかがでありますか。

○福田(越)國務大臣 当時のいきさつは、私はよく承知しませんが、おそろくアジア諸国に対するソフトローンというのを考えておったんだらうと思ひます。しかし、韓国との間にこういう協定ができた、そういう協定をどこで一体実行するかというところになります、いまの日本の制度とすれば基金である、こういうことになりまして、基金が有償借款の道になるということ、これはやむを得ないことではないか、さように考える次第でございします。

○武蔵委員 協力基金の担当者、どなたか来ておりますね。現在、海外経済協力基金の資金量というのはいくらぐらいあつて、いままでの海外に投資している総金額は幾らぐらいあるのですか。現在使える資金の額、残っている残額、それとすでに投資した総額は幾らあります。

○宮沢政府委員 今年度幾ら使えるかということをおししますと、大体二百二十億圓ないし二百三十億圓くらい金が使えるということになっております。

それから、いままでにどれだけのものを貸し付けているかと申しますと、五月末現在で貸し付け残高が百四十八億圓ということになっております。

○武蔵委員 大蔵大臣、いまの数字でわかるように、五年間で貸し付けた残高が百四十八億圓、それでも日本は低開国国に対する援助は非常に少ない、あるいは海外に対する日本の開発というものは非常に微々たるものだったわけでありまして。そこに今度は、対韓有償援助はことごとく協力基金に政府が一般会計から入れて、ただトンネルにするだけですね。そして韓国に大半は行つてしまふ。とにかく、従来の構想というものはこれによって進捗しないのではないだろうか、それは大

蔵省はよほど思ひ切つて基金に多額にぶち込んでいけば別であります、いまの財政状態からいってなかなかそれはできない、こういう状況にあるわけであり、従来の目標どおり、海外経済協力基金の実効があるようにして、さらに韓国の分は別のワクとして年々ふやして行く、こういう方針に今後進めていくのかどうか、單なるトンネルで韓国の問題を通つていくだけだ、實際は従来の目標どおり資金量をふやして、東南アジアへは大いに貢献できるんだ、こういうことです。

○福田(起)國務大臣 協力基金は、韓国以外においてだんだんとこれも資金の需要がふえてくると思ひます。いままではなかなかいいプロジェクトがなかった、そういうようなことで貸し出しも少なかったわけですが、今後アジア諸国からもいろいろの要請があります。そういうようなことを考へてみますと、韓国以外の基金の所要額というものは増加する傾向にある、これは財政上充足していかなければならぬ、さように考へています。

○武蔵委員 しかし、いまの海外経済協力基金の貸し付け先などを調べてみますと、中南米で十一件、アジア全体で十九件、こういうことになっておりますね。パーセントで見ると、中南米で三八%、アジア全体で四八%、こういう趨勢を見ると、アジア開発、アジア開発と、銀行までつくって大騒ぎをいましておるのでありますが、どうもその貸し付け先なんか見ると、アメリカが全部めんどろを見ておるような中南米のほうに約四割がいつてゐる、これは海外経済協力基金から出した資料でありますから間違いないと思ひます。そういうような点なども十分これは検討し直さなければならぬ問題があるような気がするわけであり、特に韓国へこれだけの有償援助をやつて、まあ約束したんだから何に使おうか、どうなるか、それはこつちの知つたことじゃないといへばそれつきりですが、私はそんな無責任なものであつてはいけないと思ひます。いま韓国は御承知のよ

うにベトナム戦争に兵員を派遣して戦争をやつてゐるわけですね。韓国のベトナム戦争始まつて以來これらの出兵に要した費用、ベトナムに対する韓国の総予算というものは一年間にどのくらいかかつておるか、人間を殺し合うための生産的な支出に韓国はどのくらい使つてゐますか。

○正示政府委員 これは私もつまびらかにいたしておりませんが、さつそく取り調べましてお答えいたします。

○武蔵委員 それは、政務次官は知らないけれども、海外技術関係や海外経済を専門としてサラリーをもらつておる役人があるわけでありまして、それから、そういう人は当然そのくらのことはわからなければならぬと思ひます。外務省ひとつ答えてください、政務次官でなくて。

○正示政府委員 調査の上、できるだけ早くお答えを申し上げます。

○武蔵委員 しかし、兵員五千人とか七千人とか、それがどういふ部隊であるからどのくらいといふようなことは、日本と韓国は、もう与党の皆さんは親戚づき合ひ、兄弟になつたつもりでおるのですから、そのくらの内輪のことはすぐわかるなければならぬと思ひます。これはすぐ調べて、できれば今晚の質疑中にひとつその回答をもらいたいであります。(意地の悪いことを言うな)と呼ぶ者あり。私は、それは意地の悪い質問じゃなくて、そういうように戦争に支出のウェイトをかなり占められておる国に日本が援助をやつても、その援助が有効に働かぬ。結局、そういう浪費がこういうものを打ち消してしまつて、どうもむだになるのじゃないか。だから、隣の国だつたら、ベトナムに出かけていくのはおやめになつたほうがいいのじゃありませんか、あなたの国は、とにかく経済開発に力を入れて、生活水準を高め、そして日本のような戦争を放棄した国と兄弟になるのなら、ベトナムのほうまでわざわざ出かけていかななくてもいいのじゃないかといふことを、もう少し外務省あたりが入れ知恵をする、そういう外交に転換をしなければ、日本は湯水のご

とく金があるわけじゃないですから、国民はどうも日本の外務省はつまらぬ、ああいう韓国に、海外経済協力基金にせっかく入つてくる金があるな、いつてしまふ、それよりも、もっと日本の貿易を振興するために広く方々の国にばらまいたほうがいい、こういう意見になるのは、これは国民の常識ですよ。どうもそこが私は、いまの韓国との関係を見ると非常にむだが多いのじゃないだらうか、こういう感じがいたすわけでありまして。

いま韓国と日本の民間延べ払いの貿易、あるいは有償の資材、役務を提供する、すでにその約束が実行されておるわけでありまして、韓国経済に限つて、今回の措置のように、いままでの焦げつき債権を全部差し引き勘定にできたけれども、これからはもうそういう差し引き勘定はできません。もう日本はこれから賠償をもう一回よこせなんといふことはやられないでしょから、そんな場合、いまのような韓国経済で進んでいって、ほんとに日本の民間業者が貿易をした資金というものは確保されるだらうか、そういうものが焦げついてしまつて、過去のよきな経験をまた踏むようなことは断じてないだらうか、そういう点は政府としてどういふ見通しに立たれておりますか。

○正示政府委員 いろいろお話がございましたが、韓国に対する有償無償の協力につきましては、前の国会におきまして十分御議論をいただいたわけでありまして。

いまベトナム派兵の問題と韓国に対する経済協力問題と関連をしてお話でございますが、これは武蔵委員御承知のように、全然別個の問題であり、われわれといたしましては、韓国の経済の建設にその有償、無償の経済協力が非常な役割を果たしまして、いま御心配のように再び日本と韓国の貿易じりが焦げつきを來たすといふようなことのないように持つていくことが経済協力の本旨である。かように考へておる次第であります。

○武蔵委員 民間の延べ払い取引の三億ドルのこ

れからの約束を果たすわけでありまして、現在の進捗状況はどんな見通しになっておりますか。

○西山政府委員 今日までの民間の延べ払いの総計は八千九百万ドルでございます。

○武蔵委員 そうすると、当初考へた計画を基準に考へた場合には、進捗率はいいと見えますか、それとも、まあまあといふところですか、どの程度ですか。

○西山政府委員 三億ドル以上の民間信用供与と申しますのは、御承知のとおり、日本の業者と先方の間で延べ払いの契約ができました際に、日本政府といたしましては、諸般の条件を考慮いたしまして、適当なものであるといふ結論が出ました場合に、それについて輸出の許可を与えるという性質のものでございまして、具体的に一年間に幾ら、これをまた何年間で消化する、そういうのはつきりした目標を持った性質のものではないわけでございます。

○武蔵委員 世銀、第二世銀とありますが、第二世銀というのは、どういふ目的でつくられた銀行ですか。

○村井政府委員 御承知のように、世銀は構造的な不均衡というものを対象にしたわけでございますが、それだけでは低開発国に對してはソフトローンを供給する余力がなかなか出てこないといふ實際上の必要性からつくれ、ソフトローンを主とした補完的な銀行として第二世銀のものができたといふふうに承知いたしております。

○武蔵委員 一口に言うならば、第二世銀は低開発国向けの国際銀行として誕生した、こう理解してよろしいですか。

○村井政府委員 大体そういうふうに御了解いただいていいのじゃないかと思ひます。

○武蔵委員 そういたしますと、第二世銀があるのに、なぜ中南米に新たな銀行ができ、アフリカにでき、今回アジアにできるのか、なぜ第二世銀では世界の低開発国に對する援助の手がその機構を生かしながらやつていけないのか、その原因は何ですか。

○村井政府委員 第二世銀は、そういうわけで全世界を対象としておりますし、ある程度の実績をあげておりますが、それだけではなく、もう少しきめのこまかいと申しますか、地域の実情にも応じたさらに一段こまかい開発計画の資金調達という要請に応じるために、補完的に地域開発銀行がアフリカ、中南米等にできておるわけでございまして、実際問題としていたしまして、第二世銀、世銀、開発公社等のアジアに対する融資割合というものを見ましても、もう一つやはり何かあったほうが十分ではないか、しかも、きめこまかくできるのではないかと、要請から今回のアジア開発銀が発足するというふうに承知いたしております。

○武藤委員 そこで、せっかくつくった世界の機構で、多くの国が加盟している世界銀行、第二世銀があるならば、その世銀の機構をさらに拡大をし、アフリカ支店、中南米支店、アジア支店、そして世界各國から資金を公平に集めて、これらの国々をひとつ開発していこう、これが私は世界が一つに向かっている方向であり、やがては国連が世界連邦政府になろうという歴史の方向をたどりつつある段階で、さらに細分化していくというのは、どうも私としては——きめのこまかい施策をやるといふならば、支店を各ブロックにつくったっていいじゃないか。それをつくらずに、なぜ、また人件費をかけ、新たに事務諸費をかけてアジア銀行をつくらなければならないか。中南米につくり、アフリカにつくるといふことは、特にそのきめこまかい施策をやることによって、いずれかの国が発言力を強化し、自分の経済的影響力を深め拡大する、そういう方向に意図されている。言うならば、それはアメリカを中心にしたそういう勢力である、こう考えざるを得ないのであります。私の考えが間違っていたら、間違っている点を指摘してください。

○村井政府委員 事実、私は必ずしもそうではなくて、第二世銀の出資の比率というのを見ますと、これはむしろ英米のほうが大きい。しかし

ながら、それよりもっとアジア的な性格を出す銀行があったほうがいいということで、この十億ドルの資本金のうち六五％はやはり域内国で確保しようという趣旨の、非常にアジア的な性格を持った銀行ができて、それが運営される、そうすれば、アジアの性格を持つて運営されるということがより確保されるのじゃないかという観点で、アジア開発銀が発足しておるというふうに了解いたしております。

○武藤委員 アジア開発銀行はそうでしょう。というのは、中南米やアフリカにそういうブロック経済的な銀行ができたのにこだけがないから今度はこちらにつくらなければならない。渡辺さんあたりはそういう考えで一生懸命説得して歩いたわけですから。しかし、その裏には、なぜアメリカが中南米につくったか、アフリカにつくったか。そのねらいは、やはりアメリカが世界戦略上、世界制覇の一つのポイント、くさびをぶち込んでいこう、経済的な力で各地域に根をおろしていこう、こういう大脳の働きがアメリカにあるからじゃありませんか。そういう考え方は少し皮肉な解釈ということになりますか。

○福田(越)國務大臣 どうも私はあなたの見方には賛成できないのです。アジア開発銀行は、国際連合の場で発想されておるわけですから、しかも、数年前からそういう話があつて今日に至つてきておるわけでありまして、国際連合については、あなたもこれは世界統一政府へ発展せしめたいという御意図のようで、その点は私と一緒なんです。その国際連合というものが、アメリカの出先だ、世界制覇の機関だというならば、私は国際連合から発想されたアジア開発銀行もそういうものだろうというところに結論づけられると思います。しかし、私は国際連合はそうは思いません。これはソビエトも入つておるわけでありまして、いま世界の唯一の統一機構である、こういうふうな考えておるわけでありまして、したがって、そのスポンサーのもとにできるアジア開発銀行、これはそういう崇高な世界平和目的に合致しておるものであ

る、かようにかたく信じて疑わないものであります。

○武藤委員 そうなると福田さんと私の見解の相違ですから、これは論争の歯車がかみ合わないことは私も承知をいたします。しかし、ほんとうにこれが世界は一つであるという認識の土台に立つてつくられるものならば、かりにいま国連に入っていないけれども、北朝鮮あるいは北ベトナムあるいは中国、こういうようなものに対して、こういう制度ができるのだと、積極的にやはり呼びかけをして、世界の歴史はやがて将来一つのこういう方向にいくのであつて、こういう低開発国に対しては、一切イデオロギーを抜きにして、お互いが開発に協力しよう、そういう話し合いをしかけてしかるべきだと思ふ。ソ連に対してはしかけたけれども、ソ連のほうで応じなかったという理由があるのではありませんか、私の言いたいのは、やはり世界がほんとうに将来いつかどこかで激突をしないためには、できる限り現状であらゆる配慮をして、両勢力が入れる一つの機関、そういうものの誕生がほんとうに望ましいのではないだろうか。

それでは、一体日本政府は、そういう国連に入つていない北ベトナムあるいは北朝鮮、中国、こういう国に、こういう銀行をつくるからひとつどうだろうかという親切な呼びかけはしたのですか。日本政府としてはしておりますか。

○福田(越)國務大臣 おそらくそういう話はしておらぬと思ひます。これは中京なり北鮮なり北ベトナムが国連に入るといふことになれば、これはもう自然にその問題は解決してしまふのです。ところが、それがはいれない現状、これは何であるか。中共については、中華人民共和国政府の存在というむずかしい問題がある。二つの中国の一つの中国かという問題は、なかなか当面解決困難な問題です。その問題がやはりアジア開発銀行をつくらうという場合にもあるわけなんです。そういうことで、この開発銀行が国際連合を基盤とし

てできた。そうすると、国民政府がこれに参加してくる、これは自然だと思ふ。そこにまた中共が入つてくると、もとの根っ子の問題が解決されない今日においてはとうてい不可能であり、また、入つてくると、これはいろいろ摩擦もでき、不幸なことになる、かように考えております。

○武藤委員 それは大臣、国連に入らないから、いや入れないから——これは両方とも理屈がありますね。片方、台湾のほうだけ入れれば相手を刺激しないかという、やはり刺激しますよ。両方入れればお互いがけんかし、やり合うからというのがいま大臣の言われたゆえんだと思ひます。一つだったら反発するのは当然であります。もしそういう配慮から入れないなら、分裂国家で両方ともまだ統一されぬなら、話が決着つくまで、国際連合の舞台に出るまでは両方ともアジア開発銀行に入れない、この議論なら公平です。しかし、片方は力のあるものが入れないようにしておいて、世界の大勢はこうだ、国連の資格はこうだという——これはやはり人間がきめておることですからね。中国を入れないとか、北朝鮮を入れない、北ベトナムを入れないといふことは人間がきめておることなんです。私は、やはりそれを除去しようという方向の機関に努力をしなければならぬ、努力しないでこういうものをつくらうといふことは、幾ら弁解しても、やはりアメリカの大きな世界戦略の一環としてつくられるといふことは拭ききれないと思ふ。しかし、これは平行線になりますから、この議論はやめます。

第二世銀の資本金は幾らで、現在動かしている資金の残といふのはどのくらいあるのですか。現在は開店休業なのですか。どういふ状況になっておりますか。

○村井政府委員 受権資本金は十七億五千万ドルでございます。すでに払い込まれた資本金は十二億ドルでございます。

○武藤委員 そうすると、すでに払い込まれた十二億ドルは全部もう融資をしてしまつて残高がな

いか、それとも、これは今後世界の各地にできたブロック銀行に貸す、相変わらず第二世銀は直接個々の国に融資をするのか、それとも、アフリカ銀行や中南米銀行やアジア銀行、その上に乗った銀行として、銀行間の融資にこれから性質が変わっていくのか、それとも、従来どおり十二億ドルを直接融資していくのか、そこらはどうなんでしょうか。

○村井政府委員 これは従来どおりの方針でもって、原則といたしまして、各国の企業に直接投資されるという方針が継続されると思います。

○武蔵委員 そうなれば、やはりこれは屋上屋です。だから、やはり第二世銀の性格というものの、この辺で私は再検討する必要があると思うのです。そういう点についても、日本政府として、あまりアジアにそれが使われていないということになったら、やはり公平な機関だったらアジアにもこれだけのパーセンテージは当然出すべきであるという主張をしてしかるべきだと思うのでありますが、見解はいかがですか。

○村井政府委員 従来の実績は、大体四割見当がアジア地域に融資されておりますが、この点につきましては、各国を代表いたします理事が絶えずやはり各地域の合理的なシェアというものを注意しておりますので、これが著しく減少するということとは、あらゆる機会をもちまして避けるのが当然だと考えております。

○武蔵委員 もう時間の都合がございまして、いろいろ各国別に十三カ国についての内容をお尋ねしようと思っておたのでありますが、これは法案に関係しないで、あとでひとつゆっくり質問をしたいと思います。

私は最後にひとつ、インドの問題ですね、インドの状況を見ますと、日本は一九五八年に五千万ドル、以後ずっと長期信用供与をいたしております。これはばく大な金額になりますが、インドは完全に自由主義陣営ではなくて、ソ連からもかなりの借款を受けている国でありますし、この債権というものは将来焦げつきになるような心配はないのか、インドと日本との関係というものをだけ考えた場合にどういうことになりますか。将来焦げつき債権になるんじゃないか心配はない、そういうことは断言できるような状態にございませうか。

○村井政府委員 御指摘のように、日本は数年前から五千万ドル、また最近に至りましては六千万ドルの円借款をインドに供与いたしております。これは世界銀行が主宰いたしました各国が集まりまして供与いたしておるわけでございしますが、インドの経済状態は、従来のところ必ずしも十分好転しているというふうには思っておりませんが、これは今後工業化のスピードをどうするか、その規模をどうするか、あるいは農業開発をどういう程度に織り込んでいくかというところは、絶えず世界銀行が中心になりまして検討を続けております。また、最近それをより効果あらしめるためにルビーの切り下げということも行なわれたわけでございまして、将来の問題といたしましてはおそらくインドの経済というものは再建されて、条件どおり、約束どおりの返済が行なわれることを十分期待しております。

○武蔵委員 期待しているのじゃなくて、そういう心配は全くないか断言できるか、こう聞いているわけなんです。債権が焦げつくようなことは断じて起こらぬ、そういう見通しかどうか、期待じゃなくて、これで終わります、明確に答えてください。

○村井政府委員 断じてというふうに申し上げたのでございしますが、まあ経済の運営よろしきを得れば、また各国の協力がよろしきを得れば、十分に立ち直って、債権の確保、償還能力が生じる、それだけの資源を持った国であるというふうに私たちは考えております。

○武蔵委員 残余の問題は、一般質問のときにまた閉会中にもゆくりお尋ねをしたいと思います。終わります。

○三池委員長 永末英一君。

○永末委員 私は、民社党の立場に立ちまして、今回のアジア開銀の問題を考えました場合に、日本政府がアジアのいわゆる新興諸国の援助に、あるいは経済協力に對しどういう基本的立場に立っておるかということについて、きわめてあいまいな点があるというこの一点を解明するのが本委員会の任務であると思っております。この点に焦点を置いて御質問を申し上げたいと思っております。

第一点は、自民党政府は、アジアにおける新興諸国の経済協力ないしは経済援助に對して、どういうかまえて、どういう機関をつくり、そしてどういう手続を通じつつこれに接近しようとしておるか、その中でアジア開銀において果たそうとしてゐる寄与はどの程度のものであるか、この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○西山政府委員 アジアの諸國に對しましては、現在までにおきましては、各國と二國間といういろいろの問題を通じて話し合いをいたしまして、そして日本政府の能力の範囲に應じて経済協力を實行しておる次第でございします。現在までのところ、アジア地域におきましてそういう経済協力の関係を適當にまとめるような機関が特別にあるわけではございしません。先般の閣僚會議のときに経済協力の調節機関をつくつたらどうかという提案が一部から行なわれましたけれども、具体的な内容が欠けておりましたので、さらに將來において検討するというような事情になつたわけでございします。アジア開銀につきましては、私どもはアジア開銀の特長を生かしまして、そしてアジア開銀にふさわしい機能を發揮させながら、二國間の経済協力がこれらと矛盾しなく、相提携しまして實行できるようなことを期待いたしておるわけでございします。

○永末委員 私の伺いたのは、アジアの新興諸國に對する日本の寄与のしかたについて日本政府の立場というものを明確にしなければ、これらの地域に對する日本の真意を完全に受け取られ得ないのではないかとということについて、わが党として

はきわめて懸念を持っております。したがって、そういう角度に立つて考えますならば、アジア開銀に参加する諸國は、アジアのみならずいろいろな國々が入つておる、そしてわがアジアの地域においてこれに参加する國は、たとえば軍事的に他の國と同盟關係を結んでゐる國もあるし、あるいは非同盟政策を自國の國是としてゐる國もあるわけですね。したがって、そういう角度から考えます場合に、わが國がどういふ態度でこれらの國々に對処するかという、いわば旗じるしを明確にしておくことが、これからのアジア開銀について、日本國のこれらの地域に對する経済の結びつきを考へる場合にあたつてきわめて重要な問題だと考へます。その意味合いにおいて、あなたの御答弁ではございしますが、その手がかりとして明らかにしていただきたいのは、たとえば四月に東南アジア開發關係會議が持たれました。そのときのスポンサーは、言うまでもなくわが日本でありました。その日本が四月にこの會議にかつた態度と、今回ソウルで行なわれましたアジア・太平洋開發會議に對して日本政府のたつた態度との間には開きがある、いわんや離れがあると私どもは考へます。その点をひとつ伺ひたい。

そこで、ばく然たる質問ではなくて明確にいたしたいのでありますが、東南アジア開發關係會議に出席した國と、それから今回ソウルで會合した國と並べてみてください。食い違ひがあるのはどこどこか、それを明確にしたいでございます。

○西山政府委員 東南アジアの經濟開發關係會議にはカンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、それからベトナム、ラオス、インドネシアが出席いたしました。これに對しまして、韓國において開催されました會議におきましては、豪州、ニュージーランド、中國、それから韓國が出席しております。インドネシアは出席いたしております。それからカンボジアも出席いたしております。

○永末委員 いまの御答弁は省いたところがございしますが、省いたところはもういいといたし

まして、共通のところは日本、タイ、フィリピン、マレーシア、南ベトナム、変わったところは、四月の会議におきましてはインドネシア、カンボジア、シンガポール、オプザバーとしてラオス、今回のソウルの会議は、中華民国という台湾、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、これが加わっておるわけです。

そこで問題は、四月において日本政府が東南アジア開発と称して集めた場合には、いわゆる軍事的にコミットをしない国々を呼んだわけですが、ところが今回は、軍事的にコミットをしない国は、韓国がスポンサーとして呼んだ場合には参加してはいない。しかも、まさしくそこには台湾、韓国という東洋におけるいわば緊張の焦点である分断国家が参加をしておる。この二つの会議に日本政府が臨むについては、日本政府のこの地域における経済援助なり経済協力というものについていろいろの問題があったはずだとわれわれは考える。この辺のことを明らかにしていただかなければ、アジア開発に対して日本政府がこれから行なおうとする基本方針についてわれわれはいろいろな疑点を持つわけでありす。

そこでお伺いしたいのは、日本政府が四月の東南アジア開発関係会議に際して台湾、韓国を呼ばなかった理由をひとつお伺いしたい。

○正示政府委員 ただいまの永末委員の御質問でございますが、東南アジア開発関係会議は、椎名外務大臣がよく申し上げましたように、いわばゆかたがけというか、非常に軽い気持ちで東南アジアの経済の開発につきましてさくばらん話に話し合おう、こういう趣旨で開催をいたしたような次第でございます。これに對しまして韓国、台湾をどうして呼ばなかったかというお話でございますが、これはすでに御承知のように、韓国には特別の経済協力、また台湾との間にもそういう特別の関係があるわけでございます。そういう意味から韓国につきましては別途の問題、こういう考え方をとったわけでありす。なお、いまいろいろ御心配で御指摘でございますが、ソウルにおける

外相会議、この外相会議に對しては、日本は極力その準備会議及び本会議において日本の立場を強く反映をいたしまして、いわゆる御心配のようないかなる軍事色彩といふものではない。非常に薄くなったことは御承知のとおりであります。われわれといたしましては、東南アジアの経済の協力関係は、どこまでも民生の安定という点に重点を置いて今後進めていく、この方針には変わりはないわけでありすから、念のためにお答えを申し上げておきます。

○永末委員 日本語で言えよかたがけ、しかし、四月に集まった各国の代表者は日本のゆかたがけ、四月に着たことはない。四月は日本ではゆかたがない。そこで、日本の経済力というものが自分たちの国にどういふようにいわば結びつけられ得るかというのを考えて来たと思ひます。しかも、今回のソウルの会議におきましては、会議の前に伝えられておりましたように、いわば軍事的な結びつきあるいは政治的な結びつきということについては、日本政府は極力抵抗を試みられたようでありす。そうして、その結果共同声明にあらわされたものは、きわめて経済的あるいは社会的、文化的なつながりをこれからやっていくのだ、このようにまとめられたように共同声明ではわれわれも拝聴いたしております。であるならば、日本政府が主導権をとって行なつた四月のこの会議は、まさしくアジア開発にとらみ合いつつ持たれたというところは、その共同声明にも明らかである。ところが、それから月ならずして持たれたソウルのこの会議において、いわばアジアにおける軍事的なコミットの立場に西側と立っている国々だけの会合に参加をしてきた。しかも、その内容として示されたことは、最初標榜された軍事的、政治的な表題を薄めて、何か経済的、社会的、文化的なつながりをやっていく、こういうことになつておる。

そこで伺いたいのは、日本がリーダーシップをとった四月の会議においては、経常的な事務局も持たず、そしてこれからのプランなるものも、具体的に

体的に言えば農業水産センターをつくるといううな話であつて、二年後にマニラで開くという程度しかまとまりがない。ところが、ソウルの会議におきましては、五つも六つもいろいろなセンタをつくるというのをきき、さらにまた、これに對して常時これを検討することを内容とするいわゆるスタンディング・コミッティーをつくる、こういうことになりす。この声明に賛成をした日本政府としては、四月にみづから行なつた会議よりは今回のソウルの会議のほうに重点を置いた、このようにとられてもしかたがないと思ひますが、いかがですか。

○正示政府委員 日本政府がみづから主役を演じました東南アジア開発関係会議、これは日本政府の発意によるものでございまして、もとよりこれにわれわれとしては最重点を置いておるのであります。ソウルにおける会議につきまして、いま永末委員のお立場からのコメントがございましたが、これは私もいたしましては、お話しもございましたように、どこまでもアジアの状態に應じて、経済、民生、文化、そういう面における連帯観念を強化する、さらにこれを高揚していく、こういう見地から、やはりこの会議が非常に成功をおさめたものと考えております。

なお、引き続き常設的な委員会を設けたというお話でございますが、これは私もさきようには考えておりませんが、常時これらの問題について関係各国において検討していく、そういう一つの、いわば方法論が論ぜられた、かように理解をいたしておるわけでありす。

なお、再来年マニラにおいてというお話でございますが、これは再来年マニラで東南アジア開発関係会議を開催したい、かように考えておることは御承知のとおりでございます。

○永末委員 再来年か来年か、一年違いなら、私のはうが間違つておつてあなたの言うことが確かであれば、それはいいです。私のお伺いしたいところは、今回のソウルの会議におきましては、スタンディング・コミッティー・フォア・スタディー

というものををつくるということをきめたわけですか。そうしますと、スタンディング・コミッティーというものは、日本政府の仮託によりす。連絡委員会、こうなつてゐるわけだ。わが大蔵委員会は、これはおかしなことだけれども、英語で表現しますとスタンディング・コミッティーなんですね。スタンディング・コミッティーという以上は、それに対する事務局が必要になつてまいる。ソウルの会議もその事務局をどこへ置くかということについて韓国側に強い希望があつた。そういう希望を実現するならば、その会議の成果が規制されるということ、おそらく常設の委員会ではだめだ、こういう意向が日本政府側にあつたのではないかと私も推測をするわけなんです。しかし、日本側の正文というものはないのであつて、日本政府が連絡委員会と訳してゐることは翻訳であります。しかし各国はこれに對してスタンディング・コミッティーということばで了解しておるのであつて、この連絡委員会が常任機関でない限りにおいては、これは一つの恒常的な機関であると解釈をするのが、スタンディング・コミッティーということばによつて理解をする限り私は当然のことではないかと思ひます。

そこで問題のポイントは、ソウル会議においては、そこまでする日本政府は足を踏み込んだ、ところが、われわれがやつた四月の会議においてはさういふことまでやらす、ゆかたがけの、いわば事あるときに集まつてくる気軽な会議でやっていくのだというふうになります。日本政府は四月の会議よりは六月のソウル会議に重点を置くと思ひます。国があつても、あるいは人があつてもしかたがないのではないかと、そのように解してよろしいか。

○正示政府委員 この問題につきましては、私先ほどお答えいたしましたとおりであります。なお詳しく、ソウル会議に参加をいたしました小川アジア局長からお答え申し上げます。

○小川政府委員 ただいま御指摘のスタンディング・コミッティーでございますが、これはあくまでも、ここに書いてございすように次期の関係

会議のためのものではないかと、したがって、今回の第一回が行なわれます前にバンコクで駐在各大使が集まりまして行ないました準備委員会というふうなものが、二回目、三回目と行なわれます関係会議のためにできたものでございまして、したがって、場所もそのつど移動していくわけでございします。ソウルの会議におきましては、恒久的なバーマネット・コミッティーあるいはバーマネット・セクレタリーというものをつくるというところにつきましては、全参加国がまだ時期尚早であるという態度をとっております。このスタンディング・コミッティーの話し方をどうするかというところは別といたしまして、性質はそういうものでございしますので、固定した委員会というところではないと思ひます。

○永末委員 バーマネット・コミッティーに対しては全参加国は反対したと言われましたが、私は参加したわけではございませんからわかりませんが、伝えられるところでは反対した国も、複数ではなくてそれ以上あるというのを承っております。しかし、この共同声明の八項に日本訳でいえば「各国閣僚は定期的に継続的な協議を行いたい」との要望を実施に移すために、」こうなっております。その英文を見ますと、まさしくこれは継続的に行なっていくことを共通のベースでやっていくのだという意向があらわれている。これがあつた期日を、次の年にやるための連絡機関だけではないで、このあとの九項目にあらわれたようないろいろな問題を処理するための恒常的な協議のための一つの機関であるということを前提にした表現でなくてはならぬ、このように考えるわけでありませう。そうではございませんか。

○小川政府委員 ただいま御指摘のとおり、レギュラー・ベースによつて継続するという点は意見が一致したわけではございません。したがって、明年以降同様の閣僚会議が毎年開かれることは同意されたわけではございません。そこで、その閣僚会議で前回において出ました問題を次の会議においてさらに詳しく掘り下げる必要があるわけでは

ございします。そのためにこのスタンディング・コミッティーが活用される、こういう考えでございませう。

○永末委員 そうだといいたしますと、四月にわれわれのほうからやりました会議は、そこまで全然取りきめもせず、次期の開催国だけをきめて、そこで別れておる。そうしますと、日本政府といたしましては、四月の会議に置いた重点と、そして今回の会議で引きずり込まれた力の量と比べまして、どっちが多いですか。

○小川政府委員 先ほど先生の御指摘の第九項にはいろいろのものが並んでおります。これは各国がいわば思いつきにいろいろ述べたものを総花的に並べたものでございまして、これがどのように実現されていくかというところは、今後二回、三回と会議が積み重なっていく上において実現されるわけではございまして、いずれもコンクリートなものではございせん。いわば各国が出し合つたものを並べたという程度でございまして、そういう意味から、この並べられておるものが多い、少ないによつて日本政府の熱意の度をはかるのはちよつと無理かと存じます。

○永末委員 今回のソウル会議では、自今アジア・太平洋地域の他の自由諸国が将来の協議に参加するようである限りやるんだ、こういうことが共同声明に盛り込まれておる。四月の会議では、非同盟諸国の一つであるビルマ等もひとつ入つてほしいというふうなことが相談になり、日本の外務大臣の話みたいなどころにもそれが出ておるわけですね。そうしますと、今回のソウル会議に関する限り、参加したものはすべてアメリカとの軍事的なコミットメントをやっておる国々だけである。そしてそのベースにおいて他の自由諸国の参加を求め、こうなつておる。この自由諸国という中には非同盟諸国を入れておられるのですか、入れておられないのですか、伺いたい。

○小川政府委員 その点はたしかアザー・フリー・カントリーズということになつておると思ひます。これは決して自由陣営あるいは共産陣営とい

う意味ではございせん、いわば平和愛好国というふうな意味のもので、自由諸国と訳すことが、ただいま先生の御指摘になつたようなやや誤解を与えておるのかも知れませんが、すなわち訳せば自由な国々と訳すべきものかと思うのでございまして、当然非同盟の諸国を含むものでございませう。

○永末委員 その点は重要な御表明でございませうので、外務大臣おりませんが、考慮にとどめておきます。

もう一つ伺いたいのは、この十項に、日本訳では「本会議参加国のすべてが各種の国際機関および地域の機関の加盟国であることを想起し、これらの諸機関の有する価値をさらに高め、」云々と、こうなつておるわけですね。一体この中に書いてございませう各種の国際機関、特に地域の機関の加盟国、この意味を明らかにしていただきたい。

○小川政府委員 特定の機関が論ぜられたわけではございせんが、まず国連、それから国連の専門機関でございします各種の、FAOあるいはその他のもの、地域の機関といつたしましてはエカフエ、そういうふうなものを想定しておるわけではございませう。

○永末委員 私はそのフリー・カントリーズという中で、問題にいたしました非同盟諸国の問題は、この十項目と関連をさせて考えますと、まあ各種の国際機関ならそういう御答弁もいいでしょう。しかし地域の機関の加盟国、つまり「本会議参加国のすべてが」まん中を省きますと「地域の機関の加盟国であることを想起し、」そうなりますと、普通の感覚では、わが国はアメリカとの二国間の地域的機関の一方である、韓国はアメリカと韓国との間の二国間の地域的機関の一方である、ANZUSの機関に入つておるものもある、SEATOに入つておるものもある、こういうふうに考えられるわけですね。その他はないわけだ。したがつて、そういうことを前提にした場合に、一体これはそういう軍事的にコミットしたものの参加することに価値があるということをお認め

た、こういうふうに解釈ができるわけですか。いかがですか。

○小川政府委員 SEATOのごとき軍事的なグループは全く想像しておらなかつたわけではございまして、会議におきまして、軍事的な結びつきというふうなことを言つたものは全くございませうし、むしろ軍事同盟のようなものはこの会議で議論するつもりは全くないという発言をした国があつたほどでございします。したがって、ここで申し上げましたのは、先ほど申し上げましたやうな機関でございまして、国際連合というだけではないわけではございませうけれども、実は国際連合に正式に加盟していない国もございまして、特にその他というものをつけたわけではございまして、主として国際連合の下部機関であります地域的な専門機関、エカフエをさしてゐるわけでありませう。

○永末委員 小川さん、言ひのがれはいろいろありますが、なるほど会議の席上では、公式の発言としてはいまのような軍事的なというようなことは各国は言わなかつたかも知れませう。私速記録を持つておりませう、新聞報道だけでございませうので知りませう。しかし、当初韓国の朴正熙大統領が各国をめぐつて、アメリカまで行つて、何とかして韓国でこれを開きたいと訴えた過程においては、そういうことが一つの焦点であつたことは、だれ知らぬ者もない事実だと思ひます。しかし、私はそこには問題があるのではないで、そういう経過でできた会議に日本政府は参加するということをしていろいろ御検討になつたでしよう。なつたならばこそ、そういう表現が出ないようという根回しをまた日本政府はやられたと思ひます。その根回しがきいて、ソウルの会議では公式にはそういうことは出せなかつたかも知れませう。私が伺ひたいのは、四月に日本政府がやつた場合には、インドネシア、カンボジア、シンガポールという国を呼ばれたわけだ。しかし、今回は韓国が一定の目的のもとに集めたのだから、こういう国々は参加をしなかつた。日本はまさに両道をかけて参加

た、こういうふうに解釈ができるわけですか。いかがですか。

○小川政府委員 SEATOのごとき軍事的なグループは全く想像しておらなかつたわけではございまして、会議におきまして、軍事的な結びつきというふうなことを言つたものは全くございませうし、むしろ軍事同盟のようなものはこの会議で議論するつもりは全くないという発言をした国があつたほどでございします。したがって、ここで申し上げましたのは、先ほど申し上げましたやうな機関でございまして、国際連合というだけではないわけではございませうけれども、実は国際連合に正式に加盟していない国もございまして、特にその他というものをつけたわけではございまして、主として国際連合の下部機関であります地域的な専門機関、エカフエをさしてゐるわけでありませう。

た、こういうふうに解釈ができるわけですか。いかがですか。

したわけでは、参加したというよりは、四月には日本政府独自の外交方針があったわけだ。今回は韓国の立てた方針の中に、いろいろの論議の末参加を促したわけだ。しかし、参加した以上は、日本というのはアジアにおける力のある最大の国であることは間違いない。その国が四月を重点に置いてこれに進めるのか、六月基盤で進めるのかというところは、非常に重要な影響を、特にソウル会議に出席しなかった国々、また軍事的コミットをしない国々に対して及ぼすとは思っている。その方針を伺いたい。

○正示政府委員 永末委員はよく御承知の上で、お尋ねになっておられるのでありまして、もちろん、日本がインシアチブをとりました四月の会議にわれわれは非常な重点を置いていたことは、先ほどお答え申し上げたとおりであります。なお、本会議に関連をいたしまして、いわゆる農業開発会議というようにも具体的に日程にのぼっていることも御承知のとおりでございます。われわれはどこまでもじみちこじみちという面に重点を置いて、今回お願いいたしておりますアジア開発銀行、その他一切の経済開発の力を東南アジアに集中してまいりたい、こういう考えでございます。いわばソウル会議は、わが国のそういう意図を反映いたしまして、いろいろなお話がございましたが、当初のような構想が相当程度に薄められ、日本の考え方に近いものになった、かように御理解をいただければけっこうではないか、かように存じます。

○永末委員 アジア開銀の問題点は、これはアメリカが参加するわけだ。したがって、アジア開銀というものは、アメリカが従来まで第二銀あるいは世銀を通じて行なってきたアジアの新興諸国に対する経済協力ないしは経済援助、その大部分は著しく軍事的援助であります。そういうことを進めるべく、日本政府が、いわばアメリカの身がわりになってアジア開銀の主導権をとるような姿をとったとしたとしても、その日本に対して非同盟諸国のはうは、一体日本はどういう立場でこの

アジア開銀に入ってくるかという政治的な性格を判断しようとかまえていたわけだ。そこで、これは重大だということで、日本政府は四月に少なくとも東南アジアに関する会議をやったんじゃないですか。さればこそ、いろいろな問題がございましてたけれども、インドネシア、カンボジア、シンガポールというものを呼び、軍事的にきわめて強いコミットをしている国は呼ばなかったとわれわれは思うのです。しかし、今回、そういう経過にかかわらずアジア開銀の発足の直前にソウル会議に入ってしまったということについては、日本政府としては、いわば四月会議に出て、ソウル会議に出ない国に対しては、自分の立場を明確にする責任があると思はれる。そういう御用意があるかどうか、伺いたい。

○正示政府委員 繰返し申し上げましたように、日本の態度は、四月会議、今回のソウル会議を一貫して明確でございまして、この点は御参加をいただいた国々にも十分徹底をいたしているものと考えております。

○永末委員 語尾がよく聞き取れなかったのですが、一貫しておるものと考えておるのか、一貫している態度を知らせたいと言われるのか、明確に願いたい。

○正示政府委員 一貫しておるのでございます。なお、その点は各国に周知されておるものと考えております。

○永末委員 国際政治というのは、主観的な判断では動きません。自分がどう考えておると、相手方が自分をどう見ておるかというのを的確に判断しなければいけません。これは間違いないことである、映っておるはずだということなことでなくて、映らせるように努力をしなければなりません。

そういう一つ一つの過去の経緯をながめつつ大蔵大臣に伺いたいのですが、四月会議のとき、日本政府はジュネーブ以来二へん目でございますが、わが日本国民所得の二以上を新興国、開発途上にある国々の援助に出すのだ、こういうことを大蔵

大臣も言われた。この決意に間違いございませんか、伺いたい。

○福田(勉)国務大臣 なるべくすみやかに一％に達するように努力したいのだ、こういうことをしなれば明言しております。

○永末委員 わが民社党は早くより社会主義インター加盟の一派といたしまして、ともかく工業力の進んだ国が自分の国民所得の一％を開発途上にある国々に出すべしと主張してまいりました。わが国の政府はこのことを言明するのはきわめておそかったのでありますが、今回その一番関係の深い東南アジア各国の閣僚に対して大蔵大臣みずからそういう言明をされたことをきわめて多量にたしております。

それでは伺いますが、国民所得の一％、ことばはいいですが、どういう形で出すのですか。いま出しておるものは、比率は御承知のとおりですが、これからアジア開銀へ出すものをいれられるのですか、それをまず第一に伺いたい。

○福田(勉)国務大臣 もちろん国際機関に出すものもそれは入れるわけですが、それから民間で出すものも入れます。政府のものもよりでありまして、それらを全部ひくくめまして、昨年あたりは〇・六三くらいになっております。なるべくすみやかに一％まで持っていきたい、かように考えております。

○永末委員 アフリカ、南アメリカ等のエマージング・カンツリー、新興諸国を含めて〇・六三、わが東南アジアだけに局限いたしますと、国民所得との割合というものは現在どうなっておりますか。

○福田(勉)国務大臣 対外援助の中で大体七割から八割はアジア向けのものである、このように御理解願っていいと思います。

○永末委員 これらの国々が日本を見ます場合に一番釈然としない点はどこかと申しますと、日本はなるほどそういうことを言っておる、しかし日本国がこれらの国がこれらの国々に対して経済協力をしたやり方は、たとえば日本国内におきま

海外経済協力基金の扱い方にしろ、すべてこれ商業ベースである。つまりくれるのじゃないのだ、必ず取り返すのだ、こういう形でやってきておる。アジア開銀におきまして、これは金融でございすから、必ず取り返すというところは、これは前提になっておる。わが国のいま申しました資金も、日本の商社がそれぞれの新興国に対して行なう商売について、日本政府がいわば時間かせぎの金を貸すということがたてまえになっておる、しかもその期間は他国に比べて短く、その条件は他国に比べて高いということでございます。それから、一体日本は本気になってこの東南アジアの一国として経済振興を考えておるのだろうかということ、彼らはきわめて疑問に思っております。この疑問を解くかぎは、ことばは思いますが、これども、一種の政治借款というものを日本がやる以外に方法はないと私も民社党は考えておるが、大蔵大臣どう思われますか。

○福田(勉)国務大臣 政治借款というところ、どういうものであるか、いろいろな政治的な意図があると思いますが、しかし、経済ベースに乗りこくようなものでも相当出しておるわけですね。いわゆるグラント方式のものも出しておるわけでありまして、また海外経済協力基金のごときは、一般の金融に乗りこくような性格のものも出す、こういうたてまえをとっておるわけでありまして、そういうものを政治借款と言ふならば、まさにわが日本は相当の政治借款をやっておる、この御理解願ってよいと思ひます。アジアばかりではありませんけれども、戦後の新興諸国に共通した点は、何と云っても、独立を完成させたいという熱烈な民族意識を持ちながら、それを完成するに足る経済力を持たない、貧困である、こういう点にあると思ひます。やはりわが日本は一人で生きていくわけにはいかなないので、これらの国々にも協力して、これらの国々を一緒に繁榮させていくのだ、そういう考え方をとる以外に日本の国をほんとうに育てていく道はない、こういうふうに私は思ひます。ただ、日本は世界第五の生産国だと

いうけれども、何といつても人口が多い。一人当たりいたしますれば、きょうも言われまじしたが、二十一番目の所得の国である、こういうような状態です。海外に援助するということは、その一人一人の日本国民の可処分所得をさいてやるわけでございますから、したがって、これは国の政治情勢とも見合つていかなければならぬ。そこに非常にむずかしさがあると思いますが、私は海外に力を注ぐということを心がけていく以外に、長い目で見て、日本の生きる道はないのじゃないか、さうに考えております。

○永末委員 私どもは、現在の日本の政治で一番欠けておるものは、日本の平和と安全に関する基本方針について自民党政府がきわめてぼやっとしていることで、これをきわめて遺憾に考えております。

そこで、この問題に対して一番私どもとして主張したいことは、わが周辺にある東南アジア新興諸国に対する経済安定のための日本の寄与、努力というものを明確にしていこうと、われわれの平和と安全を守るためにきわめて必要だと思ひます。そこで、大蔵大臣としては、なるほど国民総生産の比率、各国に対する比較で、パーヘッドの一人当たりのものと比べてきわめてアンバランスであるといふので、可処分所得をどう振り向けるかといふことについて、わが国内に振り向けずして国外に振り向けるということは、きわめてぐあいが悪いと思はれるかもしれませんが、これは自民党政府としてはふんどしを締め直して、平和と安全を守るためには重要な条件なんだといふことをやはり訴えられなければならぬ、私どもはそう思っております。

そこで伺いたいのは、そういうかまゝに立つた場合に、新興諸国は長年植民地としてやつてきた国でありますから、くぐられたローンというものがいいやでございます。したがって、ゆるやかな形でないと、新しい植民地主義で日本がまたやつてきた、こうなるのでございますから、その点はきわめて慎重な配慮を要すると思ひます。しか

し、いままでやつてきたような、すべて金融ベース、商業ベース的なことで日本が経済協力と言つたつて受け取れないといふことは、さいふのひもを締めておられる大蔵大臣としては心がけていただきたい。いままで国民所得の1%という場合に賠償が入つておるというのは、日本政府の考え方は、賠償を加えると1%に近づくと、しかしいまわれわれが持つておるようないろいろな経済協力のしかたのほかに、もっと政治的な経済協力を考えなければ1%にはならない。先ほどは、きわめて早くとか、非常に慎重に答えられたと思ひますが、しかし、賠償も期限の来ているものがあるのだから、そこで、一体どういふ内容を含ませるのですか、ちよつと御構想を承りたいと思ひます。

○村井政府委員 仰せのように、賠償はそのうちに期限が到来するものがござります。しかしながら、他面インド、パキスタンに見られますように、円借款というような直接借款が始まりまして、これがまた一つの方式といたしまして、今後アジア地域を主軸といたしましてそういう方式が用いられますし、その条件をなるべくソフトにいたしまして、先生が御指摘のように、金融的あるいは商業的なベースとは必ずしも言えない援助的な性格を条件の中に織り込ませるというものが次第にふえていく、しかしながら、これは急にいくるわけにもまいりませんので、国力の許す限りなるべく早く、大臣が言われましたようなテンポでもって1%に追いついていくことになるうかと思ひます。

○永末委員 大蔵大臣に伺いますが、きわめて早くでございますが、日本のほうはまた経済計画を立てておるわけであつて、そこでわが民社党としてましては、自主防衛のためにさき得る経済量、そしてまた、特に東南アジア周辺の諸国の経済協力のためにさき得る経済量、こういうものを勘案しなければ日本の経済計画は立たぬ、こういう角度でものを考えております。そういたしますと、わ

が国の防衛計画は、三次防といふものが来年から始まるわけでありまして、おそらく国会が終わればこれは日程に上がってくる。そこで、きわめて早くとおっしゃいますが、1%というのは、遠い将来の目標ではなくて、日本政府がこの義務を果たすことによつて、いわばそれを誘ひ水にして世界の諸国に対しても呼びかけ得るきずになつてと思ひます。どうですか、いまの見通しとしてどの程度いけば1%はやれるとお考えですか。

○福田(赴)國務大臣 結局、対外経済協力というのは、そのしりが財政負担にくるのです。財政負担といふことは、国民の使ひ分をそれだけ海外にさく、こういうことになるわけでありまして、一体、国の財政状態はじやどうだ、こういうと、十二年、三年といふのが非常に苦しいのです。したがひまして、四十二年、三年に大幅に対外経済協力を伸ばすといふ余地は、私はないのじゃないか。それ以降の問題です。経済が本格的に回復し、財政もその影響を受けて楽になるといふ時期には、私は積極的に対外経済協力をやるべきである、こういうふうな考へておるわけでありまして、何とかして数年中にはこれを実現したい、こういう考へてござります。

○永末委員 大蔵大臣のいまの御決心のほどは一応承りました。そこで、わが国はこれらの諸国に對して、ある一定の政治的な意味において経済協力を行なつていく時期がきわめて近いと私どもは判断をいたしております。したがって、いまはアジア開銀といふもの、これは一つのくさびかもしれませんが、東南アジア閣僚會議や、あるいはソウルにおけるアジア・太平洋閣僚會議という二頭の馬に乗りながら、これらの諸国に對していくわけでありまして、日本の政治的立場といふものは、ばくはきわめて重要な問題だと思ひます。

そこで、けさの参議院の外務委員会で奇妙なことを外務大臣が言われたと伺つた。外務大臣おらぬので困るのでありますけれども、日本政府の見解として聞いたところでは、アジア閣僚會議の決定などについて拘束されないといふことを言つた

といふのですが、正示次官はお聞き及びでありませうか。

○小川政府委員 そういふことを言われたのではないと思ひます。私、ただいまの御質問に該當すると思はれましたのは、この會議に出席したことによつて、日本の外交方針が影響ないしは拘束されたのではないかといふ御質問に對して、さういふことは全くないとお答えになつたのが、ただいま御指摘のようにとられたのではないかと思ひます。

○永末委員 諸國家間の會議といふのは、私どもも政界ベースではござりますけれども、會議に参加をいたします。これは決定権はござりません。しかし、お互いが話し合つて、一つの決議文あるのはコミュニケーションという形で出しました以上は、お互いにその會議に参加してゐる者はその決議文には縛られるのだといふ前提がなければこの種の會議を自今開くことに対して非常に支障がくる、いわば意味がなくなるはずでござります。したがつて、少なくともソウルにおけるこの種の共同コミュニケーションが出たといふことであるならば、日本政府は、まあこの翻訳を変えられるのは問題がござりますけれども、この趣旨だけは日本政府としてはやつていくのだといふことを日本の國會で言われなければ、そういうものはあるかもしれぬが、そいつに拘束されるわけではないといふようなことが、もしこれに参加した各國に響いたら、日本という国は一体どういふつもりでこの共同コミュニケーションにサインをしたのか、こういうことになりはせぬかと思はれますが、小川さん、どう思われますか。

○正示政府委員 先ほど来申し上げましたように、わが國の方針は一貫しておるわけでありまして、今度の會議によつて非常な変更を受けたといふようなことはございません。したがつて、われわれはどこまでも従来の外交方針を堅持して、これに對する趣旨の答弁でござります。それに對する解釈はいまおっしゃられるような趣旨ではないわけでありまして、どうかその点は御理解をいた

だきたいと思ひます。

○永末委員　だいつ時間も費やしまして、大体人間が質疑を行なつてゐる時間ではございません。そこで、大体これでやめたいと思ひますが、もし参議院における外務大臣の答弁のしかたが、各国に望まざる反響を及ぼすとするならば、これは適当な機会に政府においてその真意を明らかにしておいていただきたい。これは民社党の要求です。

それから、正示次官が言われますけれども、一貫した方針もですが、思つてゐることと相手が受け取ることは違ふのでございますから、今後この種の会議に参加する場合には、やはりその基本方針が一貫しておるとするならば、それが国外はおろか国内にもわかるように、ちゃんと整理をしてかかつていただきたい。特に国際会議においては、集まる者によつてその性格が判定せられるわけでございます。そういう点について慎重にこれには配慮を加えて、そして参加、不参加をきめ、参加するならば自分の所信のほどだけは貫き、そして貫き得なければ会議から歸つてくる、これくらいの決意がなければ、ことばだけで自主外交なんといつたつて自主にはならぬ、われわれはそのように考えます。

そういう角度で、アジア開銀というものは本質的にわれわれとしては賛成をいたしております。賛成をいたしておりますが、この開銀が発足をいたしましたして、これにいろいろな種類の政治的性格の国々が入つてくる過程において、わが日本政府の持つておる政治的立場というものを考えなければ、単に経済量を移動するだけであつて、余つた日本の経済量で寄与するんだ、こういう立場では日本の国際的信用を著しく失墜することがあるということを警告申し上げて、私の質問を終わります。

○三池委員長　これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

次会は、明二十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時十五分散会

昭和四十一年六月三十日印刷

昭和四十一年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局